

市民生活部長	松 浦 住 憲
市民窓口課長	西 川 佳 嗣
保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	大 谷 肇
新炉建設準備室長	芳 野 隆 一
新庄クリーンセンター所長	
	増 井 良 之
當麻クリーンセンター所長	
	高 橋 一 馬
保健福祉部長	吉 川 光 俊
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
子育て福祉課長	山 岡 加代子
健康増進課長	水 原 正 義
都市整備部長	石 田 勝 朗
都市整備部理事	生 野 吉 秀
建設課長	中 裕 晃
〃 主幹	石 田 勝 則
産業観光部長	吉 川 正 隆
商工観光課長	下 村 喜代博
農林課長補佐	池 原 博 文
教育部長	中 嶋 正 英
中央公民館長	青 木 若 次
体育振興課長	西 川 博 史

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福 井 良 祝
書 記	西 川 育 子
〃	吉 田 賢 二
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件

- 議第19号 平成24年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第20号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

- 議第26号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

赤井委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、前日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後、所属役職名と氏名を言っていただき、的確な答弁をお願いします。なお、答弁についてはできるだけ大きな声をお願いします。なお、答弁者については部長及び担当課長をお願いします。

それでは、昨日に引き続き、3款民生費、4款衛生費の質疑を行います。

初めに、きのう白石委員からありましたように、資料の提出を委員の皆さんの方へお配りしておりますので、確認の方をお願いいたします。

なお、きのうの発言の中に訂正の申し出がありましたので、許可したいと思います。

課長。

門口長寿福祉課長 おはようございます。長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

昨日の白石委員の質問に対する補足説明をさせていただきたいと思っております。住宅改修支援事業助成金についてでございます。住宅改修費申請時の必要書類、住宅改修が必要な理由書につきましては、ケアプランの一環としまして、担当するケアマネージャー及び地域包括支援センターのケアマネージャーが作成することとなっております。しかし、介護保険サービスの中で住宅改修しか利用しない被保険者については、ケアプランが行われていないため、理由書の作成者を確保するのが困難な場合も予想されます。このため、ケアプランの提供を受けていない被保険者に係る理由書を作成し、住宅改修に係る適切なマネジメントが行われていると認められる場合に補助金を支給するものでございます。

現状でございますが、住宅改修しか利用しない方は要支援1、2の認定を受けた方でございまして、地域包括支援センターのケアマネージャーが書類作成をしておりますので、請求はないのが現状でございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

きのう説明させていただきました障がい者自立支援給付の自己負担割合で一部訂正をお願いいたします。障がい者サービス給付につきましては、1月現在で総額2億4,129万1,573円に対して、自己負担が132万9,653円、自己負担割合は0.6%、これは変更ございませんが、補装具につきましては、総額661万1,790円、自己負担27万4,279円、自己負担割合が4.1%ということで訂正をお願いしたいところでございます。

以上です。

赤井委員長 白石委員、よろしいですか。

白石委員 了解です。

赤井委員長 それでは、質疑ありませんか。

中川委員。

中川委員 おはようございます。きょうも1日よろしくお祈りします。

まず初めに、52ページ、5目老人福祉費の一番下なんですが、ちょっと金額が小さくて、臨時雇用賃金1万1,000円、これについての臨時雇用する方に対する支払いですね、1時間当たりの賃金単価、これと業務内容、これについて教えていただきたいのが1点です。

それと、53ページの13節委託料の下から5行目、ひとり暮らし高齢者配食サービス委託料、これ、昨年と比して約28万8,000円ですか、減額になっておるんですが、この対象人員、昨年と今年、予算計上されている人数的な増減と、このひとり暮らし老人、これを実施されておる、言葉おかしいかな、実施されているというより直営であるのか、また多分、委託と思うんですが、その委託先、これが今年度中に何か変化があったとお聞きするんですが、それについて今現在どこに委託されておるか、それに対して何か支障がなかったかだけお聞きしたいです。

それと3つ目、次のページの54ページの18節備品購入費198万5,000円、これについて物品等をお聞きしたいと思います。

以上3点です。お祈りします。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 まず最初に、52ページの賃金の臨時雇用賃金1万1,000円の内訳でございますが、これは寝たきり老人の訪問歯科事業でございます、これに要します歯科衛生士が予備調査に行かれるということで、単価的には5,500円、2回分の計上でございます。

それから次に、ひとり暮らし高齢者配食サービス委託料でございますが、これの委託先は社会福祉協議会でございます。ひとり暮らしの方に月1回のまごころ弁当ということで配食させていただいております。平成22年度につきましては、延べでございますが、前期936件、後期920件の利用がありました。平成24年度につきましては、月56人掛ける12カ月という形の積算をしております。

それから次に、庁用備品の購入費でございますが、これにつきましては緊急通報システムの子機の購入費でございます。台数につきましては45台分を予定しております、内訳といたしましては、保守切れ等による入れかえ分が27台分と、新規設置分といたしまして18台分、合計45台分の計上でございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。52ページの老人福祉費、これにつきましては、中身わかりました。私、聞いたんは、金額1万1,000円、これを時間当たりのアルバイト、これで雇われて何に使うかと単純な疑問からお聞きしたんです。ということは、5,500円の日当で2回されるということの1万1,000円ということですのでよろしいですね。わかりました。

それと、これは私、ちょっと勘違いで質問したと思うんですが、ひとり暮らし高齢者配食サービス委託料、これ、社協が実施しておられる。これと別に、何か業者に委託されている

というのがあるんですね。この関係の影響、私もこれがそっちの方という見方をしたのでお聞きしたので、これについてちょっともし具体的に何か、今、この来られている部門で影響等、また業者が変わった。ちょっと変わっていますよね。そういうことでちょっと支障があったり、また何か不都合なことがなければいいんですが、あったりしたら教えていただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまのひとり暮らしの高齢者の配食サービスでございますが、こちらにつきましては社会福祉協議会の方に委託しておりまして、ボランティアの方々によりまして、月1回ひとり暮らしの方に配食しているというサービスでございます。中川委員おっしゃっておられますのは、食の自立ということで特別会計の方で予算化しております配食サービスのことだと思うんですけども、これにつきましては、昨年12月にそれまでの事業所が破綻いたしまして、業者が変わりました。それに伴いまして、急な話であったんですけども、スムーズに移行の方していただきまして、現状は何一つ支障はきたしておりません。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。私の方の知識不足で課長に変な質問をしたと思うんですが、今の配食サービス、これについては、極端な言い方、私の地元の企業であって、一般の方からも「どうなるんや、どうなるんや」とうわさばかりが先行して、「役所の方、対応してくれるんか」というような声を多く聞いたんですわ。だけど、その後、今、課長おっしゃったように、ほとんど支障もなく、役所の対応も迅速にさせていただいて、今、現状、今までどおりと同じような形にしてもらっているというふうに聞いたので、その確認のためにお聞きしました。それと、あとの備品購入費、これについてはわかりましたので、結構です。以上です。ありがとうございました。

赤井委員長 ほかに。

朝岡委員。

朝岡委員 おはようございます。昨日に引き続き、民生費の方から質疑をさせていただきたいと思えます。まず、57ページの児童福祉総務の中からちょっと質問をさせていただきます。まず1点は、20節の扶助費の児童扶養手当です。これにつきまして予算の概要を見ていると、17ページにこの扶養手当の全部支給、一部支給、利子加算等々を記載いただいておりますけれども、今、平成23年度を含めて、世帯数と延べ支給の子どもの人数も教えていただければと、このように思うところでございます。

それと、それに伴う支援制度ということで、その扶養手当の上に、母子家庭等自立支援の給付並びに母子生活支援施設措置と、こういう項目が2つございます。これも従来より予算措置をしていただいておりますが、この2つの給付なり措置について、どのような事業といいますか、どのような形を、母子家庭、お母さんがいろいろ施設に行かれるというようなことでしょうけれども、この辺のところ、ちょっと説明を加えていただきたいと思います。

これが一応、児童扶養手当として1つのくくりでよろしいですか。

赤井委員長 はい。

朝岡委員 2つ目は、同じく扶助費の中の上から2つ目の、市長の施政方針の中でも触れておられます、市独自で拡充をいたしました小児医療扶助600万円ということで、小学校6年生までの歯科診療並びに入院の医療費の補助事業ということでございますが、これについて平成23年度の実績をお示しいただきたいと思います。

最後に、同じく57ページ、きのう少し質問をさせていただいて忘れておりましたんですが、子ども手当のことを山岡課長から詳しくご説明をいただいたんですが、この13節の委託料のシステム変更委託料というところがありますね。これについてちょっと説明をしていただきたい。それと、この679万9,000円は、当然、経費的に国の経費で賄っていただいているんだろうということを思いますけれども、それも含めてご答弁いただきたいと思います。

以上3点です。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 おはようございます。子育て福祉課の山岡でございます。よろしく申し上げます。

初めに、児童扶養手当の関係でございますが、平成23年10月末現在の人数から予算を計上しております。そのときで受給者344人分。これには全部支給、一部支給がまじっております。それと、平成24年度中の増加分といたしまして15名分、それを合わせまして1億7,028万300円を計上いたしております。

それと、次の母子生活支援施設措置費でございますが、これにつきましては、御所市にありますヒューマンかつらぎといいます母子寮に入所されている人が1世帯、母親1人と子ども1人の世帯でございます。月17万円の12か月分を計上いたしております。

次の母子家庭等自立支援給付費でございますが、これにつきましては、母子家庭のお母さんが教育訓練給付費を受けられる場合、総額の20%を給付できるわけでございますが、これにつきましては2万円の3件分、それと、2年以上の、看護師とか介護福祉士、保育士、理学療法士を目指す学校に行かれる費用といたしまして、平成23年度までに入学された方につきましては、月14万1,000円の12か月分、その人が、看護師の学校に行っておられます1人分と、今年4月に入学を予定されている方、これも看護師でございますが、平成24年4月以降の入学者につきましては月10万円ということに変更の予定になっております。その分の12か月分を合わせまして295万2,000円の計上でございます。

以上です。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。朝岡委員のご質問にお答えしたいと思います。

小児医療費扶助の平成23年度の実績についてお尋ねのことと思います。平成23年度予算額として720万円を計上しております。今現在の実績を見込みまして、8か月分の平均月額で43万4,774円かかっております。それを1年分の実績と見まして、平成23年度におきましては521万7,282円の決算見込みと考えております。2月末現在の受給者数が2,007人になっております。そういった方が利用されているということの決算見込みでございます。

以上です。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。子ども手当のシステム変更の委託料でございますが、これにつきましては平成24年4月からまた名称が変わり、それと、6月からの所得制限分が入ります。そのためのシステム変更でございまして、これにつきましては、クラウドシステム、7つの自治体と一緒にしております。その分に対する変更分といたしまして計上して、7市町村とも同額で計上いたしております。

以上です。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 どうもありがとうございました。まず児童扶養手当については、平成23年度は10月現在で344人ということでございまして、本年度の増加分を含めて15人分を予算措置しておられると、こういうことでした。平成22年8月から、本来の児童扶養手当もひとり親家庭という名称に変更になって、父子家庭もこの対象になったということでございます。ちなみに、差し支えなければ、去年の344人の児童扶養手当を支給されている中で、父子家庭は何世帯ぐらいあるのかなということ、もし今お示しをいただけるのであれば、お答えをいただきたいと思っております。

生活支援の施設の措置についてはよくわかりました。

また、各自立支援ですね、教育訓練とか介護福祉士や看護師やという、経済的にひとり立ちをしていただくためのそういった資格を取るためにさまざまところに行っておられる分の自立支援についての給付をされている。ちなみに、これは父子家庭の場合、今、そういう自立支援の、これも名称的には母子家庭になっていますけれども、やはり同じように、父子の場合はそのような制度があるのかどうかこれもお尋ねをしておきたい、このように思います。

子ども手当については、今、クラウドの中で7つの共同体が同じ費用で、今おっしゃった4月に名称が変わる、きのうもちょっと申し上げましたけれども、また6月から所得税、それによる制限が加わるということで、きょう新聞を見ていると、きのうの国の担当委員会では名称が児童手当に変わったということと、先般、12月議会でしたか、決算でしたか、少し取り上げさせていただいた年少扶養控除の撤廃による、実際の所得税が変更することで手取りが下がったとかいうような、所得制限に伴う、逆に年少扶養控除の廃止のことで実際収入が減るといふ方の対応で、きのうの新聞では、年収が960万円以上の方の子どもを持つ家庭については、当分の間、子ども手当月5,000円を支給すると。これが委員会でありましてけれども、民主、自民、公明の賛成多数で可決されたと報道されております。こういった変更等を含めて、システム変更料が計上されていると、こういう理解をするわけですね。今のうちに、この2年半ばかりで子ども手当等の仕組み並びに支給額が非常に変わっておりますので、きのうも申し上げましたけれども、その辺しっかりと通知をしていただいて、漏れなく給付ができるよう望んでおきたいと思っております。

最後に、再質問の小児医療費についてでございます。今、中嶋課長の方からは、決算見込みとして521万円、2,007人でしたかな、の医療費の申請をされている、実際、通院なり歯科

診療なりで利用された子どもさん、生徒がいらっしゃったということでございます。これについてはなかなか財源も含めて今後の課題やということでございますけれども、きのうどなたかの質疑で共同化による削減をという話の中で、ちょうどきょう来たら、資料がありまして、ここにありますように、共同化による削減額の明細というのをいただいておりますけれども、これ、皆さんの方にも配られているんですよ、きのうの質問にいただいたやつで。

これ、見ていると、委託料でマイナス4,394万8,000円、使用料・賃借料で2,373万6,000円という、ですから、これは差し引きで2,000万円ぐらいのマイナスの削減ができたということです。これは理事者の方に一度ご答弁を願いたいんですけども、このように電算システムの方ではしっかりと提案をいただいたことでこれだけの削減ができています。1つの財源としてはかなり圧縮されたことということで、こういったことを踏まえて、今後、今は歯科診療と入院治療についての小学校6年生まで、これも当然、県下の中ではすぐれた先進な、先端を行く扶助費をしていただいておりますけれども、通院治療、また、全国的には今、義務教育の中学校卒業時まで入院及び通院の医療費は扶助をするというような自治体も多い中で、市長も提案いただいたことでこれくらい削減ができていますということでございますので、今後のこれについての拡充について所見を求めておきたい、このように思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 朝岡委員からの質問にお答えをさせていただきます。

乳幼児医療の医療費の扶助、また、小児医療の扶助ということで、葛城市の場合は所得制限なしにそれぞれ取り組ませていただいております。今おっしゃいました小児医療の扶助の中で、現在は入院と歯科診療に限ってということでございますけれども、これを通院も含め拡充してはどうかというお話でございます。

現在のところ、試算をいたしますと、小学生に限って、通院も含めて導入すれば、おおむね約3,000万円の費用が別途必要となってくるというような数字となっております。先ほどご紹介いただいたクラウド化、自治体クラウドに移行することによって大体二千数百万の金額が浮いてきておる、こういうものを充てていってはどうかというご提言、ご提案でございます。葛城市全体の予算等を見渡しながら、必要なもの、また、我慢していかなければならないもの等も考えていき、今おっしゃっていただいた乳幼児医療の通院の分等も含めてこれから検討には入っていきたいとは思っております。すぐに導入できるかどうかということも考えていかなければなりませんけれども、検討に入りたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。父子家庭の数でございますが、平成23年10月現在の数字は持ち合わせておりませんので、平成24年2月の数字でよろしいでしょうか。

朝岡委員 平成22年。

山岡子育て福祉課長 平成24年、今、2月末現在で、児童扶養手当の受給者が352世帯に増えております。そのうち父子世帯が17世帯でございます。

それと、母子家庭等自立支援給付費の件でございますが、これにつきましては、母子家庭

のみが対象で、父子家庭は対象になっておりません。

以上です。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 わかりました。市長から力強いご所見をいただきました。当然、10年先の財政計画等も先の行財政改革特別委員会でもお示しいただきましたし、しっかりと財政を見すえた上で、クラウド化により実際2,000万円ほどの縮減ができたという、それは大きな実績でもあると思いますので、ぜひ検討を加えながら、子育て支援の柱であります医療費扶助も拡充をしていただきたい、このように思うところでございます。

本議会におきまして、我が党から先の民生水道常任委員会の協議会で採択をいただいたと思うんですが、28日の本会議でまたご採択をいただくようなことになろうかと思うんですが、父子家庭の支援策拡充を求める意見書を提案させていただいております。この中には、今、私が申し上げましたように、平成22年8月から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることになったと。これによって、今、山岡課長がご説明いただいたように、本年2月現在で352世帯のうち17世帯が父子家庭であると。

しかし、母子家庭がおかれる行政のさまざまな支援制度、先ほどご説明いただきました母子家庭等自立支援給付のこの制度については、現状、今、課長がおっしゃったように、母子家庭に限られていると、こういうことでございます。ぜひこれは父子家庭にも、国がまずはそういう制度改革をしていただくわけでございますけれども、これは改善すべき提案を意見書として国に届け出させていただきたいなと思っております。やはり今の時代でございますので、1日も早く自立をしていただくという上では、父子家庭も当然こういった自立支援をするような方向性を確立すべきだと思っておりますので、またそういう改正の折には、国の動向をしっかりと見すえた上で、この制度については、また拡充についてはしっかりと把握しておいていただきたい、このように思っております。

赤井委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。

53ページの緊急通報装置ですけれども、きのう白石委員の方から質問がありまして、65歳以上でひとり暮らしだと2つの利用基準があったんですけれども、この利用をするに当たっては、また、条件としてすぐに行ける民生委員さんとかいろいろあると思うんですけれども、その条件をお伺いしたいと思います。

それと、飛びます、67ページ、保健施設費の中の使用料及び賃借料の中に、昨年までありましたAED設置というのがあるんですけれども、これ、今回抜けているんです。これの理由についてお伺いしたいと思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。ただいまの吉村委員の質問でございますが、緊急通報システムの条件でございますが、昨日申し上げましたように、おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人、低所得のひとり暮らしの重度身体障がい者ということでございま

すが、ほかに、3名程度の協力員を用意していただくということが条件になっております。それと、回線の方なんです、NTT回線というのが1つ条件になっております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 おはようございます。健康増進課の水原です。

先ほどAEDが今年度載っておらないということで、賃借料につきまして、健康増進課の方ではAEDがリース切れとなりました。そのため、AEDにつきましては、ほかの課も設置しております。その全体を踏まえて、総務財政課の方で、賃借料として期限が切れましたので、本体側はまだ使えます。そのため、パッド等の消耗品が期限が切れるということで、今年度、消耗品としてAEDのパッドの計上をしております。

それと、すいません、修繕費か何かにもう一つ計上しておると思うんですけども、今、確認して、後ほど答えさせていただきたいと思います。

すいません。以上です。

赤井委員長 市長。

山下市長 AEDのことにつきましては、おおむね5年間で、パッドの入れかえであったり、バッテリーの入れかえであったりとか、保守をしていかなければならないとか、入れかえ、買いかえをしていかなければならない。葛城市には現在20台のAEDがあります。葛城市がリースをしているもの、また、寄贈してそれぞれいただいたものも含めて20台。今回の予算で新たに8台予定をさせていただき、保育所や幼稚園に配るということで計上しておりますけれども、これを一元管理しようと。

AED全体で28台を保有して、効率よく、いつリース切れになるのか、どういうものにかいかわっていくのか、パッドをいつ共同で購入してそれに使用していくとか、メーカーもばらばらなら、バッテリーとか買いかえの時期もばらばらなので、財政の方で担当して、全部これを一元把握できるようなシステム、マトリックスをつくって、それで計上していけるよという形をとりましたので、今回ちょっとわかりにくいかなと思いますけど、また、担当がどういう形で説明したらいいかわかりませんが、それぞれの課では今回は計上せずに、総務財政の方で持っておりますので、必要とあらばまた説明をさせていただきたいと思っています。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 物があるんだったらいいんですけども、健康福祉センターにAEDがないのかなという思いがしまして、質問させていただきました。

それで、先ほどの緊急通報装置ですけども、協力員さん3名って、これもなかなか見つからない人もいらっしゃいますし、それと、経費としましても、委託料、システム使用料、それから、先ほどの庁用備品ですね。こういう経費を考えましたら、これだけの予算があるんだったら、民間の方でその分を補助するという形に変えてもいいんじゃないかなとも思うんです。器具もまた古くなってきますし、いろいろな条件で、ほんとうに民生委員さんも常にそばにいらっしゃるとも限りませんし、民間の方でも利用、いろいろな会社がありますから、

それもこれから考えていただきたいなと思いますけれども、市長のご所見をお伺いしておきたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 民間になればどの程度の費用がかかるのか私も存じ上げておりませんので、一度どういうものがあるのかまた調べてみたいと思います。ただ、市として全部それを持てるのか、また一部負担をいただくのかということも含めて、他の市町村が、お隣の樫原市ですか、一部負担をいただきながら適用範囲を広げている等も聞いておりますけれども、葛城市としての緊急通報システムのあり方もこれから検討はしていかなければならないだろうとは思っております。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 関連質問で、私も吉村委員が聞かれる前にこのAEDのことでお聞きしたかったんですが、今現在、葛城市職員さんで、事が起こったときに瞬時にAEDを自信を持って操作される方、何名おられますか。ちょっとお聞きしたいです。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ちょっと質問の意味がおかしかったですかね。というのは、私もAEDという言葉はわかっています。だけど、今聞いておりますのは、ここにおられる職員さん、議員さんも一部ご存じと思いますが、昨年12月29日、市職員がAEDのおかげをもって一命を取りとめたという事実がございます。そのときに、その職員さんは私、親しい人です、自分がその場におったときにAEDを即座に自信を持って操作できたか。仮にもしここに民生、衛生の関係の方、またAEDの関係で研修とか受けておられる方がおられたら、即座に今ここでだれか倒れて、心筋梗塞、心肺停止状態になったときに、すぐAEDを持ってきて操作できる方おられたら、変な質問ですけども、手挙げていただけますか。人の命に関することです。

赤井委員長 市長。

山下市長 AEDの訓練、また、消防の火災の避難訓練等、昨年度もやっております。今年度平成24年度も職員を対象にAEDの訓練、また、避難訓練等させていただきながら、これは消防長の方から我々は習う立場でございますけれども、やったことのないことはいざとなればできないということで聞いております。私もAEDの訓練は1回やったことがありますけれども、また習熟できるようにというか、いざとなったときに、音声での案内は箱をあけたときには出てきて、パッドをここに付けてくださいとか、手を触れずにこのボタンを押してくださいというガイダンス、案内は出てまいりますけれども、更に習熟できるように、人工呼吸等も職員がだれでもできるというようなところで持っていけるように努力をしてみたいと思っております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。私も、去年の29日の実例がなければ、この質問をしていなかったと思います。だけど、特にここで予算が去年あったやつが消えたところ、聞いてみたら、パッドとか消耗品、これの予算計上科目がここじゃないから、ここには入れてないと。

また、修繕等において今後とも使えるようにしていきたいということで、設備の方の充実と同時に、職員全て、一番希望は全てです。全ての職員さんが即座にしてAEDを持ってきて対応できるという態勢をとれるのが一番いいと思うんですわ。

物はあるねと。市役所のカウンターに置いてあるんですが、「これ、だれか使って、だれか使って」という間に心肺停止状態です。何分かで脳の停止が起こります。人命優先。安心して市役所へ行ったら、仮に市役所に声をかけたら、AEDを持ってきて職員やってくれんという実績、こんなのつくってええことでもないですけども、職員がおったら使ってくれんねという安心感を皆さんに持ってもらうのも、安心なまちづくり、安全で住みよいまちづくりを目指しておられる施政方針、これにも合致していくと思いますので、どうぞ器具の充実と同時に、その操作をできる方の研修受講を積極的にお願ひしたいと思います。

以上です。

赤井委員長 市長、AEDの研修の方、皆さんによろしくお願ひします。

ほかに。

白石委員。

白石委員 おはようございます。昨日に引き続きまして質疑を行わせていただきます。

53ページの5目の老人福祉費の13節の委託料であります。その委託料のうち、寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業、さらに、訪問理美容サービス事業委託料、そして、先ほど委員から質疑がありましたけれども、在宅の寝たきり老人等歯科保健推進事業委託料、それぞれ計上されておるわけでありましてけれども、前年並みか前年を下回る予算額になっております。これらは先輩諸氏、また、歯科医師会関係者の努力によって単独の事業として運営をされてきたわけでありましてけれども、昨今はほんとうにその利用が広がっていないどころか、だんだんとこの利用が少なくなっているわけですね。この点、ほんとうにどのように関係者、団体に周知をされ、利用の促進を図ってこられたのかというのがやはり疑問に思うわけでありまして。そこで、平成23年度の実績、そして、平成24年度において、その実績に基づいてどのようにこの事業を展開されようとして予算措置されたかお伺いをしたいと思います。

それから、55ページであります。7目の福祉推進費であります。56ページに及びますが、19節の負担金補助及び交付金という形で社会福祉協議会補助金4,350万8,000円が計上されております。社会福祉協議会は、主に事業社協として、ゆうあいステーションの運営、そして、デイサービスセンターの事業委託を受けて活動されておりますが、社会福祉協議会そのものの役割、そして、社協そのものの活動の内容についての見直し、体制、組織の見直し、こういうことがこの間議論されてまいりました。指定管理者として、昨年でしたか、改めて契約をし、本来ならば5年契約ということでありましてけれども、それを短縮して3年という形で、事業内容、組織等々をやはり見直していこうということであったわけでありまして。平成24年度はどのような見直しを目指しておられるのか。ここに社会福祉協議会の会長であります市長、あるいは常務であります副市長がおられますので、ぜひそのご方針をまずお伺いをしておきたいということ。

それと、今、社会福祉協議会は基金を持っているわけでありましてけれども、その基金の現

在高が幾らになっているか。そして、その基金を活用してどのような事業を行われているか、この点をご報告いただきたい、このように思いますし、また、基金を活用した平成24年度の計画についてお伺いをしたいと思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問にお答えいたします。

まず、寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業委託料でございますが、平成23年度の実績といたしまして、現在、1人の方が2回ご利用になっておられます。

それから、訪問理美容サービス事業委託料でございますが、これにつきましては、申請がありました方につきまして利用券を2枚お渡しして、その利用券で理美容をやっていただくというシステムになっております。平成23年度は2人の方から申請がありまして、利用券をそれぞれ2枚ずつお配りしております。

それから、在宅寝たきり老人等歯科保健推進事業でございますが、これにつきましては、平成23年度は歯科医師の方に機械の貸し出しを2回実施しておるのが現状でございます。それから、平成24年度の予算の計上でございますが、例年の実績に基づきましての予算計上ということでございます。

以上です。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 社会福祉協議会のあり方ということでご質問いただきました。そのことにつきまして、考え方等を述べたいと思います。

社会福祉協議会というあり方につきましては、やはり地域の福祉行政が手の届かない部分につきましてよりきめ細やかな福祉サービスを提供するために、社会福祉協議会というもの自身の存在価値があるという思いをしております。社会福祉協議会が行います介護福祉事業につきましてはそれぞれ考え方がございまして、施設での民間サービスをより充実させたもの、いわゆる公的機関として、民間事業ではなし得ない福祉サービスを提供するための福祉の事業としての展開を夢見て、またそれを目標としてやってきておる部分と、また1つは民間業者と行政とのすき間を埋めるべき範囲としての社会福祉協議会の活動の事業のあり方、また社会福祉協議会自身が独自でやる事業が、民間とのいわゆる競争の原理ということを踏まえまして、やはりより安く、より高度な事業サービスを提供できるという、3つの考え方があろうと思います。今現在提供させていただいております事業につきましては、その3つのバランスをとらせていただきながら、介護サービスを展開させていただいておるというのがまず現状だと思います。

しかしながら、介護サービス事業につきましては、それぞれ民間の方々が、介護保険を充足いたしましたニーズの中でそれぞれ事業者がたくさん出てきておるというのが現状であろうかと思えます。ただ、今現在持っております事業につきましては、そのシェアにつきましてはやっぱりデイサービス、ホームヘルプサービスにつきましても、市内でのシェアにつきましては上位を保たせていただいておりますが、介護保険発足当時のような独占的な事業展開を見られないというのが現状でございます。

また、一般の地域福祉の充実につきましては、近年、特に就業が、いわゆる会社の景気低迷によりまして緊急に融資を行うべき事案が多々増えておりますし、また、相談業務も増えておるわけでございます。そのような方々に適切に助言をし、県の融資制度によりますあつせん、事務手続等をやらせていただきまして、きめ細やかな福祉の手当てを即座にするべく努力をさせていただいております。

そして、一番大きなポイントとなりますのはゆうあいステーションの維持管理。行政から受託を受けまして、それに対しまして、入浴施設、それから、温水プール等々の施設の維持管理、これを受けておるわけでありまして。しかしながら、利用人数につきましては、合併いたしまして、新庄方面の方々も同じ支援、同じ地域ということで一たんは上昇の部分も見たわけでございますが、最近、利用人数につきましても横ばいであるというふうな状況でございます。

社会福祉協議会の目指すべきものにつきましては、いわゆるコストと行政サービスで行っておりますサービスとのバランス、その辺を十分考えながらコスト削減に努めると同時に、また新たな福祉サービスの充実を図るために職員一同頑張っていきたいと、このように考えております。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。今現在ではないんですけれども、平成22年度末の基金残高でございますが、2億8,446万円でございます。

白石委員 そんなにようけある。

吉川保健福祉部長 福祉基金のことでございますか。

白石委員 そう、福祉基金。

吉川保健福祉部長 福祉基金でございますが、2億8,446万円でございます。1年間、平成22年度の実績におきましては、60件529万8,000円の寄附で成り立っております。そのうち利息分でございますが、平成22年度実績におきましては172万6,900円が発生しております。この利息分につきましては、法人社会福祉大会とかいろいろな活動について基金を活用してという状況でございます。基金のこの後の運用につきましては、また社会福祉協議会の方におきまして、理事会、評議会におきましていろいろ数々検討していきたいというような、昨年の評議委員会でも理事者側の方からの回答がございました。以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。理美容のサービスあるいは寝具類の洗濯乾燥消毒のサービス、これらについては実際に実績についてお答えをいただきました。平成23年度で、寝具類のサービスについては1人で2回であります。理美容についてはお2人がこの利用をされている。在宅の歯科の事業については2回貸し出しということで、この事業の目的、趣旨、これらが、このような事業がほんとうにサービスとしてやっていかなきゃならない、そのようになってきたそういう経過が生かされていない現状が私はあるのではないかと。

今、介護保険制度ができるなどいろいろな諸サービスが出てきているけれども、先ほど来、社協の役割の中でいろいろ行政のサービスと現実とのすき間を埋めると言いましたけれども、

まさにそういう事業なんですね。このような事業こそ日を当てて、やはり在宅で頑張っている、あるいは施設でも暮らしをしている、そういう人たちにこういうサービスをほんとうに提供して、やはり支援をしていくということがどこかに置き忘れていたような予算になってしまっている。

歯科の、在宅の寝たきり老人に関する保健推進事業というのは、これは旧新庄町時代でしたか、国民健康保険運営協議会の中で、保険医の歯科医師の先生の提案によって、市が、市長が機械を導入し、それを貸しつけて、寝たきりのお年寄りの歯の治療や管理をしていこうということが提案されました。それはまさにこの高齢化時代に向けて、ほんとうに先見性のある1つの事業であったというふうに私は記憶をし、これはぜひやりましょうということで予算化してきた。機器を購入し、委託料という形で推進をしてきたわけです。

それがこういう状況になっているということは、やはり歯科医師の会の先生方初め、現状、寝たきりのお年寄りのおられる家庭というのは皆わかっているわけですから、実際にこの事業を推進してくっていくことの中で、もっと宣伝をして利用してもらわなきゃならないかと思うんです。この点はほんとうに、原課だけではなくて、介護保険に関わるこの事業に携わるところ、さらに、健康福祉センター等々、やはり連携して取り組んでいただきたい、このように思います。平成24年度の取り組みが増額補正できるようにしていただきたいということでもあります。

次に、社会福祉協議会の件であります。副市長の方から、詳細に社会福祉協議会の役割、あるいはこれまで取り組まれてきた内容実績についてお話をいただきました。私は常々、民生水道常任委員会や予算・決算の委員会の中で、ほんとうに社会福祉協議会が果たすべき役割、副市長が言いました。やはり地域の中で行政サービスが行き届かない、いろいろな条件があるわけですから、そういう部分があるんですね。そういう部分をきめ細かく社会福祉協議会が地域に出向いて、地域を把握して、それを事業として制度を確立してその役割を果たしていくということが必要なんですね。

そういう方向に実際向いているのかということを知りたいわけです。ただここでの議論だけではだめなんですね。平成24年度はどういうふうにして、地域に根ざした、社会福祉協議会としての本来の役割を広げていくんだということを、会長並びに常任理事ですか、常務理事ですか、おられるわけですから、しっかりした方針を出していただきたいというのが1点。どうかこの点をお伺いしたい。これからどう取り組むかということです。これまでの経過やそういうことではありません。そこをしっかりとお答えをいただきたいと思います。

それと、基金の活用の問題です。基金が2億8,446万円にも達した。毎年、平成23年ですか、529万8,000円。それでいいんですか。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 毎年積み立てて、平成22年度の実績でございますが、529万8,000円という積立額でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 この寄附の多くは満中陰にするわけでありましてけれども、そういう経費を省いて、その分

を社会福祉協議会に寄附をしている、この寄附の額がほとんどを占めているんじゃないかと。やはり故人の意思に基づいて、このお金をやはり地域福祉のために使ってほしい、こういう意図がほんとうに込められた寄附なんです。それが活用されている内容を聞きましたけれども、社会福祉大会に活用している。それはほかもあるんでしょうけれども。これはそんなところに使うようなものではないじゃないですか。やっぱり先ほど副市長が答えたように、地域の福祉、行政サービスが届かない、そういうところへ、サービス、手を差し伸べるような事業をやっぱり展開していくということこそが求められているんじゃないですか。

これ、もう何回、私、取り上げているんですか。2億8,000万円を超える基金を持ち、その金利が172万6,000円毎年あるんですね。これは当然活用することとして、この2億8,446万円、一部を取り崩してでも、やはりみずからが福祉目標を持っているわけですから、その福祉目標を達成するために活用する。市から受けた委託料や補助金で現状の施設運営、デイサービスやホームヘルプサービスの運用はされているけれども、やっぱり本来のそういう役割を果たしていただきたい。これ、何回も改善を求めていました。前の市政から山下市政に引き継がれても、ずっと言ってまいりました。これは職務怠慢と言わざるを得ない。どうしてこういうことになるのかお答えいただきたい。

赤井委員長 市長。

山下市長 今の白石委員からの質問にお答えさせていただきたいと思います。

我が国が現在直面をしている高齢化社会の中で年々増加をしていきます介護、また扶助費に係る予算につきましては、これは各自治体、国の予算を多く占める、その割合が年々増加しているということは皆さんご承知のことであろうと思います。これに対して何か有効な解決の手段があるのかと言われれば、国、地方においても模索をしている。また、介護保険料の問題であったり、福祉を目的とする消費税の議論であったり、年々増加するこの予算に関してどう手当てをしていくべきなのかというところが大きな1つの焦点になっていると思っております。

地方、我が葛城市においてこの問題にどう対処していくのか、これは1つの大きな課題であるし、みんなで考えていかなければならないことであろうと思います。先ほど白石委員がおっしゃったように、在宅においてこの問題をとらえて、自分の住みなれた場所で介護を受けていく、また、生活をしていく、そのお手伝いをしていくことに関して行政はどういうふうにして考えていけばいいのだろうか、また、地域で家族がどのような立ち位置で在宅の介護なり福祉というものを考えていけばいいのかということは、私も白石委員と議論しながら模索をしていきたいと思っております。

こと、社会福祉協議会の果たす役割につきましては、その中で大きな可能性を秘めているということは間違いのないことだろうと思っております。行政ができない、またニッチな部分であったりとか、地域の中で福祉、介護の一翼を担っていくという意味では大きな可能性を秘めているということは、白石委員おっしゃるよう間違いのないことだろうと思います。ただ、我々の持てる知恵、能力の範囲の中でまだまだそこに及ばない、また、どのような形で地域に広げていけばいいのかということを探索しておるところであるということは申しわ

けなく思うと同時に、ここをいかに考えていくか、これも1つの社会福祉協議会としての課題であり、また、事業社協としての課題でもあろうかと思えます。

デイサービス等は、民間の企業の参入等によりまして多くの方々が選択ができるようになってまいりました。その中で、社会福祉協議会が運営を任されている、ゆうあいステーションにおけるデイサービスを受けられる方々の人数も減少してきているというのは否めないことであろうと思っております。ここを充実していくことが市民のためにいいのか、それとも、これ以外のことを考えていく方がいいのかということが1つ課題として挙げられます。ゆうあいステーションの運営、また、社会福祉協議会の運営ということを考えていく上で、やはり原資があつてその活用というものもあるわけでございますから、そのあたりもしっかり考えていながら、社会福祉協議会の存在そのものも問うていながら、これから検討してまいりたいと思っております。

また、基金の運用、活用ということにつきましてでございますけれども、今おっしゃっていただいたように、2億8,000万円余りの基金を有しているわけでございます。これをどのような形で活用してゆうあいステーションに使っていただく、片や、社会福祉協議会で地域の皆さんに還元していくのかということとはまた検討し、考えてまいりたいと思っております。いろいろと知恵も皆さんからいただきながら検討させていただきたいと思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 市長であり、社協の会長である市長からご答弁をいただいたわけであります。歴代の町長、市長も、やはりこの件については検討していきたい、こういうふうなご答弁がずっとあったわけであります。現状、社協には今、事務局長が1人おられて、これは嘱託ですが、大体、全体の事務事業を差配する、こういう状況になっています。

確かに行政とやはり社協が綿密な連携によって地域福祉を充実していくということが大事なことでありますし、私はそのことは全く否定するものではありません。しかし、市長にしても、副市長にしても、市政を担い、3万6,000市民の暮らしを支える、そういう多忙な仕事をされているんですね。そういう方が会長あるいは常務理事として具体的に責任ある立場にある、責任ある決定をしていくという立場にある。これでまず進むのかというたら、私は疑問でならない。

もう何度も言ってきましたね。私は、それは民間の事業を経営されていた方とか、また、地域の行政やら地域の実態をよく把握されている、そういう方を、会長とまでは言わないまでも、常務理事として、やはり福祉目標をきちっと立てて、それを実現していくプログラムをつくり、ほんとうに強力に進めていかないと、これは組織の問題として、今、検討されるといつても、多忙な市長に、多忙な副市長にそういう役割を担わせること自身が私はおかしいと。早急に社会福祉協議会の体制をやはり改善していただきたい。

そして、社会福祉協議会の本来の役割、これはどのように言われているかといいますと、地域の社会福祉問題を解決し、住民生活の向上を目的とした地域住民と公私の社会福祉機関であると書いていますね。活動内容は、要は、基本的に、調査地域の福祉問題の明確化、総合的企画や計画の策定、地域問題解決に向けての住民の組織化、行政の提言・改善運動、事

業の企画・実施、社会福祉関係団体の連絡調整、民間団体への助成・支援、社会福祉に関する広報・啓発・人材開発・研修などを行う、これが社会福祉協議会の組織、団体としての役割なんですね。

やはりこの原点に戻って取り組んでいただけるようお願いをしたいし、ほんとうに市民の皆さんの思いにこたえる基金運用を早速に考えていただきたい。社会福祉協議会に4,300万円を超える助成をしているわけでありますけれども、このままでは到底こんなことは認められない。やはり地域にもっと出向いて、地域の福祉要求、ニーズをきちっと把握していただきたい。この程度にとどめておきます。

(「関連」の声あり)

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 白石委員の福祉総合ステーション、要するに、社会福祉協議会に関する考え方は、私も全く同感であります。今、奈良県でも各地で行政と社会福祉協議会のあり方というのが問題になっています。その中で1つ質問したいんですが、56ページには4,350万8,000円が別に協議会補助金として計上されているんですが、予算案の概要の17ページには、福祉総合ステーション管理運営事業ということで8,210万9,000円が示されているんです。計上されているかどうかというのが、予算書では4,000万円ですが、概要では8,000万円と。どういったところにこの差額が充てられているのか、これが1点。

それと、先ほどの白石委員の言われている中身、ようよう考えますと、行政が手立てをする福祉事業と、それと市民が要求する福祉事業のニーズ、このすき間を社会福祉協議会が埋めるとなっているわけですね。今、そういう答弁があったんですね。これ、おかしいと思いませんか。行政のナンバーワン、ナンバーツーが考えられないことを、じゃあ、そのナンバーワン、ナンバーツーがその社会福祉協議会のトップに座っていて、そのすき間を埋めるアイデアなり考え方が生まれてくるんでしょうかね。僕はやはり社会福祉協議会のあり方というのは、根本的に見直す必要があるんじゃないかなと思います。

1点、先ほど質問しました、8,000万円と4,000万円のこの差額はどいったところに充てられているのかをちょっとお聞きしたい。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

こちらの方に上げさせていただいております概要につきましては、委託料を除いた額を上げさせていただいております。消耗品、修繕費、通信・運搬費、測量・設計委託料、設備・土地借り上げ料、それと、備品購入費など、それを合計した額を上げさせてさせていただいております。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうすると、実際に社会福祉協議会と福祉総合ステーションの指定管理者として行政は契約しているわけですね。そうすると、この差額の4,000万円近くは、別枠として面倒見ているということで理解したらいいんですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 委託料として、指定管理料として7,334万8,000円ですか、これ、予算計上させていただいている部分につきましては、社会福祉協議会がゆうあいステーションの維持管理をするための委託料としての金額でございます。また、補助金につきましては、先ほど議論させていただいております、社会福祉協議会自身のそれぞれ社会福祉事業に関する人件費、それから、事業のための補助金ということでございます。社会福祉協議会の施設運営にかかわらない、社会福祉法人自身が事務取扱いをしております人件費の補助金でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうすると、今、社会福祉協議会には1人の職員が派遣されていますよね。要するに、嘱託。これは社会福祉協議会が嘱託として雇うてはるわけですね。僕、誤解しているけれども、今、例えば事務局長が嘱託職員として社会福祉協議会で採用されている。今、副市長の言われた人件費がそういった委託料の中に含まれているというのはどういったことなんですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 ゆうあいステーションを管理するための職員、それから、維持管理費、それは委託料としてここに予算を計上させていただいている部分でございます。また、社会福祉協議会の補助金と申しますのは、社会福祉協議会が独自に福祉事業を展開しております。そのための人件費とそれらにかかわります必要経費等々の部分を補助金として出させていただいております。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 少し誤解している部分があるんですが、ただ、やはり補助金として指定管理者をしている協議会に補助金を出す。それは行政が賄えない事業を社会福祉協議会が補っているから補助金を出す、こういう流れの考え方でいいんですかね。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 本来、社会福祉協議会は社会福祉事業法に基づきました公益法人でありまして、それはそれぞれ行政から委託を受けたり、また、社会福祉協議会を通じて、行政と違う立場におきまして事業をそれぞれ地域で展開しておる。これ、本来の事業でございます。また、その事務所とゆうあいステーションという市の入浴施設なり温水プールの施設なり食堂施設なりを委託をしておるのも社会福祉協議会でございます、本来の社会福祉協議会が展開します事業と、施設を管理する事業とは、同じ組織でありながら全く別の運営形態をとらせていただいている、こういうことでございます。

したがって、社会福祉協議会に、施設の管理をする部分につきましては、委託料としての、ここに計上させていただいております7,334万8,000円の委託料、それから、補助金につきましては、先ほど申しましたように、いろいろな地域での福祉活動にかかわります人件費とか、また、県との融資制度にかかわります事務を取り扱うための人件費等々を補助金として出させていただいている、こういうことでございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 こういったところが、やはり今、奈良県の各市町村で、社会福祉協議会と行政のあり方についての非常に交差している部分。要するに、どこの市町村でも、社会福祉協議会の会長なり役員なりが、市から同じ人物が座って物事の福祉事業を展開している。このあり方自体が今、問題視されていて、このあり方をきちっと整理していくということが、長年、これは多分、葛城市の発足の前の旧町政のときからいろいろな問題が出てきた。そのとき、高齢化社会に向けていろいろな福祉事業が展開される上で、もう少し整理をしたらどうだという話が長々と続いてきたと思うんですが、このあたりは、葛城市のトップであり、社会福祉協議会のトップである市長のお考えというのは、今、どのようにお考えをお持ちなのかお聞きしたい。

赤井委員長 市長。

山下市長 いろいろと話がストレートに行っていない部分もあると思いますので、単純な話だけを話させていただきますけれども、社協の会長、また常務を行政の市長なり副市長が担っていてもいいのかということに関しましてのお話で答弁をさせていただきたいと思います。私もやはり社会福祉なり施設運営等に習熟した人間も経営の中に入れていかなければならないということは十分に承知しております。またそれも大いに検討させていただいて、先ほど白石委員もおっしゃったように、市長、副市長の、会長、常務理事という立場なのか、事務局長という立場なのか、どこでということにはわかりませんが、そういった人物を入れてもらえる余裕というか、人件費等もかかってまいりますので、そういうことも含めて検討させていただきたいと思っております。

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時14分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

溝口委員。

溝口委員 先ほど市長から答弁をいただきました。将来のある姿として、そういった経営手腕を持たれる方たちに社会福祉協議会の運営をゆだねるというようなことの検討を始めたいと。これ、言葉悪いですが、ぜひとも行政といろいろなひもつき団体に関してやはりきちっと整理をしていく。そして、行政のスリム化、そういったことをぜひとも進めていただきたい。これは要望して終わりたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 言葉のあやだと思えますけれども、行政のひもつき団体という表現については、こちらはそういう認識は一切持っておりませんし、そのことにつきましては委員さんのご随意に任せます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 ちゃんと前置きしましたよ、私は。言葉上の問題やけどもという前置きをして発言しておりますので、その点は了解していただきたいと思えます。

赤井委員長 ほかに。

辻村委員。

辻村委員 それでは、私から何点かお聞きさせていただきます。民生費の2項の2目の児童措置費の19節負担金補助及び交付金についてお伺いいたします。この中に、昨年は2歳未満児保育事業というのが計上されていたんですけども、今年は計上されていないのはどうしてかということと、あと、特別保育事業について事業内容をお聞かせください。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。ただいまの辻村委員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに2歳未満児保育事業の件でございますが、この事業につきましては、平成23年度の当初に県の方で保育事業の見直しがされました。そこで、最近、発達障害の子が増えてきたとかいう理由をもちまして、通常保育、2歳未満児保育も入れてですが、それよりも特別保育事業、特に障がい児保育事業に力を入れるということの見直しがされまして、県事業の補助が廃止されたわけでございます。それに伴いまして、葛城市も2歳未満児保育事業を廃止させていただきました。

それと、負担金の特別保育事業の内容でございますが、まず初めに障がい児保育事業補助金の183万9,000円でございますが、これは私立の保育園に対して、障がい児を4人以上になりましたら県の補助の対象になるわけでございますが、なかなか複数の障がい児を受け入れるのは難しいというところで、市の単独といたしまして、受け入れしていただいた保育園に対しまして、1カ月に1人3万640円の補助をさせていただくものです。

延長保育事業につきましては、11時間を超えて延長保育に取り組む保育園に対して補助をするものであります。華表保育園につきましては2時間延長をさせていただいておりますので、基本単価分と加算分を合わせまして670万1,000円、浄正院とはじかみ保育園につきましては1時間の延長でございますので、基本単価分455万3,000円と加算分133万5,000円で、各園588万8,000円、その分を合わせましての1,847万7,000円でございます。

次の保育所地域活動事業補助金の60万円でございますが、これは私立の保育所3園に対しまして、にこにこ広場の開催や異年齢児との交流、また、お年寄りの施設を訪問とか、地域の方を招いて保育園児と一緒に活動するという事業に対しまして、各園20万円ずつの60万円でございます。

次の一時預かり事業補助金につきましては、民間保育所で華表保育園に一時預かり事業を実施していただいております。それにつきまして、1人1日1,800円で、約540人分として97万2,000円を計上しております。

次の民間保育所育成助成金の600万円につきましては、私立の保育園それぞれに対しまして200万円ずつの施設整備の補助等に関する補助でございます。

以上です。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 詳細なご説明ありがとうございます。この中で、2歳未満児保育なんですけど、県の保育事業が廃止されたということで補助がなくなったということなんですけど、2歳児未満は保育は

されているんですね。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 ただいまの2歳未満児保育の件ですが、2歳未満児、ゼロ歳児から全部保育をしていただいております。特に国の基準で、1歳児につきましては6対1、子ども6人に対して保育士が1人の割合でしたものを、県といたしまして、子ども5人に対して1人の保育士を配置した場合に補助をするというものでありまして、それが廃止になって、国の基準に戻ったということでございます。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。

次にお聞きしたいのは、先ほどご説明がありました一時預かり事業の保育なんですけれども、私立の方の補助の内容をお聞かせいただいたんですけれども、公立であります葛城市内の保育所に関して、この一時預かり事業は実施されているのでしょうか。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 一時預かり事業につきましては、葛城市内では、私立華表保育園で1カ所と、公立保育園では磐城第一保育所で1カ所実施いたしております。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 公立保育園では磐城第一保育所とお伺いしておりますが、この一時預かりと同じ、この特別保育事業の中にも病児病後児保育という事業があるかと思うんですけれども、その実施に関してはどうのご検討いただいているかというのをお聞かせください。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 ただいまの病児病後児保育の実施にどのような検討とおっしゃっておられますことについてでございますが、病児病後児保育につきましては、奈良県内では、病後児保育として、現在のところは奈良市と香芝市で実施されております。病児保育につきましては、奈良県内では橿原市で1カ所、医療機関に委託して実施されております。この病後児保育につきましても、やはり地域の医師会との協議も必要でありますし、これを実施するに当たりましては、子ども10人までにつきましても、1人を預かることによっても、看護師が1名、それと、病児保育用の保育士が3人に1人の配置が必要となってきます。それと、専用スペースももちろん必要になってきます。このようなことから、葛城市では、今としてはまだ実施するのは難しいような状態であると思っております。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 今現在は難しいということをお聞きしましたが、橿原市さんは医療機関型の病後児保育を実施されていると思うんですけれども、保育所型の実施ということを葛城市内で考えていただければなと思っております。というのは、来年度平成25年3月には第二保育所が完成いたしますので、保育サービスの拠点として考えていただいているとは思っているので、そこでやはり病児病後児保育の方をご検討いただいて、働いておられる保護者の方々の負担を軽減していただけるような措置をしていただければなと思っております。

また、病後児保育の方なんですけれども、自園型にされると、医師の在駐というのも必要

にはならないかと思えますし、その場合は、医師会と連携をとっていただいて事業を実施していただくという形もとれるかと思うんですね。あと、この人員配置の方で、看護師、保育士というふうになかなか難しいというふうにおっしゃってございましたけれども、体調不良児の対応型の事業というのを一番最初に考えていただければ実施できるのではないかと思うんですね。体調不良児対応型の保育についてどうお考えかお聞かせください。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 ただいまの辻村委員のおっしゃっております体調不良児型の事業につきましても、やはり看護師等は1名以上は配置するということにもなっておりますので、今のところはまだすいません。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 なかなか難しいとは思うんですね。保育所のサービスの充実について、やはり1番は待機をなくして、保育所の数や定員を増やすということを要望されていることが多いんですね。その次に多いのが、やはり病児病後児保育の充実ということなので、ぜひとも葛城市でも、第二保育所の方をやはり保育サービスの拠点と考えておられるので、病児病後児保育の方の制度を導入できるようにお考えいただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

赤井委員長 ほか。

白石委員。

白石委員 引き続いて、質疑をさせていただきます。まず、57ページの20節扶助費であります。これは関連質問になります。小児医療費扶助600万円ということで、朝岡委員の方からも質疑がありました。市長は、具体的に拡大について検討していく、まあ、検討に入るというご答弁だったと思います。その検討に当たって、やはり就学前の乳幼児と中学生までの年間の受診回数あるいは医療費、とりわけ1人当たりの医療費がどの程度になるか、これはレセプトに基づいて積算をしていただきたい、このように思います。

先進地の例を私、見てみますと、就学前は年間受診が大体15.2回。中学生までは大体6.6回、就学前の43%ですね。それから、医療費、これ、1人平均でありますけれども、就学前については、年間1人平均2万9,700円、中学生まででありますけれども、1人平均が1万5,800円、こういう形で53%であります。

成長過程において、就学前の子どもたちと就学後の子どもたちの、当然、成長する中でやはり体調を崩すとか病気になることが少なくなるというのは、これは私も一定判断をできるわけですが、先進地の、実際こういう制度を中学校卒業まで、入院や通院、歯科の診療の助成をしている自治体を調べてみると、やっぱりこういう状況になっています。ですから、そういうちゃんとした積算根拠に基づいて、どれほどの経費、費用がかかるのかということを出していただいて、市長自身はその決断をする材料をきちっとつくっていただきたいということを求めておきたいと思えます。この点はこの程度にとどめておきたいと思えます。

それから、保育所費の方に入ります。58ページの方であります。具体的にご答弁をいただきたいと思うんです。本市には、民間の保育所、はじかみ、浄正院、華表がございます。公

立の磐城第一、第二、そして、當麻保育所があると思うんですが、それぞれの定員、入所児童の人数をお答えいただきたいということと、あわせて、待機児童がおられるのかどうか。いる場合は何人いるかお伺いをしたい、このように思います。また、これは全体で結構です。常勤の保育士、いわゆる給与扱いされる保育士が何人いて、賃金等の臨時の職員といますか、この方が何人おられるか、この点をお伺いしたいと思います。

それから、委員長、よろしいでしょうか。

赤井委員長 はい。

白石委員 生活保護費、62ページに入りたい、このように思います。62ページの2目の扶助費のことです。生活保護の扶助には、ここに書かれているように8つの扶助があります。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等があるわけでありまして、お伺いをしたいのは医療扶助費についてであります。

扶助費の中で一番金額が多くなっているわけでありまして、これは当然のことだと思うんですが、私は生活保護自身が、憲法13条、14条あるいは25条の規定をほんとうに実現する施策として最後のセーフティネットとして存在しているし、これをほんとうにきちっと活用、運用することによって、健康で文化的な生活を保障していくということが求められていると思うんです。今回は医療扶助についてお伺いをしてみたい、このように思います。医療扶助をするに当たって、医療券の発行が行われるわけでありまして、この医療券の発行にかかわる手続、どのような手続が必要で、どれほどの時間、期間がかかるのか、まずお伺いをしたいと思います。

さらに、生活保護の適用の基準の中で、多くの人たちは車を持ってない、こういう状況になっております。私は、車の適正な利用によってそれこそ経費の節減や自立を促していくという点で大きな効果があるわけでありまして、現状の適用の範囲の中では、多くの方が車を持つことを拒まれているという現状です。この点について、現在の考え方についてお伺いをしたい、このように思います。

まずはこの2点についてお伺いしておきたいと思います。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。

ただいまの白石委員の質問の、保育所の中で民間保育所、公立保育所の定員と実際の人数についてでございますが、まず民間の方から説明させていただきます。華表保育園が定員は130人、浄正院保育園は定員130人、はじかみ保育園は定員110人でございます。その実際の人数でございますが、すいません、今は手元に持ち合わせておりませんので、後から示させていただきます。

白石委員 後からというと。

山岡子育て福祉課長 私立保育園の今現在の数については後から。

白石委員 ほんなら、すぐまずしてください。

山岡子育て福祉課長 公立保育所についてでございますが、磐城第一保育所が定員は90人、それに対してまして平成23年4月では66名、今度、平成24年4月の予定では71名です。磐城第二保育所

につきましては定員が120名、平成23年4月では112名、平成24年4月の予定では126名です。當麻第一保育所につきましては、定員が90名に対しまして、平成23年4月では62名、今度平成24年4月の予定では66名になっております。それに対しまして、葛城市の待機児童については、全ての定員に対して何人ということですので、葛城市としては待機児童はございません。

次に保育士の数でございますが、公立保育所では、平成24年4月の予定でよろしいでしょうか。

白石委員 はい、結構です。

山岡子育て福祉課長 磐城第一保育所は、71名の園児の入所を予定しております。その中には、加配を必要とする園児もおります。その分で一時的預かりもしておりますので、それも入れまして、必要保育士数が15名でございます。そのうち、今おります職員と今度の新規の採用職員を含めまして正職員が5名、アルバイトが10名です。

磐城第二保育所につきましては、これも126人の入所を予定しておりますが、4歳、5歳で加配を必要とする園児が何人かおります。それを含めまして16名の保育士が必要になります。そのうち、正職員が6名、アルバイトが10名の割合です。

當麻第一保育所につきましては66名を予定しておりますが、ここにも加配を必要とする園児が何人かおりますので、その分も入れまして保育士が10名必要になります。そのうち、正職員は5名、アルバイトは5名の割合となっております。

それと、臨時の保育士の賃金でございますが、時給1,000円となっております。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

先ほどご質問のありました医療券の発行でございます。通常でございましたら、お医者さんに行かれる前に窓口に来られて、医療券を発行させていただきまして、その医療券を持って医療機関で受診をしていただくということになります。ただし、窓口に来られない方、例えば緊急でどうしてもすぐにでも病院に行かなければならない方、また休日の方につきましては、まずお医者さんに行ってくださいまして、とりあえず病状を診ていただくと。この方が保護の方であるかどうかというのは、当日、医療機関の方から役所にかかってくるのですが、当直の者からまた係の者に連絡がありまして、その確認をさせていただいているわけでございます。もしくは後日に医療機関の方から連絡がございまして、それで確認をさせていただいているところでございます。よって、緊急を要する場合は特に時間的に何もございません。

また、車の使用に関しましては、特に認められている方につきましては、障がいの方、また就労されている方で特に交通の便が悪い方につきましては認められているところでございます。ただし、車の維持管理につきましてはやはり経費がかかります。その場合につきましては、この経費を賄うことにつきましては、障がいの方につきましては障がい加算、また、就労されている方につきましては、収入金から基礎控除というのがございます。それによって車の維持管理が賄われるところで認められているところでございます。ただし、これにつきましては県への報告が必要となっているところでございます。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。民間保育所は、現在の入所者数についてはわからない、資料をお持ちでないわけですか。早速この審査にこれは今、必要な数字ですので、できるだけ早く、この予算委員会が行われている間にご報告いただきたい、このように思います。今すぐ出していただきたい。

定員はお伺いしたいんですが、何年でしたでしょうか、平成14年でしたでしょうかね、政府の待機児童ゼロ作戦というのが行われました。このときの施策で保育所定員の125%を超える超過定員が認められ、それに合わせて、市町村の保育所で定員をかさ上げしたという、そういういきさつがありますが、それぞれ、はじかみ110人、浄正院130人等、今お答えいただいた定員はどの定員に当たるのかお答えいただけますか。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 ただいまの民間保育所の130人、130人、110人の定員でございますが、これは県に届けている定員の数でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ということは、平成14年の厚労省の超過定員を認める、そういう施策に基づいて定員を増やした数字ではないということですか。そこをはっきりしていただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 今、白石委員がおっしゃっているのは、100分の125とかのですね。

白石委員 そうそう、そういうことです。

山岡子育て福祉課長 それではございません。県に届けている125%の上乗せ分の定員ではなくて、本来の定員でございます。

それと、すいません、先ほど民間保育所の人数は持ち合わせておりませんと言っていたが、平成23年10月現在の数字でよろしいでしょうか。すいません。平成23年10月現在で、華表保育園が134名、浄正院保育園が145名、はじかみ保育園が108名でございます。

白石委員 質問が具体的でなくてご答弁をちょっと混乱させたわけでありませぬけれども、とりわけはじかみ、浄正院、華表、そして、磐城第二保育所に注目をしていただきたいと思います。はじかみは、定員に対して134名ですね。浄正院については、定員130人に対して145名の入所者がいる。華表は、これは130人に対して108人ですから、定員内だということですね。

(「はじかみと華表とさかさま」の声あり)

白石委員 もとい、訂正をします。はじかみが定数110人に対して108人、そして、浄正院が130人に対して145人、華表が定員が130人に対して134人、磐城第二が、定員が120人に対して、この4月の予定では126人ということでありませぬ。定員を超えているところは、浄正院、華表、磐城第二保育所という、これでいいんですね。超えていますね。

先ほど私が申しましたゼロ作戦の中で、国が125%までの超過を認めるということの規定に基づいて、今、課長が答弁された定員を超える園児が入所をされているということでありませぬ。これ、本来、ゼロ作戦が認められていなければどうということかということ、浄正院で15

人、華表で4人、磐城第二で6人、合わせて25人が元の県に届けている定員よりも多いわけですね。25人です。25人ですね。これはこのことに対して、まずどのようにご認識をされているかお伺いをしたいと思います。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 ただいまの白石委員の、定員を超えての入所ということでございますが、定員の1.2倍までは認められているわけでございます。その1.2倍の範囲ですので、これ、一定の数字と。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 問題ないと。わかりました。市町村の中ではまだそういう認識でおられる、これは当然のことだと思うんですね。ところが、やはり国の議論の中ではどのようになっているか、これ、紹介したいと思います。これは厚生労働省の雇用均等児童家庭局長が国会の議論の中で答弁をされています。恒常的に超過定員をしている場合には、定員の見直しをしてやっぱりちゃんとやりなさいと、そういうふうに議論をしているんですね。

当然、定員を見直すということは、基準があるわけですから、基準に合わせて、やはり施設設備、人員を増員、改修等をしなきゃならないわけでありまして。その認識をまず第一に変えていただかなきゃならない。今は経過的な超過定員を認めることであるけれども、それが絶対化して恒常的に定員をオーバーするような状況というのは、これは国も認めていないわけですよ。だから、このことについて改めてそういう答弁がされている。

厚労省の認識というのは、恒常的に超過定員をしている、例えば浄正院とか華表とか磐城第二なんかはそうじゃないですか。恒常的に定員オーバーになっている。だから、今度、定員を200名に増やして、施設を更新するということになっているわけですね。磐城、これは解消できます。しかし、民間の保育所である浄正院や華表についても、やはり超過定員を解消する手立てが必要ではないのでしょうか。その点、改めてお伺いをしたいと思います、いかがでしょうか。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 恒常的に定員を超過している保育園のことでございますが、やはり2年連続で定員を超えたときには定員の見直しということが県からも要求されまして、実際、平成22年に華表保育園や浄正院保育園については120から130名に定員を増やされている状況でございます。やはり定員を増やすに当たっても、園の平面図等も入れて、実際それが認められるかどうかというのも県で審査された上で認めていく分でありまして、つまり、恒常的にということはその都度見直しをせよという指示もございますので、2年に1回ぐらいは見直しをしている状況です。

白石委員 課長の方から最初からそのことをご答弁いただいていたらですね。全く視野にないのかいなということだったんですが、やはり県自身も恒常的な定員の超過に対しては改善をしないということで行われているわけですから、実態は、125%の超過定員を認める、そういう措置によって待機児童がないけれども、現状は、待機児童が、県に届けている定員からすれば、やはりなっていると。これまた、2年連続してあれば、当然これは改善を求められるわ

けですね。ぜひこの点を、やはり保育条件をきちっと確保していくということから求めておきたい、このように思います。

それから、保育士の雇用形態の問題です。もちろんこれは正規の保育士、正規でない保育士であれ、有資格者であり、また、保育に対する力量は当然変わらないと私は認識をしているわけでありますけれども、現状は、公立保育所においても、磐城第一で15名中正規保育士は5人、3分の1、ほかはアルバイト等であると。磐城第二も當麻もしかりであります。これはこの間の予算や決算の議論の中でもこの指摘をされてきているわけであります。

当然、私は全てというわけではないと思います。雇用形態というか、就労形態といいますか、やはりそれぞれ保育士さんのいろいろな事情があって、短時間しか働けないという人もいますし、そういう方たちの力もかりてやるのは当然だと思うんです。しかし、現状は、これは少しひどいのではないかと思います。この点、とりわけ民間は、これはもっと多分、いわゆる正社員と言われる保育士が少ないと思うんですが、公の保育所でこういう実態があるということは、これは問題ではないのか。この点どのようにお考えか改めてお伺いをしたいと思います。

それから、医療券の発行についてお伺いしました。手続についてどれほどの時間がかかるのかということについては明確に答えをいただきませんでした。これはなかなか手続的には大変だと思います。課長は先回りをしてお答えをいただきました。救急のときの対応、休日・夜間の対応はどうするんだということからお話、答弁がありました。救急の場合、とりあえず医療機関へ行ってもらおうと。医療機関へ行ってもらって、そして、窓口へ行ったら、生活保護の受給者であるということを申し出て、医療機関から、それは日直してはるんでしょうか、宿直してはるんでしょうか、受給者であることの証明をしてもらって、受診をする、こういう手続になるわけであります。

この医療券の発行というのは、その都度、これ、1カ月ぐらいでしたかね、やはり超えれば、また病状が違うものがあれば、これ、私は変わってくると思うわけでありますけれども、必要なときに必要な医療が受けられるというのは、これは国民の基本的な権利の範疇であります。ところが、急病のとき、とりわけ夜間や休日、職員が休みであるというふうなときに、このような対応でほんとうに受診をし、治療をし、回復するということができるのか。そういう手続の中で、やはり受診を抑制するということがないのか。私はそういうふうに疑問に思うわけであります。

あるいは、子どもへの対応もやはり問題ではないか。子どもが小学校5年生ですか、あるいは中学校2年生でしょうか、修学旅行に行くわけでありますけれども、やはりこの場合は、どのような手立てを打たれているのか。当然、病気をしないわけですから、医療券の発行はないわけですが、その途中で医療にかからなきゃならない突発的な病気や事故があった場合、やはり先ほど言われたような手続をするわけですね。だれがするんでしょうね。その点もあわせてお伺いしたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 まず、保育所の人的な保育士の確保の件でございます。先ほど課長の方から答弁いたしま

したように、来年度平成24年度は、15、16、10名、全体で41名のうち16名が正の職員という形で、約39%になります。この人数プラス、この3園を統括する主任というか、全体をコーディネートする職員を1人置きますので、17名になろうかと思います。4割を超える保育士の確保をさせていただいたところでございます。一昨年に2名、今年度平成24年度からの雇用で3名、正の職員を雇用させていただき、合計5名させていただきところでございまして、その割合を少しずつでありますけれども、確保させていただこうと努力しております。

民間の雇用の形態がどうなっておるのかわかりませんが、一たん市役所の職員として採用されましたならば、やはり定年まで勤め上げられると、そこの人件費をどう確保していくのかということも問題になってまいりますので、そのあたりしっかりと考えながら、若干ずつでございますけれども、職員の割合を増やしていき、臨時職員の方でも責任を持って対応はさせていただいておりますけれども、少なくとも担任を持つ者は正の職員ができるように、こちらの方も努力を続けてまいりたいと思っております。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。

先ほど白石委員がご質問されました、旅行に行った場合の保護の証明でございますけれども、ご本人さんからの申し出によって保護証明を発行させていただきまして、もし何かがあれば、それで現地での医療機関にかかっているということになります。また、手続の時間につきましては、通常の場合でしたら、窓口に来ていただきまして、どここの病院ということで、2、3分程度で医療券を発行させていただいております。ただ、先ほど言いましたように、緊急の場合につきましては、医療券発行よりも先に医療機関の方に行っていて受診をしていただくというところでございます。

また、医療費の抑制というところでございますが、特に何もそういうあれはございませんけれども、ただ、重複受診、頻回受診というのがございまして、重複受診というのは、1つの病気であちこちの病院にかかるとか、また頻回受診とかいいまして、一月に半分以上行かれるという場合には監査の対象になりますので、チェックをさせていただいているところでございます。また、指導させていただいているところでございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 保育所の常用雇用という点では、市長の方からこの間の取り組みも含めてご紹介をいただき、今後ともその比率を高めていくということのご答弁がありました。歓迎しておきたいと思っております。厚生労働省自身も、やはり保育所は常用雇用すべきだろうというふうに、断定はしていませんけれども、国会の議論の中で大臣そのものが答えているわけでありまして。当然、市長の考えておられることと合致をするわけで、やはり現状を改善していただきたいということをおし添えておきたいということと、あわせて、やはり定員を拡大していく、その条件整備を時を失せず取り組んでいくということをお願いしておきたい、このように思っています。

医療券の発行、医療扶助の問題でありますけれども、課長は、そんなに問題はない、今のところ、医療抑制になるようなことはないというふうにお答えになりました。しかし、全国

的にはやっぱりいろいろ問題になっているわけですよ。なっているから、医療証の発行までは行っていないけれども、保護の受給証をもって受診をするという、その改善がやっぱりなされているんですね。埼玉県、福岡県、新潟県、秋田県、広島県、宮城県、広島市などがあります。

市は、福祉事務所を持って、直接、生活保護事務を担当しているわけでありましてけれども、全国的に実際に医療抑制等が起これ、医療にかかれなくて重篤化する、あるいは亡くなるという事例があって、このような県や市ではやはり改善をしているんです。埼玉県などは通知を市町村に出して、生活保護の受給者票を発行して、休日、夜間、緊急の場合の医療をスムーズに受けられるように改善を求めているんですね。問題があるからこそ、このような取り組みが行われているわけです。

実際に車も持っていない方が、休日、夜間、医療機関に行くのも大変じゃないですか。深夜にタクシーも動いていないこともあるじゃないですか。そういう状況に置かれていることがほんとうに健康で文化的な最低限度の生活を保障することになっているのか、全て国民は幸福を追求する、そういう権利を最大限尊重されなければならないということになっているのか、全て国民は差別されないという憲法の規定に沿うことになっているのかということ、この医療券の問題、あるいは車の使用の問題ということを、やはり保護事務、行政執行の中で、私はこれはその立場から取り組んでいくべきことだと思います。

確かに、国は保護費の抑制政策をとり、いろいろ縛りをしてきているというのも事実です。しかし、我々は直接市民の暮らしを支えるために、市民の顔を見て仕事をしているわけです。実態がよくわかるわけですから、それに即した、現状に即した保護事務をやっていただきたい。このことを求めておきたい。医療券の問題、車の使用の問題、いろいろお願いをしておきたいと思います。

以上です。

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 12 時 07 分

再 開 午後 1 時 57 分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

中川委員。

中川委員 すいません、ページ数で55ページの分なんです、言葉の意味を教えてください。13節委託料、この中の委託料の最終行に、高圧機器PCB混入検査委託料4万9,000円とあるんですが、これ、たしか、去年の予算委員会でも溝口委員がおっしゃって、廃棄PCBコンデンサ処理委託料、これ、今ごろ何出るんやと。PCBイコール、ポリ塩化ビフェニルですかね、公害物質、これでもうないと思っていたんですけども、ここでまた同じくPCB混入検査ってあるの、これはPCB廃棄に関する関連法案が制定された後に、葛城市もまだこういう検査をすべきものがあるのかということで検査されるのか。それと、これ、されるところの、これ、目がいきいきセンター管理運営費ですので、具体的にどこの分を指しておられるのかお教え願いたいです。

それと、15節の工事請負費、これの520万円、これの中身。大きくて結構です。多分、私の考えとしては、たしか、いきいきセンターは昭和54年から55年において完成したものであって、約30年が経過しておる。その基本的な部分の工事をされると思うんですけども、それについての可否をお願いしたいです。

それと、3つ目、これも完全に今までなかった言葉、19節負担金及び交付金。額は小さいです。1万2,000円。特別管理産業廃棄物、この言葉と、あとの管理責任者講習負担金。管理責任者講習負担金ということは、職員かだれかがこの講習を受けに行き、廃棄物を管理する責任者となるのか、そのための講習を受けに行くのか、ただ講習を受けるだけをもってその資格を得るか、また、試験があるのか、そういったところをちょっと教えていただきたい。概略で結構ですので、お願いします。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの中川委員の質問にお答えいたします。3点ございましたが、それぞれ全て関係いたします。

まず、工事請負費の方から説明させていただきたいと思います。工事請負費の内容でございますけれども、電気設備改修工事、内容はキュービクルの入れかえ工事、高圧ケーブル及び機器取りかえ工事等の工事でございます。それと、センター施設内の修繕工事、これは特殊建築物定期検査による是正事項によります修繕工事を予定しております。内容につきましては、塗装、修繕、換気扇取りかえ工事等でございます。

続きまして、高圧機器PCB混入検査委託料でございますけれども、先ほど言いました電気設備改修工事に伴いまして、その中で変圧器などの既設機器を処分する際に、その機器の絶縁油の中にヒトの健康、環境に有害性のあるPCB、ポリ塩化ビフェニルが含まれている可能性があります。このPCBにつきましては、製造中止になった昭和47年以降につくられた電気機器についてはPCB廃棄物ではないとされていましたが、その中でも微量のPCBで汚染された絶縁油が入っているものが平成14年になって確認されました。それで、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、PCB廃棄物の平成28年までの適正処理が義務づけられました。これに基づきまして、そのPCBの分析を行う検査委託料でございます。

それから、3点目の特別管理産業廃棄物管理責任者講習負担金でございますけれども、これにつきましては、その検査を行いましてPCB廃棄物と判明した場合、適正な処分を行うまで特別管理産業廃棄物管理責任者を置いて適切に保管をしなければいけません。その管理責任者の講習負担金でございます。以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 詳しい説明ありがとうございました。

そしたら、ここの部署だけではなしで、ほかにも、今言っております高圧機器PCB混入検査、この委託料というのが今後も発生するおそれがあるということなんですかね。今、門口課長から答弁いただいたけれども、門口課長は該当施設でもうこれ以外にはないと思うんですが、ほかには、副市長、思い当たるようなところってあるんですかね。物が物だけにち

よっとお聞きしたいです、参考として。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 私、全体を把握しているわけではございません。ただ、そういう変圧器、キュービクルにつきましても、たいま温泉にも一部ございましたし、k それにつきましても適正な処理をしております。ふだん使っておるにつきましても何の問題もないわけでございます。しかしながら、検査をして、その部分で処理すべきPCBだということがわかりましたら、順番待ちなんですね。処理する期間がほんまに限られていますので、その期間を待つ間に責任者を指定して保存をしておくという状況でございまして、今、ふだん使っている分については何ら支障がないということでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

そしたら、もう一つこれに関連してお聞きしたいんですけども、ここにある特別管理産業廃棄物管理責任者、この講習を受けて資格を持った人間は、この施設だけではなく、ほかの施設にもあるものを管理する資格があるんですかね。俗に言う、車の運転みたいなんです。企画部の公用車を運転できる免許を持っておる人間が総務部の車も運転できる、車については全部いける、そういう資格のものですか。それとも、その施設ごとにこの資格を取らなければならないのかお教え願いたいです。法的な措置のあれと思いますので、もし不明であれば不明で結構です。またわかった時点で教えていただければ結構ですので、今わかる範囲で結構です。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

昨年度平成23年度當麻庁舎、またこの新庄庁舎、それぞれPCBが既に合併以前からございまして、先ほど副市長の説明のとおり、その処理においては順番待ちということずっと待っておったわけでございます。平成23年度にその順番が訪れ、両庁舎については、それぞれ1台ずつ、キュービクルの受電盤の方に保管しておりました分を適正に処理させていただいたところでございます。

この管理責任者については、排出状況の把握とか、処理計画の立案とか、適正な処理の確保等々、こういったものをこの責任者において立てていると、このように理解いたしておるわけでございます。ただ、それが中川委員がおっしゃるように、各施設ごとに認められるものなのか、施設を超えてまで立案処理計画できるものなのか、そちらについてはちょっと不明な点がございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。答弁、それで結構です。またもしわかった段階で教えていただきたいと思っております。

以上です。結構です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 今の中川委員の質問、私、そういう資格を持っていて、サラリーマンのときに管理責任者をやっていたんですが、施設ごとではありません。事業所ごとですから、葛城市に1人おれば十分です。また、特別産業廃棄物の管理責任者というのは、PCBに限らず、特管という産業廃棄物、よく不法投棄されているものとか、いろいろありますよね。家電でも指定されているものとかありますよね。全ての管理責任者やから、これ取りに行かれる方は責任が重いと思いますので、ぜひ頑張ってください。

赤井委員長 ほか。

西井委員。

西井委員 いきいきセンターの運営管理費、管理費で2,600万円余し、いきいきセンター運営管理費で3,300万円、また、高齢者対象に敬老事業関係で約6,500万円、年寄り関係に独自で合わせて、1億円近いお金を使っておられると。まことに年寄りについてやさしい。また、敬老年金というのは当市独特の新庄町時分からの、85歳以上の方々に毎月5,000円の割合で配布されているという、この制度自身も継続されているということは、年寄りについて特にやさしい施策をされているということで私は評価するわけでございます。

特に敬老会というのは場所が限定されるということで、マルベリーホールで敬老の日に1回されているわけでございます。私、市議会議員に当選させていただいて以来、一般質問で2度ほど、また予算・決算委員会で何度かお願い申し上げていたという記憶はございますが、地域的には敬老会に出席したくてもできにくいと。ただ、その辺の中で地域としても、バスを出したり、また、地域としてそれなりの努力しておられると。

それが地域が一方的に出すんじゃなく、やっぱりその地域が出されている金の中で何ぼか補助金なりすることが公平ではないかと。バスを出すということも私は1つの方法と思いながら質問させてもらっていたわけですが、ただ、地域的な、バスが各大字で一斉に出すということやから、バスの手配及び、また、一応その日だけのバスの停留所ですか、についても混雑を招くとかいう弊害もあるのは理解できるわけですが、敬老会は70歳以上ですかね、やはりどうしても年いってくるごとに、そういうふうな集会のときに、一度は見たいという年寄りの気持ちがあるわけです。同じ行政で、同じような形の中で事業を運営するんやったら、見たいという方が見やすいようにするための補助金なり何なりを検討するのが行政の公平性ではないかと私、常々思うわけです。

一般質問をしたときの答弁でも、当時、地域も含めて協力したらいいわというふうな答弁ももらったことがあるわけですが、事業全体内で受けるべき恩恵はその対象者全員に公平なわけです。その辺から見たら、まだいまだにそういうふうな施策をされていないということは、私自身はそういう方々に対する代表といたしましても憤慨すると。これはもう私、6年間言い続けているわけです。施策として方法はあるんじゃないかなと。年寄りにせつかくやさしい政策をしても、一部分の人は参加ができてにくい。これ、常々言うてたんが、いまだに改善されていないと。それについて、きちっとした答弁をお願いします。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 老人会ですか、敬老会、これは旧當麻町でもいろいろな議論をされておって、いろいろ

な変遷を見ておるわけでございます。確かに、副議長おっしゃいますように、旧當麻の方では、15大字でありながら、午前と午後に分けて、それぞれ町が保有しておりますバスで送迎をさせていただきまして、できるだけ多くの方が参加をしたらいんじゃないかというふうな方向でずっときておりまして、1つの町でありながら、午前午後に分かれてやる。

そしたら、いやいや、同じ町やから一堂に会してやろうということで、一堂に会してやるには文化センターでは小さかったということで、体育館に舞台を急遽つくりまして、1年間そういう形でやらせていただいた経緯もございまして、しかしながら、音響の設備もままならぬ、後ろの方では聞こえなかったというふうなこともございまして、やっぱりある一定の規模に、一定の人数に仕分けしてやらなければならないかなと感ずるわけでございます。

さてさて、合併いたしましたから、そのことに関しましては、やはり特に旧當麻の方から、送迎に関しての市からの支援はないというふうなこともたびたび聞いておりましたわけでございます。それをやはり先ほど申しましたように、旧15カ大字でも午前と午後に分けてやらしていただかなければ、送迎も1カ所にとということになりますと、混雑が想定されるわけでございます。そうしたら、旧新庄を含めて、今、45カ大字ということになりますと、何日にも分けてやらなければならないというふうなことも考えられるわけでございます。

その方向で進めるか、いやいや、今までどおりご辛抱いただきながら、地域の人々の支援を仰ぎながらやらせていただくかという部分が選択された中で、現在もそのような形でやらせていただいているわけでございます。物理的に1日ないし2日で分けて、4回に分ける、5回に分けるということになりましたら、実行は可能かと思うわけなんですけれども、そうしたら、やはり老人会自身の皆さんが一堂に会してという部分が薄れてくるというふうなことから考えますと、不作為というそしりは免れないわけでございますが、今までのとおり、今このやり方でやらせていただけたらなと思います。

ただ、送迎に関します補助金につきましては、これは敬老会じゃなしに、それから、体育祭、それぞれの催し物につきまして、地域的なものがございまして、そのことに関しまして、その助成措置、また地域的な格差に関しましては、別の次元で検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 副市長おっしゃるとおり、一遍にするということになっていたんは、物理的な問題があると。私はその辺で物理的な問題をどないかせいとか言うんじゃない、最後にご返答いただいた、例えばその地域ごとに何なりの形で地域が出されている、運動会にしても、別の款やから運動会は申し上げなかったわけですが、そういうことについても、地域としてやはり努力されているところに、最低限必要やなということで努力されている地域に対して、それを例えば送迎費の中でいろいろ市の制度で考えてもろて、上限なり何なり決めてもらうことで地域が施策してもらって、そこを補助を出してもらうという形も一応公平性を保てるんじゃないかなと。その辺はやはり、理事者が早急に、本来はその程度のことというのは今年の敬老会にも検討してもらいたいぐらいだと思います。これは今年、今初めて言うたんじゃないわけです。

もう一度、その辺について今年にもしてもらいたいと。これは今年は無理やという話が出てくると思いますが、ちょっと検討した中の答弁をお願いします。

赤井委員長 市長。

山下市長 公平の考え方についても、いろいろと物の見方によって公平のあり方というのは変わってくると思います。そのようなこともかんがみながら、これから、各大字からいろいろな行事等についても検討課題の1つとしてやらせていただいて、これからも検討させていただきたいと思っております。

西井委員 結構です。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 3点質問させていただきます。1点は、子育て支援センターの現在の活動状況を通じて、実はこの施政方針の中に、ボランティアやファミリーサポート会員を継続して募集し、子育て家庭の支援をしてまいりたいという文言があるんですが、こういった募集に関してどのような実態があるのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

それからもう1点は、民生費の中に、一般会計からの高齢福祉に対する持ち出し、要するに、介護保険特別会計等々への持ち出し額、要するに、繰り出し額といいますかね、が計上されているんですが、これも同じように、施政方針では、ある委員もこの質問をされたと思うんですが、第5期に絡んでの見直しの中で、基金の取り崩しによって、文言そのまま読みますと、新年度からということ、この平成24年度からだと思うんですが、「新年度から平成26年度までの第5期介護保険料につきましては、高齢者の負担を軽減するため、介護給付費準備基金の取り崩しを行い、現行の介護保険料の基準額の維持を努めていきたい」ということがあるんですが、要するに、一般会計からの持ち出しを含めて、介護保険に関する繰り出しの妥当性というのはどのようにお考えなのかをお聞きしたい。

それと、方針に書いてある準備基金等の取り崩し、これ、介護保険の特別会計のところでは聞くべきかとは思ったんですが、一般会計のところに出てきますので、まずは一般会計からの繰り出しとしてのあり方についての考え方をお聞きしたいと思います。これが2点目。

3点目は、継続事業の中で、クリーンセンターの建設関係のものと、それから、磐城第二保育所の建設事業に絡む予算が計上されているわけですが、少なくとも計上金額が非常に大きいという観点から、平成24年度に行われようとしている工事内容について紹介をいただきたいと思えます。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。子育て支援センターにおけるボランティアやファミリーサポート会員の募集状況、会員数について報告させていただきます。現在、子育てボランティアとして登録していただいている方は8名でございます。子育て支援センターの事業等に参加していただいております。次、ファミリーサポートクラブの会員の状況ですが、利用会員といたしまして102名、援助会員が40名、両方会員が25名、合計167名の会員が現在登録していただいております。また利用されております。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 介護保険の特別会計の繰出金でございますが、これはほとんどが介護給付費の負担割合に当たる部分でございます。介護給付費の繰入金が2億3,248万円というような形になっております。あとの繰入金につきましては、介護保険特別会計に係る一般管理費の負担金ということでございます。それから、介護サービス事業勘定の繰出金でございますが、これにつきましても、サービス収入で見ている部分以外の一般管理費の経費に当たる部分を繰り入れしていただいております。

以上でございます。

赤井委員長 室長。

芳野新炉建設準備室長 クリーンセンターの継続費でございます。9ページの第2表の継続費でございます。新クリーンセンターの3施設の建設と敷地の造成工事及びそれらの施工管理費でございます。3施設につきましては、まず熱回収施設、それから、リサイクルセンターの整備及び剪定枝等のリサイクル施設でございます。

総額は42億2,220万2,000円となっております。まず、熱回収施設でございます。建設費で、このうち34億1,970万2,000円でございます。リサイクルセンターでは2億4,000万円、剪定枝等リサイクル施設で1億5,000万円、施設の造成工事で2億1,000万円、それらの施工管理費といたしまして2億250万円で、合計42億2,220万2,000円でございます。平成24年度の年度内訳といたしまして、熱回収施設で3億4,100万円、造成工事といたしまして2億円、施工管理費といたしまして3,000万円の合計5億7,100万円を計上いたしております。

以上でございます。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。

磐城第二保育所の継続事業でございます。平成24年度につきましては、継続費で全体が6億5,000万円のうち3億5,000万円となっております。本体でございます。それにつきまして、平成24年度につきましては、その他設計管理委託業務というものも入っております。

メインとなります磐城第二保育所整備工事でございますが、10月11日の起工式以来工事に着手いたしまして、基礎部分と地下部分、地上部分の基礎部分が完了いたしまして、現在、建屋工事、鉄骨に入っております。これから、本体工事に順次着手いたしまして、屋根工事だとか内外装工事にかかりまして、おおむね10月ぐらいをめどに新園舎を完成し、新園舎において園児を移しまして保育を行いながら、旧園舎の解体工事を行いまして、外構工事等、歩道工事もろもろを含めまして、3月20日の工事期限までに早期に完了を目指しております。そういうふうな状況でございます。

今年度の出来高につきましては、金額の25%の出来高を目指しております。そのような状況でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 子育て支援センターの件について、現在ここに計上されています一般職員1名、臨時雇用賃金として337万9,000円ある。この臨時雇用の職員さんといいますかね、何人になる。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て支援センターの臨時雇用職員は2名でございます。2名分の賃金が337万9,000円でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 私も何度か見学させていただいたんですが、非常に活発な支援活動をされているということで実感しておりますし、また、知人等もここでいろいろ子育て支援のお世話になっているということをお聞きしていますが、実質上、職員というか、責任を持った方の存在というのは3名なわけですね。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て支援センターの職員としましては、一般職、課長補佐待遇の職員が1人と臨時職員が2名の3名でやっております。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 だから、私、3名ですねと聞きましたね。少なくとも、ボランティア7名、ファミリーサポート167名という非常に大きな市民の皆さんのお力添え、これは同時に、我が子をもってここへお世話になっているという部分も重なるとは思うんですが、ぜひとも市長の言われる、要するに、市民と協働して市政運営に当たると。これ、大きな業績評価的に私は見るべきではないかなと。これだけの方たちがサポート体制におられて、実際の責任は3名でこの事業をこなされている。そして、何名かの方の聞き取りでは、非常に充実した活動をされているということなので、ぜひともこういった点、関係部署の方たちのお力添えというか、関心を注いでいただきたいと思いますので、要望しておきます。

それから、もう1点は、介護保険に関する特別会計の繰出金についてお聞きしたんですが、答弁的には明確な、要するに、用途の答弁、どのような使い方をするんですという答弁はありましたが、全体的な繰り出す金額についての判断、要するに、考え方の整理は今されていないように思いますので、これは追って、介護保険特別会計のときに再質問させていただきたいと思います。

それから、継続事業のクリーンセンター及び磐城第二保育所に絡んでは、平成24年度でどのような工事が行われるのかなということでお聞きしたんですが、1点、磐城第二保育所の工事、これに絡んで、担当部署の視察といいますかね、査察と言うたら失礼ですけども、そういったことはなされているのかどうかお聞きしたい。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 毎週1回、業者と設計業者、うちの担当職員を入れまして会議をいたしまして、進捗状況なり、現場を視察したりしております。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 これは私も保育所に行ってお聞きしたんですが、大変きちっとされているということなので、今後、子どもたちに対して、例えば今は建設の段階なので、注意されている、区分もされている、工事区画もね。しかし、今度は解体のときにやっぱり思わぬことが起きてはいけませんので、これまで以上の密度を持って行政がやはり関心を示しながら、工事完遂に向け

て努力をしていただきたいと思います。これも要望です。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

朝岡委員。

朝岡委員 私は衛生費の方に入らせていただいて、大きくは2点お聞きさせていただきます。

まずは68ページの環境衛生の中で13節委託料で環境の検査の委託料ということで148万9,000円、概要説明の20ページでは、自動車の騒音常時監視業務委託、新たな事業ということで、県からの権限移譲のもとで、この説明では、自動車の騒音の情報を継続的に把握して、環境保全のための情報提供を行うと、こういうご説明文を添えていただいております。具体的に、この監視をどのような形で実行されようとしてはるのか、もう少し詳しいご説明を求めていきたいと思っております。それで、この業務をすることで、最終的にどういうまちづくりを望んでおられるのかも含めて、お答えをいただきたいと思います。

それと、大きく2つ目は、ちょっとページが飛ぶので申しわけないんですけども、71ページの塵芥処理の中に入るんですが、ここの、やはり13節の委託料で、ずっと真ん中から下の資源ごみの分別処理の委託料ということで、今回、当初予算では5,297万3,000円ということで計上をいただいております。

先ほど来、當麻の新クリーンセンターのお話も出ましたが、當麻地域では、資源ごみについては直営で、なおかつ、リサイクル施設を持ち、分別から収集から業務をしておりまして、新庄地域については、以前から民間委託による収集並びに分別処理をされていると、こういうちょっと収集方式も含めて微妙に違う形態でやっておられたんですが、昨年9月議会でしたか、當麻については、いわゆる新クリーンセンター解体に伴って従来のリサイクル施設が休止をするということと、またあわせて、新庄地域については、シルバーさんを含めた職員による収集分別業務に切りかわるための補正予算を組ませていただいたと、こういうふうに事情としてはなっているわけでございます。そういう経過をたどって、このたび5,297万3,000円を委託料として計上されるということでございますので、今、私が申し上げたことも含めて、この予算を計上する経過を説明願いたい、このように思っています。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの朝岡委員の質問にお答えいたしまして、自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関しましてご説明いたします。同業務は、地域の騒音曝露状況を経年的に継続されて監視し、都道府県が自動車騒音対策を計画的、総合的に行うための基礎資料作成のために、平成10年の騒音規制法改正時に新設されたものでございます。このたび、平成23年度に成立いたしました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、常時監視が都道府県業務及び市の業務という方に、法定の受託事務になりました。

業務の概要といたしましては、平成22年度の道路交通センサスの結果から、24時間の交通

量がおおむね1万台以上の路線区画に面する地域の基準点において50メートル範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、騒音に係る環境基準に適合している戸数等の割合を算出して評価するとされております。

葛城市にはこの路線区画として、国道24号線、それから、165号線、高田バイパス、166号線、県道御所香芝線の5路線6ポイントが該当しておりまして、平成24年度は国道24号線の自動車騒音の常時監視を実施し、以降は毎年各1路線を実施していく計画でございます。

以上でございます。

赤井委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの朝岡委員の資源ごみ収集委託料につきましてご説明を申し上げたいと思います。先ほど委員がおっしゃられましたとおり、平成23年10月より、當麻クリーンセンター解体に伴いまして、処理処分の委託を外部の業者をお願いしているところでございます。平成24年度予算におきましても、資源ごみのうち、ここに計上させていただいておりますのは、缶、瓶、ペットボトルの処理・処分料の委託分と、平成24年度におきまして、収集委託につきましては、今現在、新庄地域におきましてはシルバー人材センターをお願いをしておるところではございますが、本年5月より業者委託という方向でただいま検討をさせていただいております。これにつきましては、この議会等が終わりました後、業者選定委員会等に諮りながら、業者委託の方向性を探りながら検討を進めていく予定をいたしております。

あと、処理処分につきましても、適正な業者での入札等を考えながら、収集運搬も踏まえて、業者委託という方向での入札等を検討しておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ご答弁ありがとうございました。まず、環境衛生の県からのいわゆる受託事務の移管について、自動車の騒音常時監視業務ということで、今、大谷課長の方からは、葛城市内では該当する路線が5路線あって、平成24年度としては国道24号線をまず、基準点と言われるところで実測の計測をすると、こういうことですね。また、残りの4路線については、随時、年度ごとにこれを実施していくと、こういうことですね。

これはやはり国なり県なりが、騒音の1つの基準点というのが当然あるかと思えますけれども、そういったことの基準を超えているか、超えていないか、そういうようなことの評価だと思いますけれども、それに対してこれから平成24年やっていただくんですけども、それは回数とか何かあるんでしょうか。日にちを決めて、おっしゃっていたように、1万台ですかね、それはやはり時間を決めてそういう計測するというところで、1つの基準ポイントというものがあると思うんですけども、その辺を教えていただければなと思います。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 計測の基準点でございますが、現在は24号線は御所市にポイントを置いております。

葛城市といたしましては、これを24号線の最も交通量の多いところでまず1ポイント、当然

のことながら、これ、コンサル業者に委託しますので、適当な条件を双方すり合わせてのポイント設定だとお考えいただいて結構でございます。

それから、先ほど申しおくれましたが、5路線6ポイントと申しましたが、県道御所香芝線を南阪奈を中心に2カ所に分かれております。それによって交通の流れがそこで変わりますので、5路線6ポイントと申し上げた次第でございます。

実施時期でございますが、騒音が最も少ない秋以降、虫の声とかセミの声とか、当然反映しますので、そのころに測定を行いたいと考えております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。細かくご説明いただきました。これはやはり1つの基準点でそういうあれでいくと、業務をして、その結果、何かやはり国なり県なりに報告をするということなんでしょうか。そういうことですね。近隣の皆さん方の騒音に対する今までのさまざまな経過もありますので、この5路線6ポイントですか、しっかりと計測業務をお願いしたい、このように思うところでございます。

次に、先ほどご説明いただきました分別収集の件でありますけれども、所長のお話では、最終的には今年5月から再び業者委託を考えているんですと。そういったことの中で、當麻の今の現状のやり方も踏まえた予算額として5,200万円の計上やと、こういうことですね。

昨年なたしか9月の議会のとき、いわゆる補正を組むときも、付託された各委員会でもさまざまな議論がなされたと思いますけれども、もともと旧新庄町の資源ごみの分別収集については、ずっと以前から業者委託をされていたということですよ。それが急遽補正予算を組んで、シルバーさん等々に収集業務をしてもらわないかんようになったというような経過があるわけですよ。これがやはりコンプライアンスの違反というようなことも含めて、長年収集業務をしていたいただいていた業者の違法行為であったと、こういうことが発覚をしたということに対して、急遽シルバーさんに収集業務をお願いせざるを得なくなったということだったと思うんですけれども、この経過も少しもう一度確認をしておきたいと思います。

赤井委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 ただいまの朝岡委員の経過の説明ということでございますけれども、一昨年来からそういうコンプライアンス違反ではないかというような話がありまして、昨年の平成23年度の当初の契約時におきまして、理事者等とも協議をした結果、平成23年5月からすぐに違う方法が見出せなかったということもありますので、平成23年9月までの契約を一たんさせていただいて、その間に次の施策を検討するという方向で参ったわけでございます。しかしながら、すぐに他の業者への業者委託と入札等ということにつきましてはなかなか踏み込めなかった次第でありまして、緊急的な対策といたしまして、シルバー人材センターへの委託ということでこの半年間を乗り越えさせていただいたという状況でございます。

この状況がいいのか悪いのかということもあるわけでございますので、平成24年度4月におきましてはあと1カ月シルバーさんでお願いをし、5月から再び業者委託ということにおきまして、今までは随意契約で単独の契約をさせていただいておりましたが、平成24年5月

以降の分につきましては、この議会終了後、入札に向けた方向で今、検討をさせていただいて、業者委託の方向で進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 説明をいただきました。当然、9月末までにそういう施策を考えていただいても、すぐに業者が決まらないということで、緊急措置的にシルバーさんを使っていただいて、運搬収集業務をしていただいたと思いますけれども、改めてやはり、これは今後の新たなクリーンセンターの稼働と同時に収集運搬体制の確立をしていただかないといけないということになろうかと思えます。

ただ、やはり5月からは、市内全域の資源ごみの、今、先ほど、分別の品目を言っていただいたことについては業務委託をするという方向性で考えているんだと、こういうご答弁だったと思います。先ほど来おっしゃっていた、コンプライアンス違反で、9月までそういう契約をしていたその民間業者については、その後どのような業務としての改善をされたというのの確認をされているのでしょうか。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 大谷でございます。その会社のコンプライアンス違反でございますが、別のところに現在、おうちを取得いたしまして、今、工事中でございます。まだコンプライアンス違反は完全に解消したわけではございません。

以上で報告を終わらせていただきます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 やはり以前からさまざまな経過のもとで収集運搬に大変ご苦労いただいていたとは、もちろんそれは思っておりますけれども、やはり根本的に、昨日でしたか、どなたかが、職員の皆さん方に対するコンプライアンス教育が云々というお話も出ていましたけれども、やはり法を守ってこそ、当然こういう業務は遂行すべきであると、このように思います。

図らずもタイミング的には、一般廃棄物を収集できる資格を持たれている、また、県の認可も取られている、業務委託を以前されていた以外の皆さん方が、葛城市には、今、6社ですか、時期を同じくして葛城市の一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合、こういう組合を設立なさったということで、やはり葛城市の今後の、先ほど来申し上げましたような収集運搬体制を確立していく中で、相互に協力体制をひいていこうじゃないかと、こういう意思が私は十分伝わるのではないかと思うわけでございます。

当然、先ほど来、所長なり課長から、十分に入札をしっかりとするという体制に基づいて、今後の5月からの、これも当然、新たなクリーンセンターが稼働するまでのこの時期にともかくそういう形でやっていこうということでございますけれども、当然、土俵に載せるということは大変難しい判断だと思うんですけれども、こうして葛城市の生活に密着する資源ごみを収集運搬するに当たって、組合を設立して葛城市の市民の皆さん方に貢献していこうという、そういう皆さん方に対しては、やはりしっかりと葛城市も相互に協力体制をひくということも大事なことであります。

また、日ごろから、以前から大変お世話になった、今、改善をなされているというところ

の一業者さんについても、当然、話を十分とまた進めていくべきだろうと思いますけれども、ただ、違法行為をするということは、これはもう言語道断でありますし、それが改善できましたから再び入札に加えてくださいということも、本来でいうとこれはどうなのかなどこのように私は思いますし、やはりその辺のところをしっかりと、これからの収集運搬に対する考え方を確立しながら、よりよい収集運搬体制の確立をいち早くしていただきたいと思いますが、理事者のお考えを聞かせていただきたい。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 それぞれこの所轄を実施いたしております環境課ないしクリーンセンター、それに対する、今、朝岡委員がおっしゃっていただいております事情の収集をさせていただく。また、片や、業者指名ということになりますと、総務財政課の方で、組合に対する法的な適正な入札のあり方等も現在、検討をさせていただいているところでございます。それぞれの持ち合わせました資料を入札検討委員会に上げていただきまして、適切な、間違いない処理をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 副市長からもお話をいただきました。僕はいいチャンスだと思うんです。以前から、旧町のさまざまな歴史の中で、そういう運搬、また処理の方法も微妙に、片方では直営で、片方は民間委託、これが新たに建設できる新たな施設によって、やはり葛城市が今後、分別収集や収集体制を確立するほんとうにいい時期に来ているわけですから、入札のあり方とか、当然でございますけれども、今申し上げましたようなことをしっかりと現場の皆さん方とも協議しながら、よりよい体制づくりをいち早く確立できるようにお願いしておきたいと思えます。

以上でございます。

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時54分

再 開 午後 3時09分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、73ページの地域循環型社会形成推進事業費、いわゆる新炉の建設についてですけれども、先般、3月補正で用地の大幅な減額がありました。そのときに、今、73ページにありますように、用地購入費が計上されていないということで、用地購入はもう終わりですかと聞きましたら、まだありますと。その都度補正で出しますという話だったんですけれども、新年度の予算の関係ですので、今、ちょっと質問させていただくわけですが、どうもそれが腑に落ちなくて、納得できないんです。今年度の事業だったら、ここに計上すべきだと思うんですね。それで、とりあえず、あと残っているのは何件で、坪数、面積ですね、それをお聞かせ願いたいと思います。

赤井委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室の芳野でございます。現在予定しております場所、竹内地域におきましては3筆で面積が556平方メートル、當麻地域で7筆で5,896平方メートルを計画いたしております。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 はっきりとした平米数がわかっているんですから、ほかにも用地買収が終わっているのです、さほど変わりなく予算というのはここに計上できると思うんです。これ、補助事業の場合、申請なさると思うんですけれども、そのときには、大体これぐらいだからという具合じゃなくて、絶対、この用地費用には幾ら、補償には幾らって積み上げて申請なさると思うんです。ですから、ここに計上できると思うんですけれども、なぜこれを本年度のところに計上されなかったのか、その理由をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

赤井委員長 室長。

芳野新炉建設準備室長 今年度、現在までに収用いたしました土地は17筆で、利害関係者が13名、収用面積にいたしまして、2万46平方メートルでございました。主に山林と農地でございます。現在、それ以外に建築物の収用の交渉に当たっておりますが、建築物のある物件の収用には、次の移転先の補償も必要でございます。したがって、当該収用物件以外にも、次の移転先の交渉も必要でございます。したがって、当該収用物件以外にも交渉物件が増えてまいります。計画道路の用地以外の用地を探して、移転を承諾していかなければならない。また、収用は個人の財産を収用いたします。個人の感情も影響いたします。非常にデリケートな部分でございますので、交渉の進展をもちまして予算を計上していく予定をしております。以上でございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 これ、用地買収全てそうだったら、尺土の駅前の用地買収も移転先がありますし、個人のやっぱりいろいろな事情もあります。そうしたら、新年度予算というのは全然、前年比が当てにならないわけですよ。後でこれ、計上しますなんて、補正で上がりますとなったら、当初予算は何なんですかと思うんですけれども。だから、これだけが、移転先があるからというの。ちなみに、尺土もそうなっているんですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 ただいまの件に関しまして、特定の個人ということ、1軒の部分の補償ということになってまいります。したがって、その方自身を特定できる内容の予算編成ということになりまして、若干、その辺の感情的な部分を危惧する部分もございます。ほかの部分につきましては、何名か、複数名の方々の補償ということになっておりますので、特にこの件に関しましては、移転先のところで若干、現在交渉させていただいている。今、一番デリケートなところがございますので、予算の計上は差し控えさせていただきたいと思います。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 やっぱり理解できないんですけれども。こういうふうな予算の計上の仕方、これ、今までもあったんですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 今までも全てがそうであったかということに関しましては、全てがこうであったとか、また、こういうふうにしなかったと、そういうふうな取り決めはございません。その部分につきましては、今年度、道路用地、道路工事も計画しております。ある一定の決められた期間の中で長年住んでおられたところを離れていただく。それに関しまして、その方の要望も十分参酌した上で決定をいただくという思いでございます。実際、あの路線を決めていただきましたのはわずか1年半、2年前のことでございます。長年住んでおられました家庭環境という部分も十分考慮しなければならないと考えております。よりスムーズに移転していただくために、あえて予算を計上しない方がその辺の感情がほぐれるだろうという判断からそういうふうにしていただきます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 これ、最後にしますけれども、まともなと言ったらおかしいですが、鑑定の金額だったら、別に特定できても構わないんじゃないですかと私は思うんです。答弁は結構です。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 今、金額どうのこうのというふうなことの交渉に入っているわけでもないですし、誤解を招いてはいけませんのであえて答弁させていただくわけでございますが、この前の委員会の中でも、鑑定の費用、まあまあ、それを若干というふうな発言も委員の方からいただいたわけでございますが、そういうふうなことではなしに、金額でどうのこうのということで交渉が現在保留になっておるわけでも何でもないわけでございます。あくまでも、移転先の部分につきましても納得をいただくためにもしばらくの猶予をいただきたい、このように給考えます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 すいません、もう終わろうと思っていたんですけども、交渉先ですね、どう言ったらいいのかな、金額をどうのこうのよりもね。どういうふうに説明したらいいのかな。ちょっと待って、休憩させてもらって。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 すいません、今の吉村委員の質問に関連するので、私、この予算書見ておまして、73ページ、12節の役務費、土地鑑定手数料ってございますね。これ、筆数、面積等わかっておりますか。とりあえずそれをお聞きしたいです。

赤井委員長 室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室の芳野でございます。

中川委員のご質問でございます。先ほども申しましたように、鑑定につきましては、竹内地区で3筆は平成23年度に鑑定を行っておりますが、平成24年度で収用協議が整いましたならば、平成24年度の単価で時点修正をかけさせていただきたいと思っております。また、代替地の鑑定も一応計画をしております。それから、當麻地区につきましても、先ほどの7筆はまだ未鑑定でございますので、収用協議の進捗をもって鑑定を進めてまいりたいと思っております。

おります。以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ちょっと私、質問した分と返ってきた答えが自分の頭で整理できませんねんけどね。筆数は数字的にはないんですね。7筆じゃないですね。そんだったら、ここで土地の鑑定を上げて、行く土地が筆数が出ていないというようなことになるんですか。

それと、この予算に対しての私自身の考え方として、この数字を見ておまして、初めに補正ありきの当初予算ですか。ほかの予算項目におきましては、とりあえず今のところ確定しておきませんので、存目として上げさせてもらいますというような説明をきのうも聞かせてもらっております。また、ほかの補正のときにも、存目として上げさせてもらいます。それが1,000円単位の1,000円や2,000円じゃないです。万単位の数字が出る場合もあります。それさえもせずに、今の答弁を吉村委員にされたし、そしてまた、私もこれから聞いていくことにおいて、初めにこの言葉がありきかどうかお聞きしたいです。この予算については、完全に補正があるんですね。それは今後の進捗状況によって補正するという言葉で終わるわけですか。ちょっとそこだけお教え願いたいです。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 ただいま室長が申し上げましたとおり、用地買収等々の問題につきましては、それぞれ適切に補正予算で対応させていただき、また、全体の、国の補助事業でございますので、予算の配分等もでございます。したがって、執行に当たりましては、この予算の範囲内、または追加、国の方にも申請をいたしまして、適切に対応させていただきたい。このように考えております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。今、副市長がご答弁いただいた部分、もうちょっと時間かけて整理します。そしたら、別の部分でよろしいですか。

赤井委員長 はい。

中川委員 同じくこのページのところの11番需用費、この需用費の中の食料費10万円、これ、単発なんです。これ、何の食糧費ですか。湯茶接待の湯茶じゃないですね。ちょっとお聞きしたいです。具体的に教えてください。

赤井委員長 室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室の芳野でございます。

食料費と上がっております。使用料及び賃借料のバスの借り上げ料のところと1対と考えていただきたいと思います。新庄クリーンセンターの跡地の利用で、地元の笛堂地域の方の先進地の視察、あるいは當麻地域の区民に対しての先進地の視察の予算の計上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 すんません、そしたら、これ、行かれる方は、市役所指名ですか、それとも、公募ですか。

赤井委員長 室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉準備室の芳野でございます。

一応、平成23年度も実施させていただきまして、笛堂地区、1日、先進地の視察をさせていただきます。そのときは、笛堂地域の区長さんにそのあたりの村の方の出席の方の協議させていただきますまして、村で選んでいただいたという経過がございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。食料費10万円でしょう。これってお昼の弁当代ですよ。お昼の弁当代を出して研修に行く理由は。特に昼ご飯。1泊つきの、泊つきの研修ならいいんですよ。1泊2食つき幾ら幾ら、自分たちの報酬で行くとか、場合によっては、団体によっては、バス代は市役所が持ちます。各種団体が持ちます。ところが、昼食代は1人当たり1,000円ずつ徴収させていただきます。それも自分から進んで、この研修行かせてくださいという方もですし、こちらから指名した場合も、昼食代は別に徴収されている団体があるんですよ。

団体によっては、市役所持ちでバス。変な言い方、言葉悪いです。弁当つきの日帰り旅行ですか。私も過去ここに勤めておりました。「出張時に昼ご飯つくのん、食べようか」「人間だれしも3食食べるやろ。自分の食べる昼飯ぐらい自分で出せ。そのために旅費日当出とらんや」という言葉も受けたことがあります。それ以来、おごってもら以外は、人の分おごったり、また自分の金で食事する。研修行っても自分で食べる。官公庁から昼飯を出してもらって研修に行くって何か腑に落ちないんですね。これが5,000円、1万円なら、湯茶接待用の費用だと。10万円で飯、1,000円で割ったら何ぼやと。

そこ、今おっしゃったように、このバスの借上げですね。31万5,000円、これ、何台分、3台ぐらいで行くんですかね。ちょっと自分で聞きながら、ほかの団体、研修に行かれるとき、それが公募であろうと、自分から役所から指定した団体に研修に行ってもらふのやというときでも、片や、昼食代徴収している、片や、つけていく。細かい話と笑うなら笑ってくださいよ。また元へ戻りますよ。公金の昼飯つきですか。行く場所が場所やから、こういうふうにされるんですか。地域が地域やから、弁当も出すんですか。その趣旨がわからないですよ。私、何か昼飯を公費で出すのに凝り固まったような感じしていますけれども、出すべき理由というのを教えてほしいです。

赤井委員長 室長。

芳野新炉建設準備室長 中川委員には、前回の予算審議のときでしたか、途中でしたか、たしか、やはり同じように、バスの利用料金をできるだけ、例えば公用のバスを使うなりというふうなご意見もいただいております。今回も昨年と同様に大型バス2台の予定をしとるんですけども、平成23年度につきましては、予算は同じような予算でしたが、一応できるだけ安いバス会社のということで使わせていただいた経緯はあるんですけども、確かにおっしゃられるように、できるだけ支出を控えるにつきましては、言われておりますバス代並びに食料費を再度内部で検討させていただきながら、十分協議して利活用させていただきたいと思っております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。それと、今、芳野室長おっしゃった話の中で、バス借上げ2台分、日帰りで2台ですよ。1台15万7,000円。日帰りでこの金額って、シーズン中にバスを借りて

行くんですか。何かそんな感じするんだけど。31万5,000円ということで、消費税込みでいって、3台行くのかなと思ったんですわ。運転手、ガイドなしですよ。ガイドつけてもらって、ここはどこそこです、目的地どこで、きょう何行きます。そこへ市役所職員が随行で乗って、バス日帰り旅行。旅行と言ったら語弊がありますが、視察、研修ですかという意味でお聞きしたんです。

検討していただくという、1つは経費の節減、また、どこから言われても、そら、当然やなど。そこまでして行ってもらうのが当たり前やと。該当する大字にここまで、気使いよってんと。そやけど、大字断らはってんというぐらいの答えが出るように、そういう結果が出るように望んで、この件に関する質問終わります。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑をさせていただきます。既に質疑をされたところもありますので、関連という形でお伺いをしておきたい、このように思います。

71ページ、13節の委託料、資源ごみ分別処理委託料並びに粗大ごみ運搬処分委託料、それぞれ6,616万8,000円、資源ごみの方が5,297万3,000円ということであります。平成23年度の当初予算では、粗大ごみが4,028万4,000円、資源ごみ分別処理委託料で当初予算が2,598万6,000円。粗大ごみについては前年度の164%、2,588万2,000円の増になっております。さらに資源ごみについては208%、2,698万7,000円の増になっています。合わせて5,000万円を超える処理費の増額になっているわけであります。まず、この積算根拠について、前年度と比較してこれだけ増えた根拠についてお伺いをしたいと思います。

赤井委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの白石委員のご質問にあります委託料のうち、粗大ごみ運搬処分委託料、そして、資源ごみの運搬処分委託料でございますが、資源ごみの分につきましては、先ほど朝岡委員の方からのご説明でも申し上げましたとおり、新庄地域の収集運搬委託料、今現在シルバーに委託しております4月分と、先ほど申しましたように5月以降3月までの11カ月分の業者委託の委託料が入っております。

そして、新庄地域、當麻地域、葛城市全ての缶、瓶、ペットボトルの処理処分委託料ということで、昨年、当初比に対しましては、先ほど委員が申し上げられましたように、大幅な増となっております。昨年平成23年度分におきましては、9月補正におきまして、収集形態、処理業者の外部委託ということで増額補正をさせていただいたところでありますが、缶、瓶等につきましては、現在、田原本にあります業者にて処理をしていただいております、今現在行っております処理単価をもって計算をさせていただいております。

先ほども申しましたように、収集運搬におきます委託料につきましては、4月分のシルバーへの委託料と5月以降の業者委託の予定分ということで計上をさせていただいております。処理処分料につきましても、新庄分、當麻分ということで分かれておきまして、粗大ごみ等

につきましても同じような状況でございます。今現在シルバーにさせていただいております収集運搬を5月からの業者委託分の費用と、粗大のところには、大型ごみ並びに燃えないごみ、不燃ごみの委託分を含んでおります。

こちらにつきましては、新庄地域につきましては、前年度には業者委託という、おとしの当初予算と同額を見込んでおったわけでございまして、その後、9月補正に増額をさせていただきました。當麻地域につきましては、昨年9月までは當麻クリーンセンター内のリサイクルセンターにおいて自家処理をしておりましたが、解体に伴いまして施設の利用が困難となり、今現在、葛城市全域分といたしまして、田原本町の業者において、粗大ごみ、不燃ごみにつきましては、2トン車1杯幾らという形で、持ち込んだ量に対しての処理料で委託をいたしておるところでございます。缶、瓶、ペットボトルにつきましては1キロ当たりの単価をもって処理をしていただいておりますので、それぞれ新庄クリーンセンター、當麻クリーンセンターとも、年間所要予定量に対しまして計上をさせていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 今、増井所長の方からご答弁をいただきました。私は民生水道常任委員会の副委員長として、當麻クリーンセンターの移転とあわせて、また、先ほど来朝岡委員が質疑をされた、委託を受けていた収集運搬処理業者、中間処理業者のコンプライアンス問題についても、委員会で議論をしてきた経過を一番よく知り得る者であります。私は、コンプラ違反があった、これは許せることではないわけでありましてけれども、やはり長年、新庄町、葛城市の粗大ごみや資源ごみの収集運搬あるいは処分に対してほんとうに貢献をされてきたということについてはほんとうに敬意を表しておきたいと思ひます。

増井所長の方からご答弁をいただきました。去年の10月からこの収集運搬をどうするんだという形で、9月の時点、補正予算では、業者委託をやろうということでしたけれども、補正予算自身が業者委託ということでありました。しかし、急遽、シルバー人材センターにという形で業務をお願いするということになったわけでありまして。その間の議論の中で、ほんとうに収集運搬、処理に係る経費が倍増するという事実を突きつけられて、これはもう大変なことではないか、何とかこれを解消しなければならないということで、改めて収集運搬等について適正な入札を導入するなどして経費の節減をしていこうと、こういうことが議論されて、理事者とあわせて委員会もその方向で行こうということになってきたわけでありまして。

そのことからしたら、当初予算からしてこういう予算編成でいいのかと。それぞれ積算根拠についてお伺いをいたしましたら、倍する経費がやはりかかるということでありまして。この点、いやいや、そんな2倍にはなりません、競争入札によってこれはやはり適正なところでおさまらんだと、そういう見通しをお持ちかどうかお伺ひしておきたいと思ひます。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 予算の計上に当たりましては、先ほど増井所長が申しましたとおりでございます。我々としましては、シルバーさんに委託した経緯につきましては、先ほど白石委員もお延べになりましたように、12月末までにはそれぞれ改善されるという見通しの中の業者からの約束事

の文面が出てまいっております。それを期待して、とりあえずそのことも踏まえまして、シルバーに一たん委託をいただいて、現実になっておるわけでございますが、それがいまだに移転をされていないという現実がございます。

先ほど朝岡委員の方にも答弁させていただいたように、とりあえずいろいろな情報を集めまして、業者選定委員会に諮りまして、結論を導きたいと思っております。金額につきましては、今現在どのように落ちつくかという部分につきましては、そういう見通しは持っておらないというのが現状であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 見通しを持っておらないということは困りますね。12月からこの間の委員会の中で、やはりどのように改善をして経費を引き下げるんだと。この1点で、この5月からスタートする業務委託についてやはりきちっと議論をし、そういう方向で取り組んでいこうということで、私は委員会の中でそういう合意が形成されてきたという経過があるんですよ。それが何の見通しもなしに予算編成をし、それは見通しは、積算根拠は言われましたから、それはあるんでしょうけれども、やってみなきゃわからないというふうなことであります。

それで、次にお伺いしたいと思います。朝岡委員の方から、一般廃棄物の収集運搬事業者が葛城市内に7業者ですか、6業者ですか、あると言われましたし、また、お答えがあったと思っております。じゃ、指名選定委員会という話ですが、この指名選定委員会で、これらの事業者は、私は当然、1社1社、資格ある者と、こういうふうに思うわけであります。まだ決定されていないということでもありますけれども、協同組合を指名するということはあるのか、この点、現時点での見通しを述べていただきたい。どういう組織、組合形態であればその対象になるのか、この点を聞きたいと思っております。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 過日2月20日付で、先ほど朝岡委員の方からご披露ございました、一般廃棄物処理事業組合という部分が県から認可をされまして、あいさつに見えたわけでございます。先ほど申しましたように、現時点におきましては、それぞれ廃棄物担当の課、また、業者選定委員会を担当しております事務局にそれぞれの情報収集をさせまして、その結果がわかりましたら、それを業者選定委員会に披瀝いたしまして、皆さん方の適当な判断をいただいて、間違いなく執行したいと、このように考えております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 6社ある中から、資格要件があれば、全て指名をして、競争して、やはりできるだけ経費の削減に資する入札をしなきゃならない、このように思います。しかし、協同組合ということになれば、協同組合と、それから、それぞれの6事業者を指名するということになるのかどうかわかりませんが、協同組合ということになれば、なかなかそうはならないでしょう。そしたら、少なくとも現状では協同組合だけということになるわけですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 市内にはどのような業者がありますかですね、今現在、指名の願いの受け付けをさせて

いただいて、事務当局の方で洗い出しを行っているというのが現状でございます。私自身、何社が市内にあるかという部分につきましては、今現在ここで即答するだけの知識を持ち合わせないというのが現実であります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 副市長は、昨年来の民生水道常任委員会での議論の経過を一番よくおわかりいただいている、このように思います。やはり増高する廃棄物の処理費を、市民の皆さんにはほんとうに分別収集だ、それこそ事業者の皆さんには、手数料を100円から130円に引き上げて、ごみを減らしてくださいということでやっているんですね。そういう努力をする中で、こういう費用の増高があったわけです。我々委員会の委員としても、議員としても、このままではこれは認められない。やはりちゃんとした努力をして、その成果を5月にお見せいただくことを強く求めておきたい、このように思います。

次に移ってよろしいでしょうか。

赤井委員長 はい。

白石委員 それから、同じ委託料の一般廃棄物収集運搬業務委託料4,580万円が計上されております。これは大和清掃に対する委託料であります。この間の民生水道常任委員会でも議論されていたように、ご承知のように、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化計画の最終年度が平成23年度でした。新たにこの合理化計画を策定し、平成24年度から対応するという、そういうことになっているわけでありませうけれども、どのような合理化計画をつくり、業者との協定というか、契約をされたのか、この数字が出ているということはそこそこ推測はできるわけでありませうけれども、まずその点についてお伺いしておきたいと思っております。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの白石委員の質問でございますが、大和清掃との合理化計画の話でございますが、先ほど申されましたとおり、今年度はこの合理化計画の最終年でございます。法定の趣旨を十分尊重した上で、平成24年からの合理化計画を策定するために大和清掃との協議を行いました。大和清掃からは、今後の周辺自治体との協議の関係上、委託料の値上げの要求もございましたが、本市といたしましては、平成18年度の委託金額を策定した根拠と同じく、同人数の当麻クリーンセンターの技能員の各種手当、賞与を含めた人件費並びに事務料を含む諸経費の合計金額を根拠といたしまして交渉を行いました。この間、この5年ですが、不景気及びデフレ傾向により事業経費も低減されている現状も理由といたしましてすり合わせ協議を行いました結果、平成24年度の予算計上額は、平成23年度と同額の4,580万円を計上しております。

それから、県へ提出の合理化計画でございますが、現在、平成23年度、一般ごみの収集運搬並びに缶、瓶の収集を含めた同じ形状で合理化計画を策定いたしまして、現在、県と協議をしている最中でございます。以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 大谷課長の方からご答弁をいただきました。先ほど長々とした法律をご紹介いたしました。

これは公共下水道の普及に伴って、当然、し尿の収集量が減っていくわけであります。この減っていくことについて、事業者の経営を支援するなり、あるいは転廃業を進めるためにつくられたものであります。事業者については、最後までこの事業を遂行するために収集業務を続けるという義務、責務が課せられています。

そして、発注者に対しては、事業者のそういう義務にこたえてというんですか、当初はそうだったと思うんですが、そういう義務にこたえて、当然、公共下水道事業が進捗すれば、普及率、水洗化率が上がるわけですから、収集量が減れば、委託料も減ってくるわけです。その分をやはり補っていく。あるいは当然減っていくわけですから、5台で収集したものをやはり1台減らしていくということになれば、転廃交付金という形で、車の償却残分を補償する、あるいは転廃業に必要な費用を大体5年間で7,500万円でしたか、を提供して、1台減らしていく。1台減らすのに5年間でおおむね7,500万円ぐらい必要なわけです。

先回の平成19年に交わした協定、そのときの合理化計画では、下水道の普及率は市全体で97.2%。これ、平成23年ですわ。実際そうになっているかどうかわかりません。計画です。當麻地区は100%なんですね。100%。下水道普及率です。普及率ですよ。水洗化率じゃないですね。新庄地区でも、この平成23年の時点で95%であります。もちろんこれは計画された区域の問題であり、対象であるわけですから、やはりこういう状況になってきているんです。

そんな状況の中で実際の収集委託料はどうなっているかという、実際の収集の委託料は658万3,000円です。1台分ですね。そうですね。658万3,000円。葛城市の場合は、転廃交付金等を活用してこの事業の縮小あるいは廃業を進めるという、そういう計画を業者との間で交わすことをしないでずっとやってきた。それがために、代替業務として、一般廃棄物の収集運搬業務を委託してきているわけです。それが先ほど申しました4,580万円。大体、これが5年間保証されるということになります。

これを直営でやるかどうか、それと比較してどうのこうのということを私は言っているわけではありません。この法律そのものが当初の目的は既に達成されているにもかかわらず、普及率が100%近いそういう状況になって、今、當麻地域では1台が動いているだけの話になっている。そんな状況になっても、やっぱり業者の方は、法律で課せられたその義務を果たすという名目によって、事業を継続したい、代替業務をいただきたいという形でやっているわけです。

この間の議論の中で、大谷課長は、県や環境省でしたか、この転廃交付金等を活用した廃業あるいは転業、こういうことを計画として作成できるのかということを開き合わせしていただきました。ところが、1台という状況になってきて、これはそういう計画は立てられない。業者が、1戸でもくみ取りであったり、浄化槽であったり、残れば、これからずっとこれを保障していかなきゃならない、そういうことなんですね。

私は今日の社会の情勢からしたら、時代錯誤の法律と言わなければなりません。しかし、この法律を見たら、最終改正が平成11年12月22日に行われている。最終改正、もうこれ以上改正しない。こんな非常に理不尽な法律を地方自治体に課せられている。規制緩和で、それこそ事業者も勤労者も大変な状況にあるにもかかわらず、一般廃棄物処理収集運搬事業者は

大きな恩恵を受けている。これを当然と言えるのか。

だから、それは法律上、仕方がない、やむを得ないという形で、前期の合理化計画と同様の計画をつくり、それを土台として代替業務を継続していくということになったということは一定やむを得ない部分があると思うんですが、私はこういうことをきちっと、ここにおられる幹部諸君、さらに市民の皆さんに知ってもらわなきゃならない。改善する努力を、やはり市長会や議長会に上げていってもらって、法律を廃止してもらうことが必要ではないかということ最後に述べておきたいわけですが、これに対する所見をまずお伺いしておきたいと思えます。

赤井委員長 市長。

山下市長 合特法に対する法解釈という面では、法律が制定され、その解釈によって今まで運用しており、それを継続していくということでございます。そのことについて法改正がないのはいかなるものかという疑義を呈しておられるんだと思っておりますけれども、全国的にこの問題についてどのような議論がなされていくのか情報収集も努めまして、またいろいろと意見交換をしていくなから、私なりに勉強してまいりたいと思っております。

ただいま問題となっておりますとか、話をさせていただいておりますことに関しましては、提出をしておるとおり、このとおりに継続していかなければならないという観点に立って出しておるものでございますので、その以降のことにつきましてはまた勉強させていただきたいと思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ちょっと失礼しました。市長から先、ご答弁をいただきました。私は、市長が法解釈の問題ということも含めて言われたので、改めてつけ加えておかなきゃならないと思うんですね。これは当然、市町村の責務であるんですが、市町村だけじゃないんですね。責務ということではありませんけれども、法律では、第6条において、国は市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通、またはそのあつせんその他の援助に努めるものとするという、こういう条項があるんですよ。国は市町村だけにこんな法律を押しつけるのはちょっと気が引けたでしょうか。第7条には事業の展開に関する計画の認定、そして、第8条には金融上の措置というのがあるんです。国はこういう合理化計画に対して、必要な資金の融通、またはそのあつせんその他援助に努めるものとすると書いてあるんです。努力義務であるけれども、書いてある。

ところが、これも大谷課長に県や環境省に問い合わせさせていただいたところ、そういう援助、融通、あつせん、こんなことをやった例がないというんですね。これまた頭にくる話です。いや、ほんとうにそうじゃないですか。一方的に支出するわけでしょう。これ、市民の皆さんの税金なんですよ。違いますか。それで、国はそれは有利な起債でもいいですよやんか。それは何らかの形で、この融通、あつせん、援助、あつてしかるべきじゃないですか。これが全国1例もない。これは市町村の首長や議会の責任でもあると思えます。私はぜひ声を上げていきたいと思っております。このことも追加してご紹介をしておきたいと思えます。失礼いたしました。

赤井委員長 ほかに。辻村委員。

辻村委員 それでは、衛生費の1項の保健衛生費の中の2目予防費、13節委託料、それから、19節負担金補助及び交付金についてお伺いいたします。13節の委託料の中に、子宮頸がん等予防接種委託料というのがありますが、この子宮頸がんについて、昨年度平成22年度の2月から接種を開始していただきまして、ワクチン不足ということで中3の対象の女子中学生に接種ができないということで、平成23年度も、その年齢、だから、高校1年生の年齢の子まで接種できるように措置していただきまして、平成23年度は、接種対象者が何名のうちどれだけの接種をしたかということと、あと、接種率、それをお聞かせください。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの対象につきましては、平成22年度2月から接種を行って、対象者が中学校1年生から中学校3年生ということで、最初は3年間の対象者となっておりますが、3月に子宮頸がんワクチンの不足が生じまして、平成23年度につきましては高校1年生も対象とするということでさせていただいております。

それで、子宮頸がんワクチンの対象者数ですが、中学1年生から高校1年生まで568人でございます。

(「658」の声あり)

水原健康増進課長 658人でございます。失礼しました。今現在、受けておられる方は、12月末までの資料でしかないんですけれども、それでよろしいでしょうか。

辻村委員 12月。

水原健康増進課長 12月末。

辻村委員 はい。

水原健康増進課長 それにつきましては、中学校1年生180人に対しまして101名受診されております。中学校2年生159名中87名、中学3年生165名中91名、高校1年生154名中109名が受けておられます。

それで、今現在の高校1年生に対しましては、次年度、高校2年生になります。それで、国の方では、第2次補正予算案で来年度も平成24年度末までも延長するという形で閣議決定されて、国会で可決されました。それをもちまして、葛城市におきましても高校2年生を対象とするんですが、それは国の基準がありまして、今年度中に1回でも受けなければならないという形で、今年度中1回ないし2回受けた方は、あと残りの分につきましては高校2年生まで受けられるということで、今現在、高校1年生で接種されておられないのが45名おられます。その方につきましては、先日、受けてくださいという形で個人通知をさせていただきました。

以上でございます。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 後でお伺いしようと思ったことまで今ご答弁いただいたので、ほんとうにありがとうございます。やはりこの接種に関しましては、なかなか受けに行かれない方もおられるので、そ

ういうふうに皆さんに通知を出していただいて、予防接種に来てほしいということをお願いしていただくのはほんとうに助かると思うんですね。

あと、昨年ですけれども、市長会の方で統一するというふうに市長の方からのご答弁もいただいていたんですけれども、12市の市長会の方ではどういう統一になったかをお聞かせください。

すいません、対象年齢の統一なんですが、よろしくをお願いします。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

12市の1市ずつ言わせていただきます。奈良市におきましては、高校1年生……。

辻村委員 ちょっとすいません、12市全部言っていたくんですか。市長会で統一はされていないんですか。

(「それだけでいい」の声あり)

赤井委員長 市長。

山下市長 やはりそれぞれの市町村の事情があるようでございまして、平成22年度の2月から葛城市と桜井市が中1から中3までという形で補正で上げさせていただいて、始めさせていただきました。その後、市長会で中1から中3までということが決まって、平成23年度から奈良県内の全市で中1から中3までということになりましたけれども、葛城市と桜井市の場合は、ワクチンの不足によって中3の人たちに打てなかった部分があるので、高1もオーケーだという話になっておりました。その後、奈良市、生駒市が対象範囲を高1まで広げられましたのと、五條市も接種に関して無料で接種をするという形にされたということがありまして、市長会での統一ができなくなっておるのが現状です。おおむね中1から中3までで、約1割の負担をいただくということが決まっておるということだけで、それ以外に、各市の事情により、奈良市、生駒市、それと五條市が若干違うというふうな状況になっております。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。今年、平成24年度は高2の子も接種できるということを先ほど伺いしたと思うんですけれども、それは平成23年度に1回か2回を接種した人が対象ということなので、また来年度もこれは継続でされると思いますけれども、皆さんに予防接種の啓発の方、よろしくをお願いします。

次に、先ほども申し上げましたように、19節の高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金についてお伺いいたします。これは新しく平成24年度に接種される事業なんですけれども、これについて、対象年齢、まあ、高齢者ですから65歳以上で、幾らの金額を負担するかとか、そういう詳細を教えてくださいませんか。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。先ほどご質問のありました高齢者肺炎球菌ワクチンの委託料の内容でございます。高齢者肺炎球菌の対象年齢は65歳以上、予算の計上段階では8,077人を見込んでおります。8,077人の対象者の30%、2,423人を予算計上させていただいております。内容につきましては、1人当たり1回当たり、一般は3,000円、そして、

非課税世帯者、また生活保護世帯者については4,000円の助成という形で予算計上させていただきます。

以上でございます。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 これは一般では3,000円の助成、それから、非課税や生活保護を受けておられる方には4,000円ということなんですけれども、1回につき幾らの金額か教えてください。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 先ほど説明不足でどうもすいません。1回当たり6,000円、7,000円ほどの接種料ということで統一化されておられませんので、任意の接種ですので、各病院によって接種料が違うということでございます。

以上です。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 そうしましたら、市内で接種できる医療機関の方、教えていただけますでしょうか。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 市内の医療機関につきましては、内科医で接種していただけるように通知し、説明させていただいております。以前、医師会の会議がありまして、高齢者インフルエンザの来年度予算という形で、議会が通ればということで説明をさせていただいておりますので、その準備は市内の内科の医療機関でできるということです。

以上です。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。またこれについても、高齢者の方々に接種の啓発の方、よろしく願いいたします。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 引き続きお伺いしてまいりたいと思います。

72ページのし尿処理費の13節委託料及び15節の工事請負費についてであります。測量設計等委託料で900万円、そして、工事請負費で9,300万円が計上されております。この事業の内容と財源の内訳についてお伺いをしておきたいと思っております。

さらに、葛城地区清掃事務組合負担金1億8,953万円、これの積算根拠をお伺いしたいことと、また、葛城行政事務組合と同じように、基金の活用状況についてお伺いをしたい。最近お伺いした中では、大和高田市に2億5,000万円、御所市に2億1,500万円、香芝市に2億5,000万円、上牧町に1億2,500万円、河合町に1億2,500万円が、一時貸し付けとして運用、活用されているということですが、その運用益並びに現在の基金の活用をどのようにご議論をされているのか。葛城行政事務組合も、やっぱりこういうことはやめていこう、こういうことになって、やはり経過的に一定の年限を決めて、こういう一時貸し付けというのはやめようということになってきているわけでありましてけれども、葛清ではどうなっている

のかお伺いをしたい、このように思います。

もう1点いいですか。これは関連質問になります。73ページの4目地域循環型社会形成推進事業費、先ほど来いろいろ議論をされております。用地費が計上されていないというのは、これは確かに吉村委員が言われるように不思議な話でありますし、この間、ほんとうにクリーンセンターの建設について、何とかして目標の期限までにやり上げようということで、議会も行政も懸命に取り組んできたわけですね。そんな中でやはり事業をできるだけ早く竣工するために、その予算においてきちっとした手続を踏んでやるべきだと思います。

補助事業において、当然に確定要望しているわけですから、その中で、これは用地費の費用や、当然、補償補てん費用をこれは要求しているわけですから、その要求のとおり予算を計上するのはこれは当然のことです。これは最近あんまり言わないんですけども、予算の編成に当たっての原則というのがやっぱりあるんですね。会計年度独立の原則、あるいは総計予算主義の原則。最近言われなくなりましたが、単一予算主義の原則というのがやっぱりあるんですね。副市長なんかはよくご存じだと思います。地方自治体の会計は1個のものとして、あらゆる歳入歳出を一括して経理するとともに、1会計年度1回の予算で処理することを建前とすると、こういうことでもあります。しかし、特別会計がありますし、補正予算も認められているんです。

しかし、この事業というのは、目標、期限がはっきりしている。今年やらなければならないことをきちっと当初予算において、こういう原則に立ち返ってちゃんと処置をするということは、これ、大事なことです。予算というのはこういう予算原則、財政規律に基づいて行われるべきでもありますし、とりわけ補助事業という形でやっていくということになれば、やはりきちっとしていくべきだと思います。

私は、副市長が言われているようなことは当たらない。今、街路事業もあと1件残っているんですよ。これはここでは言わないですけども、明らかなんですよ。だから、それは補正予算で認めちゃったからしゃあないですけども、これは繰越明許しているわけですね。だから、ほんとうにそういう原則や法の秩序に基づいて予算を編成し、それをご提案いただくということを改めて強調しておきたいと思います。

2つの問題についてご答弁いただきたい、このように思います。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 まず、1点めでございますが、し尿の中継タンクの件でございます。現行、現在、兵家にごきます50トンタンクの撤去並びに80トンの中継タンクを近場において建設する予定でございます。それに関しまして、撤去並びに設計の委託を900万円、中継地の撤去及び建設工事委託を9,300万円計上させていただいております。

以上でございます。

白石委員 委託、工事請負だな。

大谷環境課長 工事請負です。

白石委員 財源の内訳をですね。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。このし尿処理の中継地に係ります工事に係る財源でございます。起債の方で一般単独その他ということで、その起債を現在充てております。これよりよい内容のものがあれば、またその辺、県とも協議して進めていきたいと考えております。現在、一般単独のその他ということで、75%充当率の分を予算上計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それと、その他のところなんですけれども、2,262万6,000円ではありますが、これについてちょっといろいろ探してみたんですが、見当たらないので、教えていただきたいと思います。

赤井委員長 所長。

増井新庄クリーンセンター所長 財源内訳、ちょっと話が違うところへ飛んだと思うんですけれども、今、3目のし尿処理費の白石委員が聞いておられます、その他の財源内訳、特定財源のその他の2,262万6,000円につきましては、清掃手数料の収入をもって財源と充てております。今言われました、横にあります7,650万円が地方債の借り入れ分ということの財源で、先ほどの工事請負等に伴う財源だと思っておりますので、今のその他の特定財源につきましては清掃手数料の収入分ということで充てております。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 続きまして、葛城清掃事務組合の予算内容を言います。事務組合の負担割合につきましては、組合規約の12条で、負担割合が固定の13.16%となっております。それで、平成24年度は、平成23年度と比較いたしまして、1億2,599万5,000円となりまして、640万円の増でございます。続きまして、12条の第5項で、組合運営及び維持保守に関する経費といたしまして計上されております。これはし尿処理の見込み量を出しまして、均等割と処理量割となっております。平成23年度の予算におきましては、44.63キロリットルを見込んでおりましたが、平成24年度におきましては、38.9キロリットルということになりまして、減少が567リットルとなっております。それにしたがいまして、均等割は同様でございますが、処理量割が下がりまして、平成23年度6,225万9,000円が、平成24年度では5,488万3,000円と、737万6,000円の減額となっております。

白石委員 700。

大谷環境課長 737万6,000円です。

その次ですが、し尿処理施設等保守積立金でございますが、これも先ほどの第12条5号の組合運営及び維持保守に関する経費と同様に、均等割、処理量割となっております。処理量割が減少した分だけ、平成23年度では947万3,000円、平成24年度では865万2,000円となり、82万1,000円の減額となっております。この3種を合計いたしまして、平成23年度では、当初予算におきまして1億9,132万7,000円が、平成24年度では1億8,953万円となり、比較では179万7,000円の減額となっております。これが組合総経費におきましては9.97%の負担割合となっております。

以上でございます。

赤井委員長 部長。

松浦市民生活部長 市民生活部の松浦です。

葛城清掃事務組合の基金の残高ですけれども、し尿処理施設等の保守基金管理台帳の方での基金残高は、平成24年1月10日現在ですけれども、平成24年度の見込みとしては、14億6,921万1,079円ということで見込んでおられます。

白石委員 もう一回言って。14億6,000。

松浦市民生活部長 921万1,079円を見込んでおられます。

それから、貸し付けを行っているところについての議論はなかったのかというお話ですけれども、仰せのとおり、大和高田市、御所市、それから、香芝市、上牧町、河合町のこの3市2町のところにお貸しをしております。平成26年度で一応それで終わるということになっております。具体的にそういったことについての議論は会議ではございませんでした。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。まず、中継槽の新たな設置でありますけれども、詳細な説明はなかったんですが、これは現在、兵家にある集落排水ではないの、ちょっと場所ですね。それと、大屋にある中継槽を撤去して、あわせて、この中継槽を80トンに、1カ所で中継をするということになったわけですね。それでよろしいですね。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。まず中継槽の位置でございますが、現在、兵家の現在地のことを考えております。続きまして、大屋の中継槽でございますが、平成26年3月をもちまして、それ以降の解体という形になりますのでご理解をお願いします。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 これらの事業は、長年ほんとうにお世話になった地域の人たちに大いに感謝を申し上げるとともに、改めて、80トンのタンクを受けていただいて、一手に集めて、中継槽を設置するというを引き続いて受け入れていただくということに対して感謝をしておきたい、このように思うわけであります。

いずれにしても、中継槽がどうしてもやっぱり必要だというのが、これは当然、葛清での一定の議論の中でそうなっているわけでやむを得ないとは思いますが、ほんとうに直接、葛清の方に集められるように考えていただくということも一案だろうと思えます。兵家のあの場所は、ほんとうに場所的には土地利用という点でも非常にいろいろ活用できる場所だと思いますし、やむを得ない。これだけの経費をかけて、なかなか財源の確保という点では、財政課長が言われたように、補助事業があるわけでもない。起債が活用できるというのは1つの方法だろうと思うわけですが、さらに財源を確保されるべく、求めておきたい、このように思います。そんなところですかね。

それから、基金の活用について、平成26年でそういうやり方は終結していく、それはもう当然だと思うんですね。これは確かに財政状況が、これらの町もこの間の政府の地方財政計画や景気対策によって好転をしてきている。赤字であったものが、実質収支比がマイナスで

あったものがプラスに転換し、基金に積み立てられるぐらいの状況に今、なっているわけで、ちゃんとしたそれぞれの市町村で責任ある財政運営をやられるのはやっぱり当然であるというふうなことで、解決できるということについては歓迎をしておきたい、このように思います。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、3款民生費、4款衛生費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時35分

再 開 午後 4時46分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5款農林商工費、6款土木費の説明を求めます。

部長。

河合総務部長 それでは、5款の農林商工費からご説明を申し上げたいと思います。事業別明細書は74ページになるわけでございます。お聞き願いたいと思います。

まず、農業委員会費でございます。1,063万9,000円を計上しております。農業委員会の運営に要する経費でございます。次に農業総務費でございます。6,092万9,000円を計上いたしております。職員8人の人件費と農業総務一般に要する経費になっております。

次に、75ページでございます。農業振興費でございます。3,411万2,000円を計上いたしております。農業振興に要する経費で、主なものは各種団体への補助となっております。ございまして、今年度新たに委託料で農業振興地域整備計画の策定を行う所要の予算を計上いたしております。次に、戸別所得補償制度の推進事業費でございます。1,181万5,000円を計上いたしております。戸別所得補償に係る経費を計上しておるところでございます。次に、畜産業費でございます。69万4,000円となっております。畜産業の振興に要する経費でございます。

次に、77ページでございます。農地費でございます。3,876万8,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、工事費といたしましては、水と農地活用促進事業ほか、市単独の土地改良事業に係る所要の予算となっております。次に、休養センター管理費でございます。332万7,000円を計上いたしております。休養センターの管理運営に要する経費でございます。次に、地籍調査費でございます。38万円を計上いたしております。地籍調査に要する経費でございます。次に、有線放送維持管理費でございます。678万9,000円を計上いたしております。有線放送の維持管理に要する経費となっております。

次に、79ページでございます。団体営土地改良事業費でございます。4,957万5,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、工事費では農業用河川工作物応急対策事業といたしまして、頭首工の工事、また、土地改良施設の維持工事の適正化事業といたしまして、水路工事を予定いたしているところがございます。次に、林業費の林業振興費でございます。1,065万6,000円を計上いたしております。林業振興に要する経費でございまして、主なもの

といたしましては委託料で、奈良の元気な森林づくり推進事業委託となっておりますところでございます。次に、商工費でございまして、商工振興費につきましては、4,061万5,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と商工振興に要する経費でございます。主なものとしていたしましては、各種団体への補助、中小企業に対する利子補給等となっておりますところでございます。次に、観光費でございます。3,436万9,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と観光事務に要する経費でございまして、今年度新たに、(仮称)観光アドバイザー会議、また、(仮称)竹内街道1400年委員会の設置、また、近畿自然歩道駐車場整備工事に係る所要の予算となっておりますところでございます。

次に、83ページでございます。相撲館費でございます。1,427万4,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と相撲館運営に要する経費となっております。次に、緊急雇用創出事業費でございます。4,195万1,000円を計上いたしております。今年度につきましては8事業を予定いたしておりますところでございます。次に、6款土木費でございます。土木総務費でございます。4,901万3,000円でございます。職員5人の人件費と土木総務一般に要する経費となっております。

次に、85ページでございます。道路橋りょう維持費でございます。2,270万3,000円を計上いたしております。道路橋りょうの維持に要する経費でございまして、大字内の路肩改修、会所の改修、道路の排水改修等となっておりますところでございます。次に、道路新設改良費でございます。1億8,843万6,000円を計上いたしております。市内におけます道路改良、また排水工事等に係る経費の予算を計上いたしているところでございます。次に、尺土駅前周辺整備事業費でございます。3億6,500万6,000円でございます。尺土駅前周辺の整備工事でございます。内容といたしましては、道路用地の購入費、また、補償、設計委託等が主なものとなっておりますところでございます。

次に、87ページでございます。国鉄坊城線整備事業費でございます。1億9,344万9,000円を計上しております。職員3人の人件費と当該事業に係ります所要の予算となっておりますところでございます。次に、地域活性化事業費でございます。4億9,830万9,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と当該事業に係る所要の予算となっております。

次に、90ページでございます。河川総務費でございます。37万3,000円を計上いたしております。河川総務に要する経費でございます。次に、都市計画総務費でございます。5,674万9,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と都市計画の総務一般に係る経費となっております。

次に、91ページでございます。公共下水道費でございます。9億8,878万7,000円となっております。次に、公園管理費でございます。8,448万5,000円となっております。公園の維持管理に要する経費でございます。次に、吸収源対策公園緑地事業費でございます。2億7,464万6,000円を計上いたしております。今年度より新たに行う事業でございまして、事業箇所につきましては4カ所を予定いたしておりますところでございます。次に、住宅管理費でございます。342万2,000円を計上いたしております。住宅管理に要する経費となっております。

以上で、5款農工商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしく願ひ

いたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 皆さんが準備できるまで質疑をしておきたい、このように思います。

まず、75ページ、2目の農業振興費です。13節委託料、農業振興地域整備計画策定委託料という形で550万円が計上されております。この計画の法的な根拠、そして、それぞれ項目等あると思うわけでありますが、どのような計画になるのかご説明をいただきたい、このように思います。

それから、78ページの9目の有線放送維持管理費であります。この維持管理費の財源の中に73万9,000円という数字があるわけでありますけれども、この内容についてお伺いをいたします。

とりあえずそれだけでよろしく願いいたします。

赤井委員長 課長補佐。

池原農林課長補佐 農林課の池原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問がありました農業振興地域の整備計画変更についてご説明させていただきたいと思っております。葛城市農業振興地域整備変更計画の策定につきましては、昭和22年3月に公表された食料・農業・農村基本計画の食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向の新たな政策の基本的な方針として、優良農地の確保と有効利用の実現が基本方針として出され、平成21年12月に農業振興地域の整備に関する法律が改正されました。また、改正後に伴い、農用地等の確保に関する基本方針の変更が行われ、平成32年時点で確保される農業地区の農地面積が発表されました。

以上のことを踏まえまして、農振法第5条第1項に基づき、平成22年6月、奈良県におきまして、奈良県農業振興地域整備計画方針が変更されました。上記のことを踏まえまして、農振法第13条第1項により、市町村農業振興地域整備計画の変更を平成25年3月までに行うとされています。計画変更策定としまして、農振法第12条2項の基礎調査を行い、終了後、計画素案を作成し、県協議、計画策定の流れとなります。

基礎調査の内容としましては、農振法第12条2項によりまして、農業生産の基礎の整備の状況、農用地等の保全及び利用の状況、農業の近代化のための施設の整備の状況、農業の従事者の農業以外の就業の状況、農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備状況、農業を担うべく人材の育成及び確保の状況並びにこのための施設の整備状況、森林の整備及び林業の状況、その他地域の特性に応じて、農業振興地域整備計画策定上必要と認められた事項となっております。また、農振法第10条第3項におきまして、今までの集団規模が20ヘクタール以上だったのが、改正に伴いまして、10ヘクタール以上の集団的に存在する農用地が農業地区区域外にある場合には、農振整備計画を変更して農用地区域として定める必要があります。以上のように、計画変更策定業務を行いたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。

ただいま、白石委員からのご質問でございます、5款農林商工費、9目有線放送維持管理費のその他の財源といたしまして、73万9,000円を計上させていただいておるわけですが、この内訳といたしましては、スピーカーの売り払い収入といたしまして23万9,000円。また、当初、有線放送が旧新庄町と農協によりまして設置された、また、市役所及び農協がそういう利用をしておったという経緯がございました。そうしたことから、JA奈良県の方から50万円の一般寄附をいただいております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 まず、農業振興地域整備変更計画ですか。変更と言いましたね。今ある計画を変更するということですか。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 農林課の池原でございます。

変更計画ということなんですけれども、これにつきましては、10年毎に策定するという形になっているんですけれども、大幅な変更が今新たにされたという形の中で法的には変更計画という形になっておるんですけれども、葛城市としましても、当初の計画という、自治体に現在存在していないという状態でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 わかりました。変更を強調されるから、立派な計画があって、それを改めて政府方針、法の規定に基づいて今度するのかと、こういうふうに思ったわけであります。当然、総合計画もそうでありますけれども、やはり基幹産業の1つである農業の振興計画は、それは地方自治体がみずから率先をして計画を立て、地域の農業の活性化を図り、地産地消を含めて、何としてもこの地域の農業を生き残り、そして、発展をさせていく、こういうことがやっぱり求められていると思うんですね。

それにかかわって、当然、これは委託料ですから、業者に主要な仕事をお願いするわけでありますけれども、原課として、業者任せではこれはあかんわけですから、農業団体、農業者とどのような取り組みをして、この計画をほんとうに実のあるものにしていくのかという点でご認識をお伺いしたい。

私は常々、先の一般質問でもやりましたけれども、まちづくりの計画、これは大事なことです。やっぱりまちづくりは、そういう計画に基づいて長いスパンでやっていく。それを目指して単年度単年度の予算をやはり積み上げていくんだと、こういうこととお話をしましたけれども、これも同じことだと思います。実際の農業を取り巻く情勢は、TPPの問題初め、大変厳しい状況になってくるわけで、そういうことを踏まえた、ほんとうに地域に根ざした農業をどうしていくか。そのためには農業者や団体等とともに作り上げていくことが大事だと思うんですが、その点、どういうプログラムでやっていくのか、原課としての取り組みを具体的に、今あればお聞かせいただきたい、このように思います。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまのご質問でございますけれども、原課といたしましても、今後、先ほど言いましたように、今までの20ヘクタールが10ヘクタールという形の団地化が縮小された中で農用地面積になるということですので、地域に赴きまして、地域と協議しながら、地域の農業の状況を確認させていただいて、地区がどのように思われているのか、例えば山麓地域の地区と東側の地区とがまた違うと思いますので、その辺を地区に赴いて、その地区の状況を確認して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 答弁としては、ほんとうに概括的な、概要的なことしかできないと思うわけでありましてけれども、やはり具体的にP T等を立ち上げて取り組んでいただきたい。そういうことをすることこそが、その計画がほんとうに実のあるものになり、また、原課が取り組む日常的な指針になるわけですね。

また、常々言ってきましたけれども、総合計画や農業振興計画、都市計画マスタープラン、いろいろ計画はあるけれども、その計画書どこにあるんだと。もうほこりかぶっちゃっているというふうなことが往々にしてあるわけですから、まずみずから汗をかいて、計画づくりに取り組んでいただきたい。今、原課はなかなか大変な仕事を抱えて、猫の手もかりたいような状況だと思うけれども、ぜひこれを機会にいい計画をつくっていただきたい、このように思います。

それから、有線放送の件であります。課長からご答弁いただきました。売り払い収入が23万9,000円ですか。これは1つ4,000円近くでしたかね。

(「3,900円です」の声あり)

白石委員 3,900幾らでしたね。何個になるんでしょうかね。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。ただいまの質問にお答えいたします。

60台ということで、当初予算で計上しておりましたが、2月末現在におきましては、64台の売り払いがございまして、1台の売り払い代金につきましては3,990円となっております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。3,990円は先回のお答えと同じ金額であって、それはそれでいいんですけれども、こここのところの負担の問題で議論をしているわけですから、やはり今回の予算の編成に当たって、その負担が私は何らかの形で軽減されるような手立てを打たれているのかということでお伺いをしているわけです。ということは、3,990円ということは、この間の議論を受けて、やはり何とか改善すべきではないかと。

防災行政無線の方は、これ、端末は3万円ぐらいでしたか。これはもう無償貸与なんですね。無償貸与ですから、多分この普及率は非常に高いんじゃないですか。普及率、幾らになっていますか。この防災行政無線と有線放送の普及率、お聞かせいただきたいと思っております。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

旧當麻町におきます防災行政無線の普及率といたしましては、世帯数で割りましたところ、約91%になっております。また、新庄町につきましては、設置台数が約6,000台のスピーカーがあるであろうという見込み台数でございます。データ等が過去からもとられておりませんので、スピーカーの設置につきましては、基本的には個人さんがおつけになっても何ら支障がない。規格に合えば、市中でお買い求めになったスピーカーを設置されても、それで聞いていただけるという事情もございまして、正確な数値が確認できないところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 最近は普及率については議論したことがないのであれなんですけれども、やっぱり新庄町の時代には、普及率の問題について大分議論をした経過があります。こういう3,990円の負担、さらに軒先までは線を引いてくれますけれども、そこからは自分の費用で配線を業者に頼んでやってもらわなきゃならない。3,990円の負担で済まないわけですね。ですから、実際にこれはなかなか防災に使えるかというたら、その辺は疑義はありますけれども、やはり緊急の連絡とか、そういう必要なときの伝達が届かないところがあるわけですね。推計で6,000台ぐらいあると。新庄地域は何世帯あるんでしょうか。それから割れば普及率がわかると思いますが、だれかちょっと入れていただきたいと思います。

確かにこれは當麻地域もそうですけれども、屋外にトランペットがあつて、それによって、一定の地域については、緊急の放送も含めて、定時の放送を含めて、一定の地域をカバーしているわけでありまして、現状では、普及率からして、全てとは言わないけれども、相当程度、當麻地域で実現している91%に少なくともしなきゃならないと思うんです。ですから、そのような手立てをどのようにとられているか。単に必要な人が来はったら、それを提供する。あるいは、それぞれの市民の皆さんにお任せして、市販のトランペットを取り付けてもらうということで、そういうことだけでいいのか、やっぱり業務としてどうなのかと。

もう言うまでもありません。東日本大震災における緊急の情報の伝達という点で、行政防災無線自身が機能しなかったというふうな状況もありますね。そんな事態でなかったとしても、やはりちゃんとした情報が市民の皆さんに伝わるようにこれは努力しなきゃいかんと思うんですが、改めて、この普及に対してどういう取り組みをしていただけるのか。いやいや、これから新たにこの葛城市を一本化して情報伝達手段を構築していくんだというご方針をお持ちになってやっていくのか、その点、ひとつ、今の普及率を上げた形で今後どうするかということをお聞かせいただきたい、このように思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 白石委員の質問にお答えさせていただきます。先の大震災におきまして、防災無線等も有効に活用できなかったというところもあります。総務省の4次補正、また、新年度の予算の中で、防災無線に関する補助金等も計上されていると聞いております。葛城市におきまして

も、新庄地区は有線放送で一部自己負担をしていただきながらの有線放送、また、當麻地区の方につきましては、防災無線を無償で貸与という形。放送卓も新庄地区の方から當麻地区にできない、當麻地区の方から新庄地区にもできないというような状況がある中で、やはりこれは将来的に統一、統合を図っていかねばならないであろうと考えております。

新市建設計画を立てていく中で、現在、皆さんご承知のとおり予算計上をさせていただく中で、防災無線のことについても考えないではなかったわけですが、これからどのような予算の確保ができるのか、葛城市の持ち出しがどのくらいでシステムを手に入れることができるのかということもしっかりと、国の方の情報を入れながら、全市的に統合していけるシステムを構築できるように検討をしてみたいと考えております。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

世帯数で割りましたところ、80.5%という数字が出ました。以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。早速に対応していただきまして、ありがとうございます。

80.5%ですから、10ポイント以上の差があるわけでありまして。普及を原課において進めるというのはなかなか人員の関係もあれば難しいということはよくわかるんですけども、やはり市長が申されたような、それぞれ違った伝達手段を持っているわけですね。しかも、旧新庄町の有線放送は老朽化をされていて故障も多くて、対応に職員がなかなか困っていると、こういう状況にもありますし、市長が申されましたように、3.11を契機に、やはり統一、統合を考えていかなきゃならないということだと思います。

これはやはり財源が要るわけでありまして、この予算委員会の中の議論でもありました。国は第4次補正あるいは地域財政計画、平成24年度の予算の中で、東日本大震災の分は通常収支分とは別に確保し、直轄や補助事業あるいは起債事業を予定しております。この辺は、災害に対応できる伝達手段として、そういう事業、計画に、統合、統一をするための費用に活用できるのか、この点をよく調査をしていただいて、時期を失せずやはり対応していただきたい、このように思います。

かつ、3,990円という負担があるということは、これ、事実です。一方、當麻地域にお住まいされている方は負担がないというのは、これは行政の執行する上での公平という原則からしたら、到底見逃すことのできないことであります。早急に改善を求めておきたいと思っております。これ、あれでしょう、当初予算で23万9,000円ですね。どういうんですか、3万円の端末でしたら、もっともっと費用はかかっているわけでありまして、ここはぜひ、すぐさま改善できるように取り組んでいただきたいということを強く求めておきたいと思っております。

溝口委員、よろしいでしょうか。じゃ、とりあえず終わります。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 関連で質問させていただきます。1つは、先ほど言われた防災無線という観点から質問させていただきたいんですが、私、何度か、議員になった当時から、旧當麻町地域と旧新庄町地域の行政サービスのバランスのことを言ってきております。やはり同じ市になって約7年

経過し、新市建設計画という大きな目標期間を10年間という設定のもとに行政努力をさせていただいています。

しかし、やはり行政努力の陰に、公平、公正という観点から見ますと、幾つもの行政のアンバランス、要するに、手法の違いやシステムの違い、その中の1つがこれなんです、実は当時から、伝達方式については、私、非常に高額な投資をしなければいけないという観点から、声を高くしては言ってこなかったんですが、やはり今年の震災及び台風災害等々をかんがみますと、当然ながら、異常の事態を市民の皆さんに知らしめる伝達方法をどないかして公平な状態に持っていかなければいけないのではないかという考え方を強く持ってきております。その中で、これは当然ながら市長もそういうことを考えられているということなので置いておきますが、要するに、その方向づけをぜひとも検討していただきたいと思えます。

私が質問したいのは、実はこれもちょっと聞き取りで聞いた話なんです。新庄地区地域で、戸別の有線放送を聞き取れない場所が多々あると聞いています。それは特に集合住宅。要するに、2階建て文化住宅、それから、アパート形式のところ、こういったところというのは、少なくとも有線放送のスピーカーの設置基準があると思うんですね。要するに、設置したら、そこから半径何メートルは聞き取れるから、これで有線放送は聞こえるだろうと。これ、もっと科学的に言えば、例えば風速が幾らのときどうやこうやとか考慮せなあかんファクターはあるにしても、1つのスピーカーから聞こえる範囲というものを、葛城市の新庄地区に関係する部分をほんとうに網羅しているのかなと。一度検討をお願いしたい。

多分、それは網羅しているように設置されていると思うんです。だから、その後、例えば新たに文化住宅ができたとか、新たな集合住宅ができたとかいう要因かもわかりません。その点。全くほんとうに有線放送が聞こえない。ましてやそれも、私は當麻地区において8時の放送を聞くと、ほんとうに親切丁寧に、あしたはこんな予定の子育て支援なり検診が予定されています。何時から何時までで、何を持ってきてくださいという案内があるんですよ。これ、聞いている人と聞けない人のサービスの提供の差というのは大きく違うと思うんですね。それこそが、要するに、行政批判になってくるんです。ぜひともこの点、今、設置されている基準があれば紹介していただきたいと思えます。これが1点。

それともう一つは、農業振興の、先ほど、これも関連ですが、新たにこういった整備計画の策定がされようとしているんですが、ほんとうに国の施策なり、国がどのような考え方で、こういった事業に対する補助なり交付なりを行ってきているのかどうか。要するに、今、答弁いただいた中身ですね、それと、ほんとうにねらいどころが合致してるのかなとちょっと首をかしげる部分があつて。

少なくとも農業体質強化策というのは、今までの農業のあり方に対する、1つは形態の変更に向けての考え方をまとめようと。それと、体質強化ですから、当然ながら、例えば農業にかかわって、それに必要な施設、例えばため池とか水路とか、そういったところの改善なり補修なりというところの事業を展開するというのもそれも1つだと思えますが、今、日本の国が農業に対して必要かつ進めてもらいたい目的というのは何かということをおんとう

に考えて、この計画策定に織り込んでもらえるのかどうか、このあたりを少しお聞きしたい
と思います。この2点よろしく。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。ただいまの溝口委員のご質問にお答えしたいと
思います。

まず、設置基準等があるのかどうかということのご質問でございますが、旧當麻町の防災
行政無線につきましては設置要項がございまして、旧新庄町におきましては、基準がござい
ません。この有線放送といえますのは歴史が約半世紀に及ぶものでございまして、市民判定
会でもいろいろな問題がございまして、ご協議もいただいたような経過が残っておるわけ
でございます。

先ほどのスピーカーの件でございますが、スピーカーにつきましては、76カ所で92台のト
ランペットスピーカーを屋外に設置しております。基本的に、屋外トランペットスピーカー
だけでなく、各住居の居室に四角い1ワットのスピーカーがついておりまして、私は聞きた
くないという方は、屋外のトランペットスピーカーでも聞くことは可能な部分もございま
すけれども、室内で音楽などをかけたり、テレビ鑑賞などをされておりますと、室内にスピー
カーがない場合には聞こえない、こういうような形であろうかと思えます。また、最近、
地域によりましては、スピーカーの音がうるさいので、切ってくださいという要望がよく来
ますが、それは区長様とご相談させていただきまして、対処させていただいているところで
ございます。

また、有線放送の設備の形態でございますけれども、市長の方からもご説明もございまし
たが、新庄庁舎3階の電話交換室の横に放送室がございまして、そちらの方にメインの放送
卓がございまして、そして、44カ大字の公民館、神社、寺等におきましてアンプが設置され
ております。そのアンプには、120ワットのもの240ワットがございまして、スピーカー1機
が1ワットということで、120ワットであれば120戸のおうちに放送ができる。240ワットで
あれば240戸のおうちに放送できるという形の中でさせていただいております。

先ほどおっしゃった共同住宅、ハイツなどにおいて聞き取りにくい問題を聞いたことがあ
るよということのご質問でございますけれども、葛城市におきましては開発協議会というも
のがございまして、開発される際に、原課といたしましては、有線放送の設置を開発業者
にお願いしておるところでございまして、建築される際に配線などの工事は、業者の方で協
力していただいております。スピーカーの設置については、入居される方の方で購入
して設置していただく場合とか、また、開発業者さんがつけていただける場合とか、ケー
ス・バイ・ケースで、そういうふうな形の中で設置されております。

先ほどの質問の中で、共同住宅等でということで、私も職員と一緒に二、三カ所に赴いた
ことがございます。そうした中では、電柱から住宅に対しての配線の中で、実際につなが
ってはおるんですけども、中に実際にスピーカーがなかったうちもございましたし、転居さ
れる際にスピーカーを取り外していったと。このつなぎ方がわからない、スピーカーをつけ
たけれども、聞こえないと、そういうふうなことがいろいろございまして、ことごとく対処

させていただいておるところでございます。

以上が主な内容でございますので、よろしくお願いいたします。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどご質問いただきました農業振興地域整備計画の国におけるメリット、デメリットの問題なんですけれども、この農業振興地域計画策定における農用地指定のメリットという形なんですけれども、この事業をすることによって、農用地の拡大を目指していくという形の中で、ご存じのように、農用地というのは、農業者ができるだけ集団的な農業を営んで、コスト自体を削減し、より収益性を上げるという形の中の1点と、また、優良農家の保護ということで、担い手農家等自体が農地集積等をしやすいような形でやっていく。また、現在、耕作放棄地があるんですけれども、大きな問題になっているんですけれども、耕作放棄地の縮小、解消を、新たな担い手の参入の可能性を探るという面と、また、農村景観の環境保全という形のメリットがございます。

先ほどの農業振興地域整備計画といいますのは、先ほどの、農業経営基盤の拡大とか、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画を目指していくという中で、国としまして、今後、平成24年度以降につきましては、人・農地プランという形で、今までの担い手対策、耕作放棄地対策を兼ね合わせた中で、地域のリーダーの掘り起しを先にやっていきたいという、根本ベースの事業が現在考えておられます。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 有線放送の方から実態を説明いただきましたが、確かに聞こえないというところがあるという実態を踏まえて、これは調査をしていただきたいと思います。少なくとも放送で、防災無線という呼びかけをしているわけですね。要するに、防災放送、少なくとも當麻地区であったら、8時にそういったことを呼びかけながら、放送内容が皆さんに伝達される。今までの考え方と異なった、進歩した考え方で、この無線、要するに、伝達方法の将来計画的なものを持たないと、やはり防災無線という名目で知らしめているものが、防災無線が聞こえないところがあるって、これはそれこそ不公平なサービスだと思います。こういった声があるということは実際に聞こえていないところがあるわけですから、ぜひとも、特に共同住宅、それから、先ほど言われた共同住宅については、それを賄っておられる責任者に対する感化を強く持っていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それから、農業振興地域の整備計画について、先ほど課長の方から国の施策方針等の理解度を示していただきましたが、よく理解していただいているわけですから、これに沿った施策、計画策定をしていただく。今まで葛城市にとって、はっきり言えば、無的なものがあるわけですから、今の課長の述べられた人・農地対策というものの基本の集団農業とか、優良農業とか、担い手育成とかいう、要するに、そういった葛城市の農業政策を展開する上で、ほんとうに将来、農業をどうしていくのかという観点で、例えば諮問機関なりをつくるなり、策定委員会なり、これ、委託料ですから、またどこかへ委託するんだろうと思いますが、こ

ういった政策の委託は、それを委託する側の思い、思想、目的、こんなことを注入しなければ、委託して550万円も使って、何か知らんけれども、それなりにあっちもこっちも隣の町も同じような計画書やなど。これこそが地域ごとの、葛城市は葛城市における農業政策をどういうふうにするのかという思いを注入しないと、計画書が何やまたたくさん今まであるいろいろなプランとか総合計画とかそういったものになって、いつぞやまた、何年か先に同じような議会で、あの当時の農業政策計画書はどのようになってんねというようなことにならないように、ぜひとも葛城市独自の策定をしていただきたいということを要望して終わります。

赤井委員長 ほかに。

西井委員。

西井委員 農業者健康管理休養センターのことについてお伺いします。管理費として332万7,000円を上げているわけで、もちろんご存じと思いますが、過去には通称たいま温泉と言われていたところが、約10年ほど休館になったままということです。農林水産省の補助事業で建設された。そういう補助の中で、残りの金額は、目的外使用をしたら返さなければならないということも聞くわけですが、やっぱりこれ自身の建物及び用地の有効利用を図ってもらうということは常々住民の方々の声で上がるわけです。

ただ、何なりに使う、また、改修するのもかなりの金額になるということも私も理解しておりますが、残存価格的な、結局、農林水産省の補助金のその金額と、有意義に使うという形の中で方向性を持っておられるかどうか、その辺をお教え願いたいと思います。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまの西井委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この施設は、ご指摘いただきましたように、昭和55年、56年、57年の4カ年にわたりまして事業施行がなされまして、総事業費が3億2,000万円であります。補助事業の内訳としましては、研修棟、多目的ホール、用地造成等から成り、返還対象としましては、全施設返還、研修棟のみ、浴室棟のみの3パターンが考えられ、耐用年数におきましても、鉄筋コンクリート事務所施設とするなら65年、鉄筋コンクリート浴場施設とするならば35年となり、償還基準が平成10年3月とするのか、また現時点とするのかによっても財産処分の方考え方が変わってくると思います。現時点におきまして財産返還とするならば、7,500万円から下は3,100万円の考え方の開きがございます。ですから、ここ自体を、償還基準日をどこにするのか、また、この施設を鉄筋コンクリート事務所施設とするのか、鉄筋コンクリート浴場施設にするのかを国の方と協議した中で、財産返還金額が変わってくることになります。ですから、今後、返還とするならば、農政局とより具体的な話を詰めてやっていく必要があると思います。

以上でございます。

赤井委員長 はい、どうぞ。

池原農林課長補佐 それと、昨年12月1日に休養センター運営委員会の方を開催させていただき、この財産処分の旨、また今後の利用等についても協議いただきました。

以上でございます。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 運営委員会で協議されたということで、それはそれで担当課長からの答弁、ご理解します。

市長にお伺いしますが、この施設自身、急に言われて、返答、また予算の裏づけも必要になってくるということで理解できますが、やっぱり将来そのままずっとほっとくわけにもいかないし、将来的なビジョン的な何なりお考えであろうかと思いますが、その辺どのように、早急な問題ではございませんが、早急な予算の裏づけも含めて考えていくのか、早急に返答しなければならないという問題点、あるいは実行するのに早急にできる問題ではないと理解できますが、ちょっと方向性なり何なりとお考えがあればお教え願いたいと。

赤井委員長 市長。

山下市長 先ほど池原補佐の方が答弁いたしましたように、昨年の12月1日にこれは10年ぶりに運営委員会を開催させていただきました。ということは実際、合併をして初めての運営委員会の開催という形になるわけでございます。

その中で、実際に運営委員の皆さん方にもこの施設の中に入っていただいて、じゃあ、現状はどうなのだという事とともに、どういう使い方ができるんだということも初めて見ていただいたわけでございます。したがって、平成24年度、第2回の運営委員会を開きながら、実際にこの施設の有効活用はどういう方法があるんだろうかということも含めて、当然この委員会の中で検討してまいりたいと思っております。

広くいろいろな知識を吸収させていただきながら、躯体がまだ使えるのか、それとともに、補助金をいただいて、その補助金を返してまでやれる事業があるのかどうかということも含めて検討していかなければならないと思っております。できるだけ先輩たちが残していただいた施設を有効活用していくことも、また、思い切ってそれをまた違うものにしていくということも含めて、我々いろいろと受け継いできた者として考えていかなければならないと思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 市長がおっしゃったように、運営委員会に確かに都市産業からもだれか行ってもろうと思っておりますが、10年ぶりに方向性も含めて検討してもらうような形のお話をされたということは、1つ、一歩でも前進であったのかなという評価をします。ただ、運営委員会ももう少し皆さん方にあの設備をどのように使うかということを十分何回か討議してもらって、ある程度の諮問をいただいて、市長、検討してもらいたいと思います。早急な問題ですが、予算も含んで、また補助金も絡む話ですので、この辺ぐらいで理解させていただきます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 関連質問で、この休養センターについて、将来計画の見通しみたいなことを今、西井委員の方から聞かれました。これは1つのアイデアといいますか、提案といいますかね、今、補助金を返還して、あの施設が葛城市の所有財産になった場合、あれはどれぐらいの値打ちがあるんですか。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまのご質問なんですけれども、現在、休養センターにつきましては葛城市の土地建物なんですけれども、価値という問題なんですけれども、残存価格にしましたら、今年度、平成24年3月31日現在で試算させていただいている数字なんですけれども、残存価格としまして4,400。すいません、再度計算させていただきたいと思います。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 これ、もう聞き流していただきたいんですが、実は。聞き流すわけにもいかんかな、言うんやから。最近、市町村で、所有財産のいろいろな取扱いについて話題を出している市がありますよね。泉佐野市。破綻状況に陥って、泉佐野という名前のネーミングを売り出そうというぐらいの話が出ているんですけども、これ、案外、考え方によっては。

例えば維持していただいても年間330万円かかるわけです。10年間すると3,500万円近くかかる。要するに、今、簿価の話ですから、値打ちは幾らかなというのをお聞きしたかったのは、これ、例えば民間に払い下げる。要するに、国へ償還して、お金をお返しして、葛城市のものにして、そして、民間で活用方法を募集して、民間運営の例えば休養センター、まあ、いろいろな、昔、私も若かりしころ、何回かあそこで宴会をしたことがあるんですけども、非常に便利な施設がこんな小さい町にあるのはびっくりするぐらいでして、そういったことも踏まえて、案外需要的にないのかなという、これは聞き流してください。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 すいません、先ほどのご質問の残存価格なんですけれども、現時点で約1億9,000万円ほどの残存価格の値打ちがあるということでございます。

以上でございます。

赤井委員長 ほか。

朝岡委員。

朝岡委員 観光費の方で少し質疑をさせていただきます。まず82ページ、観光費の中の報償費、(仮称)観光アドバイザー会議というのを計上いただいています。予算の概要説明書では23ページで、葛城市観光アドバイザー会議の運営費並びに竹内街道1400年委員会運営費と、興味のある委員会の設立をこの予算で計上いただいている。具体的に、委員の構成なり人数なりを今、計画の段階でおわかりいただく範囲のことをお示しさせていただきたいと思います。

次に、緊急雇用創出事業について、84ページになりますか、本年度の当初予算は4,195万1,000円ということで、これは概要説明書の24ページに、葛城市と御所市で共同で開発する観光雑誌も含めて8事業ですか、細かく説明をいただいております。本年度の臨時雇用職員の数、この8事業でトータルで臨時雇用職員を何名採用されるのかお尋ねをしておきたいと思います。

それと、その下に、今回は予算措置では金額が皆増になっておりますふるさと雇用再生特別基金の事業費ということで、これは昨年度、一昨年度でさまざまな、これも開発事業が行われていまして、特に市長もよく大字の懇談会等でおっしゃってました米粉の付加価値の商品開発並びに乳製品の付加価値の商品開発事業ということで、それぞれ平成22年度から2年かけてこの開発事業の経費を計上いただいて、これ、一定の成果が出ているものだと思います。

ます。もしご披露いただけるようであれば、このことについても少しご説明をしていただければなど、このように思います。以上3点。

赤井委員長 課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、観光費の（仮称）観光アドバイザー会議のことなんですけれども、葛城市におきましては、當麻寺、石光寺、竹内街道、二上山、相撲館、笛吹神社、柿本神社等、数多くの観光資源がございます。これらの観光資源を生かすために、また、観光客の誘致を高めるために有識者による会議を設立いたしまして、葛城市の更なる観光客の誘致に努めることを目的としております。なお、会議の委員の構成につきましては、10名程度を予定しておりますが、委員の構成メンバーにつきましては今後検討してまいりたいと考えております。

また次に、竹内街道1400年委員会でございますが、葛城市には推古天皇21年に開通いたしました日本最古の官道であります竹内街道がございます。この竹内街道につきましては、来年、開通いたしまして1400年を迎えるということから、竹内街道をPRするためのイベントを行うための準備委員会、（仮称）竹内街道1400年委員会を設立いたしまして、同じく観光客の更なる誘致に努めることが目的であります。委員の構成につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。そのためのそれぞれの費用といたしまして、報償費なり、旅費なり、需用費等を計上しております。

次に、緊急雇用の方になるんですけれども、平成24年度の緊急雇用対策事業につきましては8事業を予定しております。総額で4,481万3,000円となっております。この事業に新規で雇用いたす人数につきましては18人となっております。この緊急雇用創出事業及びふるさと雇用創出事業につきましては平成23年度で終了となっておりますが、国の予算が緊急雇用につきましては続くようなことになりまして、平成24年度につきましても緊急雇用創出事業ということで執行するようになりました。

以上でございます。

それともう一つ、葛城市の観光の事業といたしまして、葛城市と御所市で共同の観光促進事業ということで、緊急雇用事業を使いましてこういう事業を行います。この事業につきましては、葛城市、御所市がそれぞれの観光客の誘致を図るため、観光地としてつながりのある2市が共同で1冊の観光情報誌、約50ページを考えておりますが、それを作成いたしまして、両市のいろいろの情報が掲載されることによりまして相乗効果が生まれ、この観光情報誌を旅行代理店等に配置いたしましてPRを行うことともに、観光ツアー、イベント等を開催し、観光客の誘致を進めることに効果が期待できるということで、また、地域の活性化を図ることができるということで考えております。

以上でございます。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 農林課の池原でございます。

先ほどのご質問のふるさと雇用の件なんですけれども、農林課としましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、平成22年度よりふるさと雇用としまして、米粉の付加価値

商品開発支援、それと、乳製品の付加価値支援事業にとりかかっております。この成果につきましては、この3月14日に事業成果の報告会を開催させていただきました。米粉につきましては當麻の家、乳製品につきましては葛城市の酪農組合とコンサル契約を結んでいただいております。有限会社リーテルマーケティングさんの方に現在契約しております。ねんけれども、この方から実績報告がなされまして、米粉につきましては、米粉せんべい、米粉うどん、米粉パン等の試食会をされまして、大変好評を得ました。また、乳製品につきましては、乳製品の、要は、牛乳の蘇をテーマにおきまして、蘇のミルクジャム、多種、蘇に関するいろいろなもののアイデアを出していただきまして、大体6種類ほど創作していただいて、これにつきましても試食していただきまして、来ていただいた方に大変好評を得ることができました。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 詳しいご説明をいただきました。ありがとうございます。最初のアドバイザー会議並びに竹内街道のPRの設置委員会についてはこれから検討するというので、アドバイザー会議については10名程度ということのご答弁をいただいたところです。この竹内街道の、私も地元の1人でもございまして、非常に興味のある、これからどんどんPRしていただいてということでございますけれども、しっかり観光の誘致に向けて、委員の構成なり人数なり、また議会の方にもお知らせをいただきたい、このように思うところでございます。

また、緊急雇用については、今、下村課長の方からご説明があった、やはりそれに伴う情報誌をつくるんやということであるとか、先ほど来少し議論がありました。ごみの収集等々についても、資料から見ると、興味のある説明をしていただいています。近隣ではもう既に実施をしている、独居老人の皆さん方の思いやり収集とか、こういった非常に、これから十分検討材料にしていかないかん、各事業を進めていくには大変重要なデータとして、この8事業を今回、緊急創出ということで、18人の新規雇用を採用して事業を進めていく。

ただ、去年は、これ、17事業もあったよね。これ、100%国の経費で、本来平成23年度までやけども、実際、平成24年度も継続してしていただけるということで、これが年度当初しか、この緊急創出事業の国へ提出する時期がどうなのか、その申請の時期というのはよくわからないんですけども、せつかく国が100%出していただける、そういう事業費なので、去年は、これ見ていまして、1億1,700万円かけて17事業あって、それは当然、今年と昨年ではさまざま採用していただく、また事業規模のデータを収集する内容も違ってくると思いますけれども、せつかくの機会なので、この辺をよく今後も検討いただきたいなと思っています。

先ほどの、せつかく2年間かけてたくさんの経費を使って開発をしていただいたさまざまな食料であるとか商品は、きのうちょうど当初の総務費でもありました、今回またテレビにも出ますし、またデータボタンを押すと、葛城市独自の情報が流れるようなテレビの放送の委託もするわけですので、そういったところにもどんどん、せつかくの成果ですので、そういうことができるのであれば、またマスコミの力もかりて発信をしていただいたらどうかな

と思うところであります。

以上です。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 それでは、80ページの林業振興費ですね。これ、今、緊急雇用ということがありましたけれども、私の方は、平成23年度に緊急雇用の事業で山林荒廃状況調査委託料というんがあったんですけども、それがどういう結果になったのか、また、それを受けて今後どうしようとされるのか、それを1つ聞きたいと思います。

それから、有害鳥獣ですけども、これは去年と変わりなく、補正で減額が上がっていました。その点については、罾の資格というのは、私も一般質問させていただいて、予算化されたんですけども、それは猟友会の問題もあってなくなったということですけども、今年度平成24年度はどういったことをされようとされているのか。今までどおりだったら今までどおりで結構ですけども、お伺いしたいと思います。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまご質問いただきました緊急雇用におけます林業荒廃状況調査なんですけれども、平成23年度に取りかかりまして、葛城市の西山1,300ヘクタールほどを全踏いたしました。それで、これにつきまして、現在私どもがつかんでおります山の状況等がどれだけ違うのか、また、山の荒れ状況、また、これから間伐をどのようにして入れていくのかというのを随時、この荒廃状況の結果を見ながら間伐の計画を練っていきたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 有害鳥獣の支援事業なんですけれども、今年度につきましては、猟友会の方とも協議した結果、いろいろな問題がございまして、現在、達成しておりません。ただ、今後におきましては、鳥獣害の総合対策事業の方、協議会の方でこの問題については対応していきたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 山の方の問題、前からすごく問題になっていますけれども、徐々に間伐の方を計画していただくということで、期待したいと思います。

それから、鳥獣害ですけども、今やったら、フェンス、防護柵とか電柵ですけども、防護柵はしてもやはり必ず壊されていますよね。電柵も、頭から入ってビツときたら、今度、おしりから入ったりとかいって、草も常時刈らないと草に反応するということでなかなか難しいと思うんですけども、前にちょっと提案したんですけども、テキサスゲートありますよね。簡単にいえば、グレーチングの幅の広いものだと思ってもらったらいいんですけども、これ、牧場で今、どこだったかな、沖縄とかの牧場でやって、ひづめのあるのがなかなかそこを渡れないということで。ただ、飛び越えたらいけないので、かなり幅はあるので、初期費用はかかるんですけども、よく出るところには、フェンスと併用するのも1つかなと思うんですよ。あれは1つ、一回すると壊れないですし、特に水なんか流れていると絶対

近づかないというのがあるので、テキサスゲートをして、その横にわなをかけるとか、ちょっと考えてもらったらいいかなとも思うんです。前に一度言いましたよね。県の方も認知してくださっているという話でしたけれども。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまご質問いただきましたテキサスゲートの件なんですけれども、現在、滋賀県の農業試験所の方がこれについて詳しく研究をされております。これにつきまして、今、吉村委員が言われたように、今のネット柵と併用しながら防護していくのに、また、水路等の防護、現在、イノシシ等が水路を伝わっておりてくるというのが多分にありますので、この水路の中にテキサスゲートを入れていくというのを、先ほど言いました滋賀県の農業試験場の方で、その厚み、また、水路断面の問題等、全部計画をとりながら、今現在研究していただいております。今後、テキサスゲートについては、商品化すれば、うちの方でも取りかかっていたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 今言われたように、水路の方はインターネットで見たら、やはり水路の方で今、併用してやっているところがあって、あとは、シカ対策として実際にやっている自治体もあるので、それも今後期待しておきたいと思っております。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 すんません。先ほど休養センターの管理費、ここで関連質問をしたかったのがちょっと遅うなりまして、78ページの7目1節の報酬なんです、これ、報酬ですね、農業者健康管理休養センター運営委員会委員報酬10名8万円の計上なんです、去年の分の予算書を見ると、11人なんですわ。これ、構成されている方からどういう関係の方を削除されたのか教えていただきたいんです。

それと、その下の賃金、112万7,000円、臨時雇用賃金、この賃金、支払い先と業務内容、この2点をちょっとお願いしたいです。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまご質問いただきました休養センターの報酬に関してなんですけれども、昨年度平成23年度予算におきましては11人分を上げさせていただいております。平成24年度については10人ということで、この運営委員会の委員さんとしまして、副市長が入っていただいて、昨年におきましては予算の中に入れて11人という形で、今年度、副市長の分を抜かせていただきまして、10人とさせていただいております。

それと、賃金に関してなんですけれども、現在、休養センターの方に1人アルバイトに来ていただきまして、この方につきましては、先ほどありましたように、休館、閉まった状態ですので、毎朝、朝から風を入れるために全部あけていただくのと、多目的ホールがいろいろな利用、活用をさせていただいておりますので、その案内、また、それ等のいろいろな利

便をしていただいております。また、ふれあい広場におきましては、ゲートボール等で開場しておりますので、それの方の手助けをしていただいております。

以上です。

赤井委員長 補佐、運営メンバーの代表者の。

どうぞ。

池原農林課長補佐 運営委員さんにつきましては、議会議員としまして川辺議員、赤井議員、それと、農業委員会から堀川委員。

(「名前いいがな。代表だけでええやん」の声あり)

池原農林課長補佐 すいません。議会からと農業委員会、農業者団体からいただいております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 それでお聞きしたいのは、去年11名、今年10名、抜かれたのが副市長、10年ぶりの開催。

この途中で開催されておれば、副市長も報酬を払ったということになるの、これ、合法ですか。細かい話ですけれども。特にこれ、変な言い方をします。質問がなかったら、私、こんな気いつきません。何で11から10に、何かの都合があったのか、どの団体を外したのか、なぜ外したのかと聞いたかったのが本来で、まさか、11人に支払う対象に、特別職であろう職員が入っているということ自体、この予算計上自体が、去年のことなんですけれども、今年、正常に戻ったということですね。報酬支払いの相手先の個人が戻ったということで理解してよろしいですね。

それと、先ほども、このセンターの管理費332万7,000円、この300万円からの経費を使って、この中で、報酬と賃金、その下の使用料15万円ですかね、これがこのうちの40%を占めていますよね。今、施設を貸しておられるのは、建物の一部は多目的ホールですよ。そこへ、説明聞いておったら、変な言い方、個人の家ですると同じことの最低条件、家は閉め切った場合に中の物が悪なんのが早くなると。それを防ぐために要る費用という解釈をしておきますんやけど、できましたら、先ほどおっしゃったように、経費の節減の折に、できるだけ、賃金安くするじゃないけど、有効な管理方法を考えていただきたいと思います。

それと、土地借り上げ料15万円ですか。必要であるから計上されておりますんやけど、もし要らないような感じがするとすれば、削っていただきたいと。そういう方向に向けて努力していただきたい。ちりも積もれば山となるじゃないけれども、小さいものからでも削っていただければ、最終、大きな削減ということになりますので、よろしく願います。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 吸収源対策公園緑地事業ということで計上されているんですが。ページね、何ページでしたかな。92ページ。これと、一般会計の今質疑中なので、ちょっとさかのぼるんですが、68ページの地球温暖化対策策定実行計画というのがありますよね。ちょっとさかのぼりますが。

(「もう終わったとこや」の声あり)

溝口委員 いや、終わったというか、これ、ちょっと吸収源対策に絡む質問なので。この200万円と、これからやろうとする吸収源対策2億7,464万6,000円をかけた公園化という、この絡みですね。要するに、地球温暖化を防止するための吸収源対策公園緑地化事業のわけですね。しかし、その前に、地球温暖化防止対策実行計画を今から立てる。これ、同時進行でちょっと不思議だなと思うんですよね。この計画があって初めて、その一環として吸収源対策が展開されるのが普通だと思うんですが、これは国の補助事業か何かの絡みで同時進行しているのかどうか、このあたり、要するに、地球温暖化という目的のためにやる事業なのになのかとちょっと不思議な思いがして、質問させていただきます。

それからもう一つ、同じような不思議な思いなんですが、これは施政方針の中に、7ページ、地域活性化事業として今、注目を浴び、計画進行が進んでいます新道の駅について、これ、地域活性化事業の中で、この交付金事業というのは、社会資本整備総合交付金事業として国の補助事業を活用していきたい、こうなっているわけですね。そして、もう一つは、これまた同じ、吸収源対策公園緑地化事業は、社会資本整備総合交付金事業として実施する地球温暖化対策の一層の推進を図る目的としてやっていきたいとなっているわけです。

これ、同じ交付金事業なんですが、多分、国の交付金事業として目的を維持しているのかもわかりませんが、少なくとも道の駅に絡んでいうと、これは都市産業常任委員会で、要するに、1市1町づくりのいろいろな県の補助事業というのは名目だけであって、お金はおいてこない。ただ、知恵は出しまっせという、そういった事業であったというのが判明してきたわけですが、これ、新道の駅の公園化に活用できないんですか。ちょっと不思議に思って質問させていただいておる。ですから、交付金事業の流れが違うのかどうか、このあたりちょっと教えていただきたい。

赤井委員長 理事。

生野都市整備部理事 都市計画の生野でございます。ただいまの溝口委員のご質問は、吸収源対策の公園整備事業を環境衛生の方の地球温暖化対策の実行計画策定委託料との絡みのことをご質問されていると思います。

まず、吸収源対策公園事業につきましては、緑の基本計画に基づく公園事業の中で、以前から、街区公園と申しまして1地区500平米以上の小さな身近な公園を対象といたしまして、平成21年度までは緑化重点地区の中に対象として公園整備を行ってきたわけでございます。これにつきましては国の制度の改革によりまして、平成22年度に国の制度が改善になったわけございまして、吸収源対策公園緑地事業という形で、緑化重点地区の公園整備事業がこの事業に変わったということでございます。

なお、この要件につきましても、緑の基本計画を策定しているかどうかというのがありますので、葛城市におきましても、合併後、平成20年3月に緑の基本計画を策定いたしております。なお、それと、近畿圏整備法の規定する規制都市区域及び近郊整備区域という中で、この方も葛城市が該当をいたしておるわけでございます。

そして、もう1点、この事業の対象事業要件といたしまして、原則として500平米以上の公園で、なおかつ、緑化率が80%以上あるということも規定がございます。それと、市町村

事業で行うわけでございますので、葛城市として5カ所以上の公園、そして、総事業費におきましては2億5,000万円以上という中の縛りがございます。

その中で、今年度より計画いたしております吸収源対策公園緑化事業でございますが、これにつきましては、平成23年2月に区長会等を通じまして、広く44カ大字の中で、当然、緑の基本計画に基づく計画でございますので、対象になる大字、対象にならない大字等がございますが、そういう中で広く募りまして、今現在、今年度より7カ所行うわけでございますが、この中で3カ所につきましては、市で行う公園を予定いたしております。あと残りの4カ所につきましては、今在家、木戸、疋田、林堂の4カ大字から要望をいただいております。なお、大字當麻、大字南道穂と2カ大字につきましては、今、検討を願っているのが実情でございます。

そして、もう1点、先ほど申されました社会資本総合整備総合交付金事業の件でございますが、これにつきましても国の一括交付金事業で行うということでございますが、地域活性化、道の駅も含めまして、当然、以前から事業を行っております尺土の駅前広場整備なり、国鉄坊城線整備なり、今回、吸収源対策で行う事業につきましても、一括交付金といたしまして、社会資本総合整備事業という中で、国土交通省関係の分の補助金がこういう中の全ての事業が社会資本総合整備事業でございます。その中で、当然、一括の事業になりますので、交付金でございますので、交付金の流用等も考えていけるようなメリットもございます。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 この交付金なり、こういった事業の国の補助なり、交付のあり方について非常に勉強になることを答弁していただきました。少なくとも、今、最後に言われた流用の点が、余地があるわけでしょう。流用の余地がある。それはどういうことになる。

赤井委員長 理事。

生野都市整備部理事 流用と今、申し上げましたのは、当然、同じ年度で種々いろいろな事業を行うわけでございます。その中で、おのおの事業ごとに補助金の交付申請を行うわけでございますが、全てが同じ進捗で事業ができればいいわけなんですけれども、事業によりまして、やっぱり用地交渉等いろいろな種々な問題点もございます。その中で、一方は用地交渉が進み、事業化がどんどん進んでいる中で、交付金が国から当然、補助要望の中で1億円なら1億円の枠でいただくわけでございますので、その事業費が仮に超える事業につきましては、超えられなかった事業から一応、その中で交付金として流用も可能ということでございますので、あくまでも流用というのは可能ということでありまして、やっぱり1事業ずつはその事業が終わるごとに努力をしていくということでございますので、流用をめどに申したんではないということをご理解いただきたいと思います。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 ありがとうございます。

そこで、もう一つ、続けて質問よろしいですか。

赤井委員長 はい。

溝口委員 新道の駅に絡んで、平成24年度に計上されている事業内容について紹介をしていただきましたと思います。これが1点。

それともう1点は、御所市との共同観光促進事業で、観光のパンフレットなり冊子なりをつくろうとされているわけですが、この分担割合を教えてください。

それともう一つ、私、今、所属しているんですけども、都市計画審議会のあり方についてちょっとお聞きしたいんですが、都市計画審議会というのは、都市計画の決定事項といたしますかね、行政側から示された審議内容を受けて審議するのみが都市計画審議会の果たすべき目的のかなど、ちょっと不思議な気持ちで参画している。要するに、都市計画審議会というのは、葛城市の都市計画を審議する会なので、例えば審議会の委員が提案型の審議内容を示してもいいのかどうか、このあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課の中でございます。よろしく申し上げます。

まず、溝口委員の道の駅の予算を上げさせていただいた概要というような形の分につきまして、主要なものについてご説明させていただきたいと思います。まず委託料につきまして、金額の方は8,000万円ということで計上させていただいているものであります。その分につきましては、現況測量、また造成なり公園基本設計、また実施設計ということで基本的に考えさせていただいているものであります。

次の15節の工事請負費でございますけれども、これにつきましては、ちょうど山麓なり、県道北花内線から少し上の方に入りましたところに分水管が通っております。その分水管につきまして改良の工事を加える予定をさせていただいております。

次に、公有財産購入費として3億5,500万円ということで、これの分につきましては、先ほど申されました道路なりまち交というような形の中で取り組む事業分の用地を手当てさせていただいているものであります。

概要的には以上であります。

赤井委員長 課長。

下村商工観光課長 ただいま溝口委員の方から緊急雇用対策事業の中で、葛城市・御所市の共同観光促進事業の事業費のことでお問い合わせがあったわけなんですけれども、事業費の2,182万6,000円の分につきましては全て葛城市の方でございまして、葛城市の方では4万部の観光情報誌をつくる予定でございまして、また別に御所市の方は1,500万円ほど計上されておりました、御所市の方につきましては3万部の情報誌をつくるような予定になってございまして、この分につきましては全て葛城市の予算計上の分でございます。

以上でございます。

赤井委員長 理事。

生野都市整備部理事 都市計画審議会の役割でございますが、これにつきましては、都市計画法に基づきまして市町村で都市計画審議会を設置せよという要項がございます。その中で、葛城市におきましても、委員が10名おっていただいているわけございまして、議会議員より4名、学識経験者より4名、そして、市の職員より2名ということで10名でございます。なお、報

酬でございますが、8人分のみの計上をいたしております。

その中で、今年度におきましては4回予定をいたしておるわけでございますが、1回につきましては、ただいま縦覧を行っておりますごみ焼却場ないしごみ処理施設の土地計画変更の案件が1回でございます。そして、都計法34条11項によります土地の利用の関係の確定が1件、そして、生産緑地の申し出によります案件が1件、あとはその他を1回予定、4回を今年度は計上いたしておるわけでございます。都市計画審議会につきましては、会長が招集するということになってございまして、事務局の方より案件のあるごとに要望いたしまして、一応、会議を招集させていただいております。

先ほど来のご質問によります提案等のことでございますが、都市計画に関しては種々いろいろと意見をちょうだいすることはありがたく思いますので、審議会の中のその他の中で、いろいろな都市計画にかかわるご意見等がございましたら、委員の意見も参考にさせていただきまして、今後の葛城市の都市計画に反映できたらなというように思います。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 新道の駅に関する平成24年度の事業計画というのは、大体こういった、今、答弁があった内容ということで計上されているということは理解できました。ただ、1つ、平成24年度の当初予算の審査をする予算委員会ですので、立場上の意見として述べさせていただきたいんですが、計画の推進は前進すべきだと私も理解しておりますし、そういう意見を持っております。

ただ、1点危惧する面は、やはり運営母体のあり方が明確化が1日も早くされることを要望したいと思います。ただし、この運営母体のあり方について、世話をしている担当部署は大変苦勞されているということをお聞きしておるんですが、これは少なくとも法人化に向けての組織が推進委員会の形を成しているわけですから、当然、推進委員会みずからが事務局を持って、みずからがそういった会合を設定し、審議内容を精査して審議を重ねて行くべきだと私は認識しているんですが、行政の事務局といえますか、担当部署がいつまでもお世話をする段階ではもうないのではないかなど。

これは事業として平成24年度にもう計上されているわけですね。ということは、事業に着手するわけですから、これはこの予算が本会議で可決されればそのような事態になるわけですから、当然ながらこの事態を重く見て、この推進委員会、これが推進母体になるというふうには聞き及んでいますが、やはり法人化に向けて、行政が指導なり感化をするということは非常に大事なことだと私は思いますので、この場をかりて意見として述べさせていただきます。

もう一つは、御所市の共同観光促進事業というのは、これ、共同というのは、冊子1冊に葛城市と御所市が搭載といえますか、記載されて、要するに、販売部数が4万部と3万部の違いで予算が違うという理解でいいのでしょうか。これ、後で答弁を。

それともう一つ、都市計画審議会のあり方について質問させていただいて、今、理事の方から、将来の葛城市の都市計画についての意見等どしどし述べてくださいということをお聞

きましたので、提案型として次の審議会のときに私なりの意見を提案させていただきたい
と思います。これは気持ちだけを述べておきます。

赤井委員長 課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。ただいま溝口委員の方から、葛城市・御所市共
同観光推進事業の観光雑誌の中身のことでご質問ございましたが、部数は4万部と3万部と
なっておりますが、葛城市のものにつきましては、一部、独自のオリジナルページというこ
とで何ページか見込んでおまして、そこでまた別のいろいろな企画をしたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑を行ってまいりたいと思います。76ページの4目の戸別所得補償制度推進
事業費についてお伺いをいたします。民主党政権が自民政権時代に打ち出していた水田農
業確立対策とかそういう事業を、改めて戸別補償という形で農家の米作を守っていく、国民
の食糧を確保していく、こういうことで打ち出して、今年で3年目ぐらいになるんですかね。
それでまずお伺いしたい、このように思います。

実際にこの戸別所得補償制度によって、ほんとうに米をつくっておられる方々、いわゆる
対象は、生産調整にかかわる、ここにありますけれども、生産調整地域調整推進助成金、あ
るいは景観形成作物栽培助成金、あるいは生産調整麦作栽培助成金等々によって、反当たり
1万5,000円の所得補償をされるということが言われてきたわけではありますが、このこと
によって実際に所得補償になっているのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

また、耕作面積がどの程度あって、実際に生産調整された面積がどれだけあるか、この点
もですね。そして、目標に対してどれだけ達成しているかということも含めて、生産調整の
内容の到達点についてもお伺いをしておきたいと思っております。

もう1点、同じ目のところですが、報償費374万円が計上されております。これの内訳に
ついてお伺いをしたいと思っております。

以上です。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 農林課の池原でございます。よろしく申し上げます。

ただいまご質問いただきました戸別所得補償事業の件ですけれども、この事業につきまし
ては、平成22年にモデル事業から開始されまして、本年平成23年が本格実施として開始され
ました。それで、面積の方なんですけれども、葛城市としての作付の全体面積が740ヘクタ
ール、水稻の作付面積が443ヘクタール、転作面積としまして297ヘクタールでございます。

転作目標なんですけれども、平成23年度におきましては42.58%、葛城市の転作実績とし
まして40.18%でございます。44カ大字の中で達成されましたのが18カ大字、未達成が26カ
大字でございます。

それと、所得補償になっているかという問題なんですけれども、所得補償につきましては、

1点は米の生産者、転作を守っていただいた方につきましては、先ほど言われましたように、1反当たり1万5,000円の助成プラス、差額が出た場合については米の差額補償がされます。これにつきましては、今年度は3月31日をもって確定されますので、どれだけの差額が出るかというのはまだ未定でございます。

それと、その他の転作物物につきましては、生産農家につきましては1万円の助成がされます。ただ、これにつきましては、自給農家じゃなくて、販売されている農家に対して、販売されている野菜、花卉について助成されるものでございます。

それで、実績なんですけれども、今年度の当初における戸別所得の申請につきましては、葛城市総農家数2,017名に対して270名の申請がありました。米の所得補償交付金の該当者は153件で、対象面積につきましては30ヘクタール、金額的には463万円でございます。水田活用の所得補償交付金につきましては、戦略作物助成ということで31件で、対象面積が12ヘクタール、717万3,000円でございます。産地資金助成としまして132件で、対象面積が37ヘクタール、金額的に511万円でございます。以上で、戸別所得の補償制度の概略の方を終わらせていただきたいと思います。

それと、報償費の374万円の内訳なんですけれども、農業経営化推進員手当ということで、5,000円掛ける44人の12カ月、1年分ということで、264万円でございます。それと、戸別所得の制度、現地調査に行っていただきますので、経営化推進員さんの方が、当日分として1万円の44地区で44万円。それと、当日、経営化推進員に各地区の方が応援いただいておりますので、その方につきましては、5,000円掛ける3人掛ける44地区で66万円を見させていただいております。合計374万円という形になっております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長補佐の方から詳細な説明をしていただきました。実際に達成率そのものが40.18%、実際に米作の面積が443ヘクタールなんです。ほんとうに40%の農地は米をつくっていないと、こういうことになるわけですね。そういうことですね。米というのは、当然、日本の国民の主食なんです。主食でありながら、実際に米価の安定を図り、農家の経営運営を下支えする、こういうことでやっているわけでありまして。ほんとうに米価の下支えになり、農家がちゃんとした所得を得られているのかというのが、ほんとうに政策が成功しているかどうかのバロメーターになると私は思うわけでありまして。

実際に今、聞いたところによりますと、反当たり480キロぐらいの収穫があるそうです。1つの袋を1俵というんですか、60キロが8本の収穫があるということなんです。私どもが党の政策として、農家の生産費を賄える価格として60キロ当たり1万8,000円が必要なんだと、こういうふう主張して、この米価をやっばり補償するということが大事だと言っています。現在、原課で把握されている60キロ当たりの農協の買い取り価格は今、幾らになっているかお伺いしたいと思います。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 現時点で、農協の買い取り価格は6,200円ぐらいです。

白石委員 60キロやで。

池原農林課長補佐 すいません、1万2,400円ぐらいです。

白石委員 ありがとうございます。自民党政権自身が進めてきた水田農業確立対策等の施策あるいは所得補償制度を導入することによって、これは単に生産調整だけにお金を補償していくということではなくて、全体としてやはり米作農家の経営が成り立つように生産調整をするというのが趣旨、目的だと思うんですね。ところが、4割もいわゆる減反をしているわけです。減反をしているにもかかわらず、協力しているにもかかわらず、その価格は60キロ当たり1万2,000円台。反当たり11万1,000円から11万9,000円ぐらいの収入にしかならないわけですね。

本来、生産費を賄うということになれば、反当たり14万4,000円、これだけの収入がなければこれは採算が合わない、こういうことになるわけですし、この政策の効果そのものがあらわれていないとしか言えないわけですね。それは当然なんです。こうやって減反をしながら、アメリカからミニマムアクセス米をやはり何万トンも買い入れているわけでありますから、価格が下がるのは当然です。こういう政策そのものがほんとうに農業振興になるのかということを私は言いたいです。

本市の農林商工業費、いわゆる農業振興政策というのは、農業振興と言える政策というのは、実際に75ページの農業振興費3,411万2,000円があります。このたびは、さっき言われた農業振興地域整備計画、これ、550万円で計画をつくらうというわけですから、これを差し引けばもっと低くなる。しかも、各生産団体とかそういうところの補助金がほとんど中心なんです。ほんとうに農業振興と言われるような具体的な施策がない。

じゃあ、何を中心に農業振興と言っているのかといえ、中心は農地費、いわゆる基盤整備ですね。そして、もう一つ、団体営土地改良事業費、それぞれ3,800万円、4,900万円という、いわゆる農道やため池や頭首工等々のやはりハード事業が中心になっている。これはずっと変わっていない状況ですね。だから、私自身はこの振興計画をつくるということは、やはり具体的にほんとうに葛城市の農業、いわゆる近郊農業そのものが成り立っていくような振興政策を持ち、それを具体的に進めていくということがなければ、これは成り立っていかないと思うわけであります。残念ながら、唯一の振興計画とも言える戸別補償のこの制度そのものも、効果、成果を上げていないわけであります。この点を強調しておきたい、このように思います。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 今、団体営の土地改良事業についてちょっと質問がありましたけれども、79ページですけれども、これ、ため池なんかの補修で3月補正にも上がっていましたけれども、これが大字の負担が1割ということですね。それで、山手の小さな、世帯数の少ない大字になりますと、予算もすごく、ほんとうに持っていないんですけれども、人数に反してため池の数も多いわけですよ。そうすると、工事をしていただくのはありがたいんですけれども、その1割の負担がすごく大きくなるので、これをもっと市としてどうかしてほしいというのがほんとうのところなんです。前に補正のときに白石委員も何かおっしゃってくださったんじゃないかな

かったかな。あ、違う、岡本議員でした、本年度中1年じゃなくて、分割にという話もありましたけれども、1割というのも対象の大字によって変えていただくとか、その辺ちょっと検討していただきたいと思うんですが。

赤井委員長 市長。

山下市長 どこだという特定の事とお話しじゃないと思うんですけども、これから打ち合わせをしていく中で、それぞれ地元との協議を行わせていただきます。その中で具体的にもし話が出てまいりましたならば、原則1割負担ということで単年度で拠出していただくという形になっております。そのことにつきましては方針としては変わりませんが、ご相談に乗らせていただくということはあるかとは思いますが。どういう答えが出せるかというのはここで確約をすることはできませんけれども、困った事情があったりとか、地元の方々と話をさせていただく中で解決策を見出せるように、こちらの方としても考えてははいかがでしょうかと思っております。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 これだけではなくて、例えば防火水槽にしても1割ということで、全額、小さい大字でも同じように負担ということで、やっぱり収入のない大字にとっては大変な負担になりますので、それも含めて考えていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 今、白石委員が質問された部分と同じ76ページの戸別所得補償制度のこの関係の8節の報償費なんですけれども、これ、去年は412万円計上、今年374万円、差し引き38万円減額なんですけど、今、説明でおっしゃった部分の関係でトータル374万円になるんですけど、昨年の分とどの部分で減ったか、なぜ減ったかというのを教えていただけますか。とりあえず1点。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 農林課の池原でございます。

今ご指摘の戸別所得補償の報償費なんですけれども、平成23年度におきましては、農業経営化推進委員の手当そのものは同じく264万円、平成24年度も264万円でございます。

それと、戸別所得の確認手当が、確認手当としては1万円掛ける44地区の、経営化推進員の44万円なんですけれども、平成23年度におきましては、50円掛ける1万2,000筆ということで、筆の手当をつけさせていただいておりました。これにつきましては、各経営化推進員さんと協議した結果、この筆手当につきましては削除いたしました。そのかわりに、転作の現地調査の時点において、その1日において終わりますので、各地元の方から応援が入っていただくということで、その方については5,000円掛ける3人という形の見方に変えさせていただきました。

それと、去年におきましては、戸別所得の制度申請書回収報償ということで、12月に申請書の回収という業務が国の方から言われていたんですけども、これがなくなりまして、4月に1回、計画書を配るときに1回でいけるようになりましたので、この分が44カ所分、44万円を減額させていただきまして、374万円という形になっております。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 そしたら、去年説明いただいた分の1筆50円掛ける1万2,000件ですかね。これで、今年
の分を見たら、新年度平成24年度は全ての大字に同額ということになるんですよね。昨年は
違いましたね。これ、ちょっと答弁をお願いします。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 現時点では5,000円掛ける3人掛ける44地区で見えておりますけれども、これにつ
きましては各地区ばらつきがありますので、実績という形の中で見させていただきたいと思
っております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。そうしたら、これ、3人勘定しとるけど、これ、本来、1名というのは、
支部長のことですか。支部長プラス3名、最大4名の調査員がいるということですね。それ
は3名は、地域によっては1名になる場合も、支部長1人で行く場合もあるんですよね。だ
から、44地区全部が同額じゃないということですね。それで合っていますか。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 そのとおりでございます。各地区ともばらつきがございます。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 すいません、それで大体わかりましたんですが、その次に、同じ目のところで、19節負担
金補助及び交付金の欄の生産調整地域調整推進助成金396万円、これについてちょっと詳し
く教えていただけますか。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまご質問いただきました生産調整地域調整推進助成金396万円なんですけ
れども、これにつきましては、市内の転作達成者の方に1筆3,000円という形のお支払いを
させていただき予定でございます。ですから、1反当たり3,000円といたしまして、132ヘク
タールということで396万円を見させていただいております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ということは、これ、去年よりも39万円減額ということは、実績として落ちるということ
ですか、今年の見込みが。そうとってよろしいんですね。わかりました。それじゃ、結構
です。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 またこれ同じところで、私、細かく聞いて悪いんですけども、この中で、同じく戸別所
得補償の欄で、16節原材料費、景観形成作物種子原材料費と、19節の景観形成作物栽培助成
金、これの相互性というんか、関連性について説明願えますか。これ、聞いているのが、私
自身が地域の人から聞かれることが多いんですわ。支部長会のことにせよ、こういうことに
せよ、どういうふうにしてなってんのか言うて聞かれるので、ちょっと詳しく聞きたいん

です。お願いします。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまご質問いただきました原材料費であります景観形成作物種子原材料費と負担金補助及び交付金の中の景観形成作物栽培助成金の考え方なんですけれども、原材料費につきましては、コスモス、ヒマワリの種代でございます。負担金の景観形成栽培助成金につきましては、植栽をしていただきましたら、1反当たり3万円の助成をさせていただいております。これにつきましては、コスモスにつきましては2反以上を集落で団地化される所に対しまして助成するものであります。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 すいません、細かいことを聞きます。コスモスとヒマワリのこの関係、種子でありますよね。コスモスの種。この収穫等の絡みはないんですか。つくって、終わったら、耕すと。種子取得という目的はないんですかな。

赤井委員長 補佐。

池原農林課長補佐 ただいまのご質問の、種子目的はございません。やっぱり景観形成ですので、地域の景観を保全していただくことが第1の目的に思っております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。結構です。

赤井委員長 本日は、これにて委員会を終了いたします。

なお、明日23日の午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

延 会 午後7時00分